

# 山形県男女共同参画計画

〔改訂版〕

～男女がともにいきいきと活躍する山形県の実現をめざして～

平成 1 8 年 3 月

山 形 県



## 計画の改訂にあたって

山形県では、平成11年6月に制定された国の「男女共同参画社会基本法」の趣旨や理念等を踏まえ、平成13年3月に「山形県男女共同参画計画」を策定するとともに、平成14年7月には、本県の男女共同参画を推進するための指針となる「山形県男女共同参画推進条例」を制定し、県民、事業者及び行政が一体となって、男女共同参画による豊かな地域社会を築くための取り組みを進めてまいりました。

一方、本県は全国に先行して高齢化の進展や人口減少の局面にあり、こうした社会情勢の大きな変化に対応し、新しい地域社会を創生するためには、今後ますます県民一人ひとりの力が何よりも重要となり、特に男女が性別にかかわらず、ともにあらゆる分野に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現することは、最重要課題であると考えております。そのため、平成17年度から推進しております「やまがた改革」においても、男女共同参画社会の実現を最も重要な柱と位置づけて取り組んでいるところです。

このたび、このような情勢の変化やこれまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、現行計画を見直し、今後5年間の男女共同参画を推進するための行政や県民の取り組みを具体的に示した「山形県男女共同参画計画（改訂版）」を策定いたしました。

この改訂においては、「男女共同参画についての正しい理解と認識を深める機会の充実」、「多様な分野における女性のチャレンジ支援」、「女性が能力を発揮し、活躍できる機会の創出・拡大」、「男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備」、「配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等の施策推進」の5つの事項に重点的に取り組むとともに、様々な数値指標を取り入れ、取り組みの進捗状況や成果を的確に把握し、県の施策に反映させていくこととしております。

男女がともに助け合い、それぞれの持てる能力を十分に発揮し、県民みんなで「未来に広がる“やまがた”」を創り上げていくためには、県や市町村の取り組みはもとより、県民一人ひとりが主体的に関わり、取り組んでいくことが必要ですので、今後ともなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この計画の改訂にあたり、貴重なご意見をいただきました山形県男女共同参画審議会委員や県民の方々をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18年3月

山形県知事 齋藤 弘



# 目 次

## 第1章 計画の見直しにあたって

- 1 見直しの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 見直しのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 『次期総合計画』と「山形県男女共同参画計画」の対応関係図・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 本県の男女共同参画の現状と課題 ～3つの視点から～

- 〔視点1〕『働く』から見た特徴・現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 〔視点2〕『家族・家庭』から見た特徴・現状・課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 〔視点3〕『政策・方針決定過程への女性の参画』から見た特徴・現状・課・・ 7

## 第3章 計画の基本的考え方

- 1 目標・基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
- 2 施策の基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 山形県が目指す男女共同参画社会の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 4 今後5年間における重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

## 第4章 計画の内容

- 1 施策の体系
  - 山形県男女共同参画計画 全体図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
  - 山形県男女共同参画計画 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 2 基本目標ごとの施策の推進方策
  - 基本目標 男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革
    - 重点目標1 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し・・・・・・・・ 1 8
    - 重点目標2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実・・・・・・・・・・ 2 0
    - 重点目標3 女性のチャレンジする意識の高揚・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
  - 基本目標 いきいきと働くことができる環境の整備
    - 重点目標4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保・・・・・・・・・・ 2 3
    - 重点目標5 多様な分野での女性のチャレンジの拡大・・・・・・・・・・ 2 5
    - 重点目標6 仕事と家庭の両立支援・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 8
    - 重点目標7 農林水産業、商工業等の自営業における労働環境の整・・・・・・・・ 3 1
  - 基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
    - 重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・ 3 3
    - 重点目標9 女性の人材養成と情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5

重点目標 10	家庭・地域における男女共同参画の促進	36
重点目標 11	国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	38

基本目標 共に自立し安心できる生活の確保

重点目標 12	女性に対するあらゆる暴力の根絶	39
重点目標 13	高齢者等の自立の促進	42
重点目標 14	生涯を通じた女性の健康支援	44
重点目標 15	みんなが暮らしやすい生活環境づくり	47

3	指標一覧	49
	計画期間（平成18～22年度）に実施する施策	51

## 第5章 計画の推進

1	推進体制の充実	63
2	市町村との連携	64
3	NPOや企業等との連携	64
4	県民との連携	65

## 付属資料

	男女共同参画社会の形成に向けての経緯	67
	山形県男女共同参画推進条例	72
	男女共同参画基本法	76
	参考データ	81

# 第1章 計画の見直しにあたって



# 第1章 計画の見直しにあたって

## 1 見直しの背景

本県では、男女共同参画社会実現に向けて行政や県民が推進すべき方向について示すものとして、平成12年度に山形県男女共同参画計画（計画期間：平成13～22年度）を策定しました。

これまで、社会制度・慣行の見直し、県民の意識の改革、機運の醸成といった行政側の環境づくりを行うとともに、県民の主体的な参加、取り組みを促進する施策を展開してきました。

平成14年7月には、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって強力に男女共同参画の推進に取り組んでいくため、その指針となる「山形県男女共同参画推進条例」が制定されました。

現行計画が策定された後、少子化の急激な進行、県男女共同参画推進条例の制定のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」の制定など、男女共同参画社会の形成促進を取り巻く環境は、大きく変化している状況にあります。

## 2 見直しのポイント

平成12年度に策定した山形県男女共同参画計画の内容を継承しつつ、社会情勢の変化や策定後5年間の成果・課題を踏まえ、今後5年間の男女共同参画を推進するための行政の取り組み方、県民の関わり方を具体的に表します。

取り組みの進捗状況や成果を的確に把握し、県民、行政機関に対しわかりやすく示していくとともに、その評価結果を県の施策に反映させていくため、様々な数値指標を取り入れます。

この計画は、「やまがた総合発展計画」の実現を図るため、男女共同参画分野における具体的な施策の展開内容を定めるものであり、「やまがた総合発展計画」との対応関係は次ページに示すとおりです。

また、計画の具体的な推進については、「やまがた子育て愛プラン」（平成17年6月策定）、「山形県DV被害者支援基本計画」（平成18年3月策定）との整合を図るとともに、すべての行政分野に男女共同参画の視点が活かされるよう配慮します。

山形県男女共同参画審議会における委員のご意見、パブリックコメントによる県民の方からのご意見を踏まえ、国における「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年度12月策定）の内容も勘案しています。

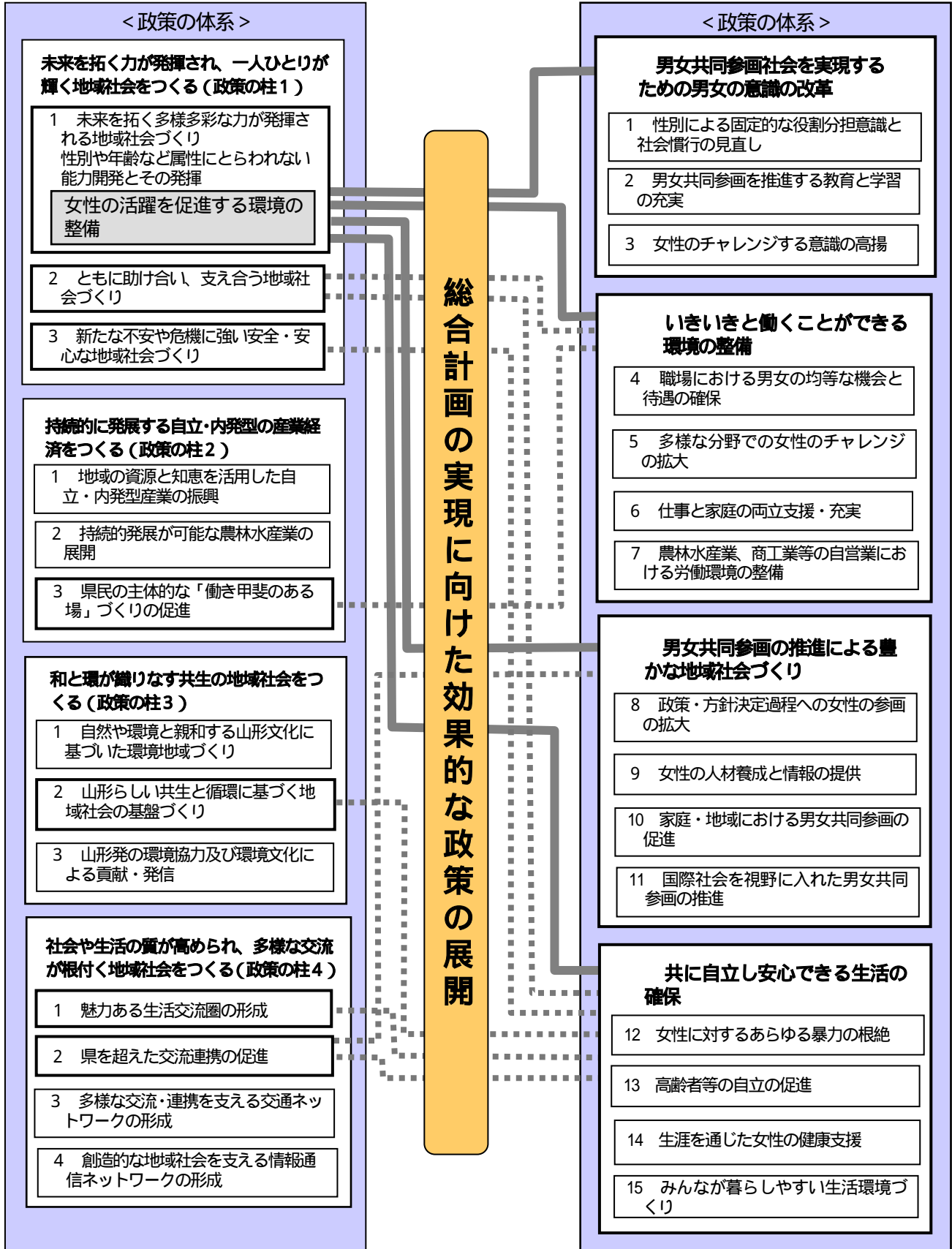
## 3 計画の期間

計画期間は、平成13年度から平成22年度までの10年間とし、平成18年度から22年度までを後期計画期間とします。

『やまがた総合発展計画』と「山形県男女共同参画計画（改訂版）」の対応関係図

やまがた総合発展計画（全県計画）

山形県男女共同参画計画（改訂版）



■ : 2つの計画において直接関係する政策・施策

..... : 2つの計画において関連する政策・施策

## 第2章 本県の男女共同参画の現状と課題 ～3つの視点から～



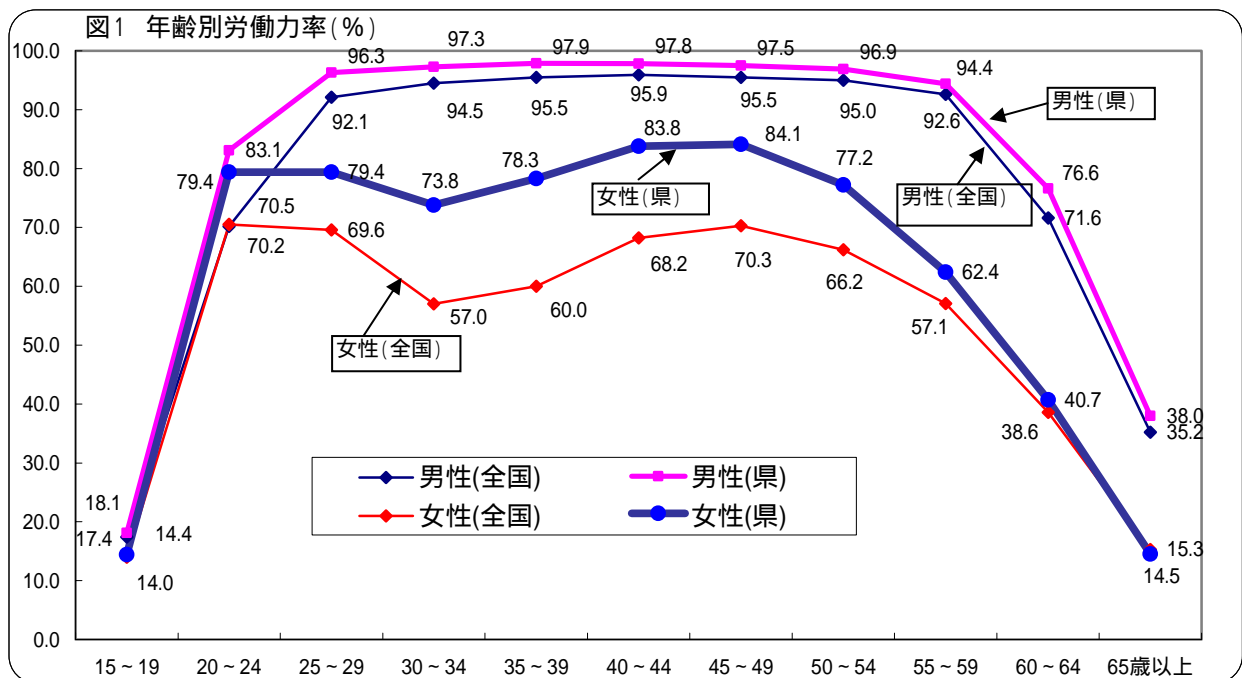
## 第2章 本県の男女共同参画の現状と課題 ～ 3つの視点から～

### 視点1 『働く』から見た特徴・現状・課題

#### 特徴

山形県は、夫婦共働き世帯の割合が全国2位と高く、労働力率（ ）については本県女性の数値はほとんどの年代で全国平均より高くなっています。また、女性の労働力率は25～39歳の期間、出産・育児により落ち込む傾向にありますが、本県は、その落ち込みが緩やかで継続して高い労働力率を維持しているという特徴があります。

労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合



(資料：平成12年国勢調査)

#### 現状

男女とも女性が職業を持ち続けることに肯定的であり男女間に大きな隔たりはありません。また、女性が働き続けることを支持する男性の意識は、最近の傾向ということではなく以前から継続して肯定的であるという状況が続いています。

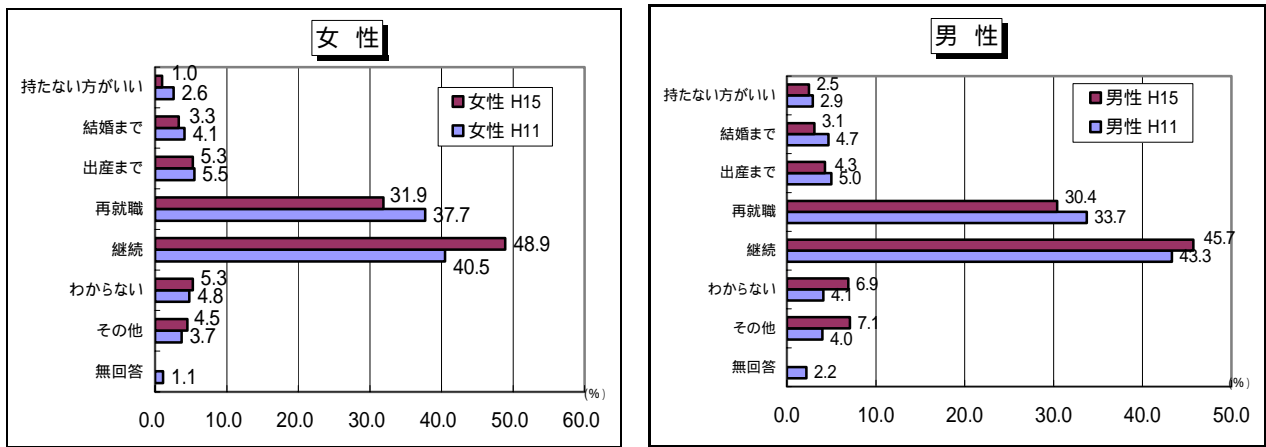
女性が仕事を継続していくため必要な条件としては、男女とも「仕事と育児を両立できる労働条件」をあげる人が最も多くなっています。

本県の25～49歳階層の女性の90%以上が就業意欲を示していますが、家事負担等の大きい30代の有業率（ ）と潜在的有業率（ ）の格差は約20ポイント開いています。(付属資料「参考データ」)

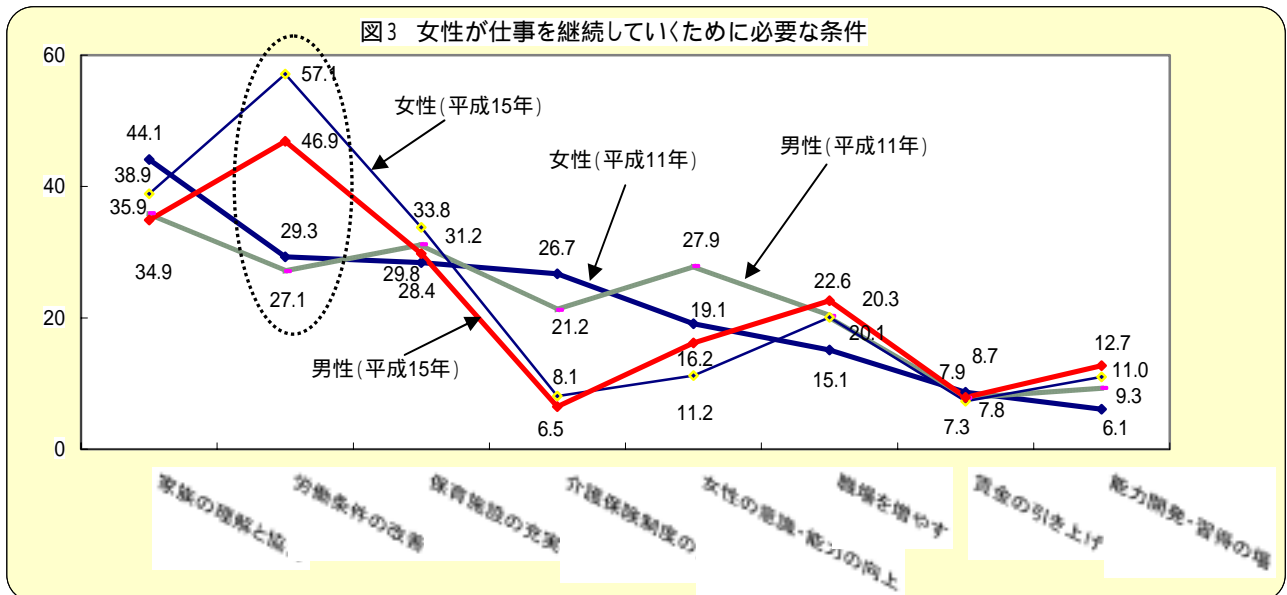
有業率：15歳以上人口に占める有業者の割合。有業者とはふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者。

潜在的有業率：15歳以上人口に占める有業者と無業者のうち就職希望者の割合。就職希望者とは、ふだん仕事をしていない者のうち、何か収入になる仕事をしたいと思っている者。

図2 女性が職業を持つことについて



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年度県民意識調査」及び男女共同参画室「平成15年度県民課題調査」)



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年度県民意識調査」及び男女共同参画室「平成15年度県民課題調査」)

課題

- 本県の特徴と現状から見えてくる課題 -

県民は、男女共同参画社会の実現に向けて「仕事と家庭・地域やボランティア活動との両立支援」を最も重視するとともに、企業(事業者)に対しても、「仕事と家庭を両立しながら働くことができる環境づくり」を期待していることから、事業主の取り組みを促していくための働きかけが必要であると考えられます。(付属資料「参考データ」)

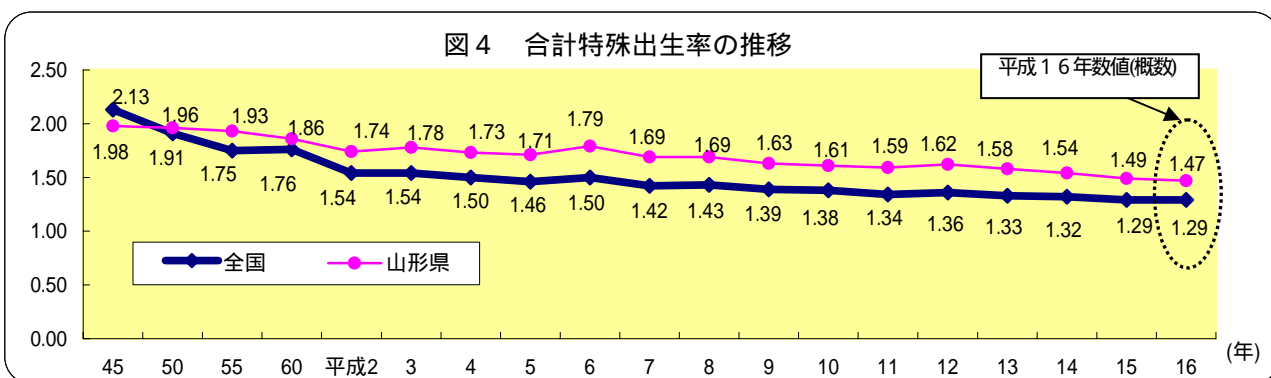
出産、育児、介護等の理由により働いていない女性のほとんどが就業意欲を持っていることから、出産、育児等家事負担の大きい時期でも働き続けられる、また、一旦離職した女性の再就職を支援する環境整備が必要であると考えられます。

## 視点2 『家族・家庭』から見た特徴・現状・課題

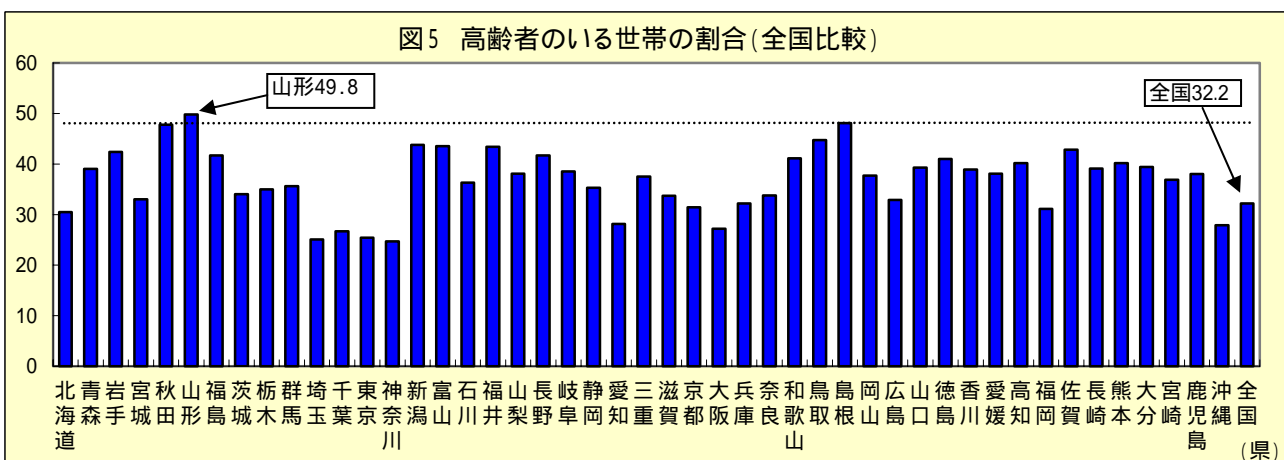
### 特徴

山形県も少子化が進行しており、合計特殊出生率（ ）が低下傾向にあるものの、全国平均に比べればまだ高い数値となっています。一方、65歳以上の人口割合は高く、高齢者のいる世帯の割合は、全国平均を大きく上回り、日本一となっています。

合計特殊出生率：その年における女性の年齢毎の出生率の合計。女性1人当たりの平均子ども数を表す指標となる。



(資料：厚生労働省「平成16年人口動態統計」)



(資料：総務省平成12年「国勢調査」)

### 現状

結婚後の生活について、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別に基づく固定的な考え方に肯定的な割合は若干減少してきています。

「男女ともに仕事を持ちながら夫婦で家事・育児を協力分担すること」については、男女とも各年代で概ね賛成しており、男女とも夫婦間の家事・育児の協力分担は、ある程度当然のことと考えているようですが、実際の家事・育児を主に担っているのは妻や祖母といった女性であり、理想と現実のギャップがみられます。(付属資料「参考データ」)

県民が関心を持ち関わっても良いと考えているものとしては、男女ともに「男女が互いに個人を

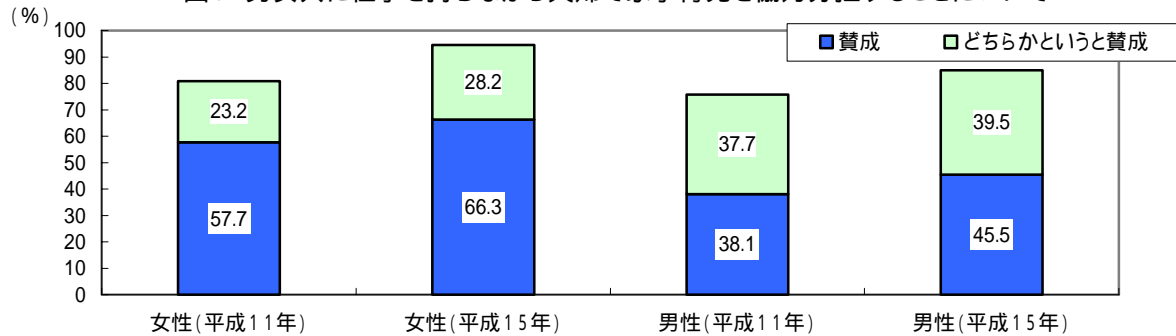
「尊重し働きやすい環境づくり」と考えている人が多くなっています。一方、「男女が共同して子育てや家族の介護を行う」ことについては、男性が女性を約15ポイント下回っており、男女の考え方に違いが表れています。(付属資料「参考データ」)

表1 結婚後についての考え方

項目	山形県(H15)	山形県(H11.9)	全国(H14.7)
結婚後、夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	37.9%	42.3%	46.9%

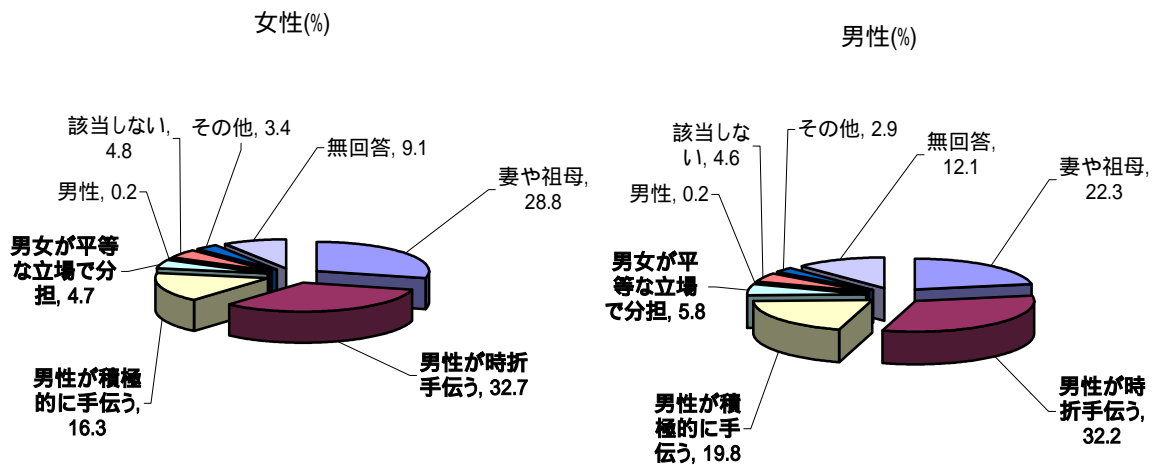
(資料：男女共同参画室「平成15年度県民課題調査」)

図6 男女共に仕事を持ちながら夫婦で家事育児を協力分担することについて



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年県民意識調査」及び男女共同参画室「平成15年度県民課題調査」)

図7 実際の家事・育児の担当者について



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年県民意識調査」)

**課題** - 本県の特徴と現状から見えてくる課題 -

家庭における固定的な役割分担意識は徐々に薄らいできており、大部分の男女が家事・育児については夫婦間で協力分担する意識を持っていますが、実際には女性が主に担っている現状にあることから、男女が協力して家事・育児等の家庭責任を果たしていけるよう、引き続き意識改革を図るとともに、実際の行動につなげていくための方策を提示していく必要があると考えられます。

### 視点3 『政策・方針決定過程への女性の参画』から見た特徴・現状・課題

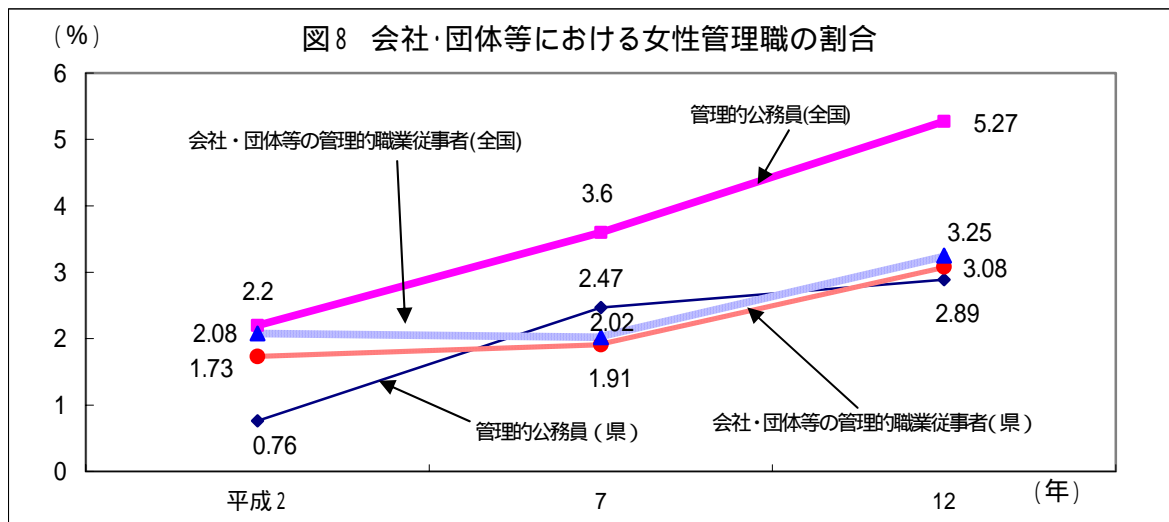
#### 特徴

山形県の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、女性の労働力率が全国に比べ高いにもかかわらず、女性議員、会社・団体等における女性管理職の割合は全国に比べ低く、遅れが目立っています。

表2 地方議会における女性議員の比率

	都道府県議会	市・区議会	町村議会	合計
山形県	2.2%	5.4%	3.2%	3.9%
全国平均	6.9%	12.0%	5.8%	8.1%

(資料：山形県分は県女性青少年政策室調べ(平成17年4月1日現在)、全国平均分は内閣府調べ(平成16年12月現在))



(資料：総務省平成12年「国勢調査」)

#### 現状

平成11年県民意識調査では、地域や職場、政策決定の場で役職につくよう要請があった場合に引き受けるかどうかについて、女性は男性に比べて役職を引き受ける人が全体的に少なく、「議員や自治体の首長」への要請は7割近くの男女が、「審議会等の委員」については約6割の女性が断るとしています。

地方議会における女性議員の割合、県の審議会等における女性委員の割合はともに全国平均を大きく下回っており、平成11年以降もその傾向は変わっていません。

職場における管理職等の役職を引き受けたいと考える女性の割合は、他の分野に比べて高くなっていますが、実際には、会社・団体等における女性管理職の割合は低い状況にあります。

女性が役職に就くことについては、どの分野においても、男女とも半数近くが賛成しており、女性が意欲を示すのであれば、様々な分野で女性が役職に就く可能性が期待できることがうかがわれます。

## 図9 役職を引き受けるかどうかについて

図9-1 PTA・町内会等団体の代表になる

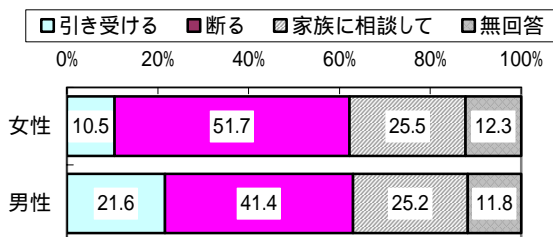


図9-2 職場で管理職や役員になる

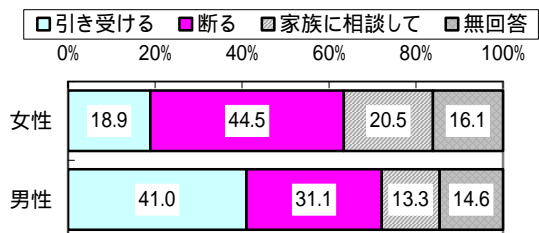
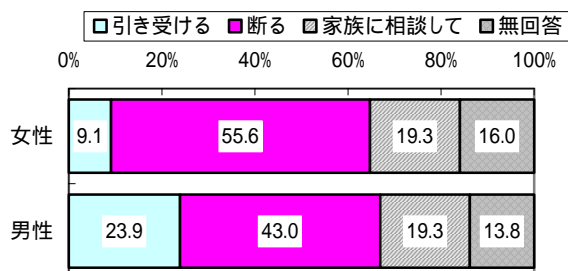
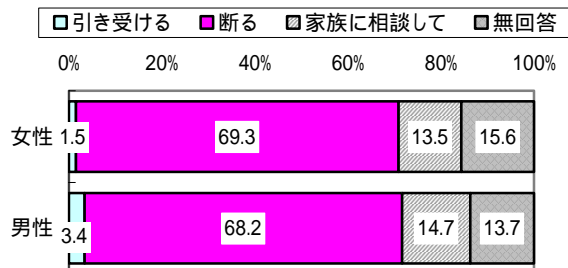


図9-3 審議会等の委員を引き受ける



図表9-4 議員や自治体首長への立候補



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年県民意識調査」)

## 図10 女性が役職に就くことに賛成かどうかについて

図10-1 PTA・町内会等の団体の代表

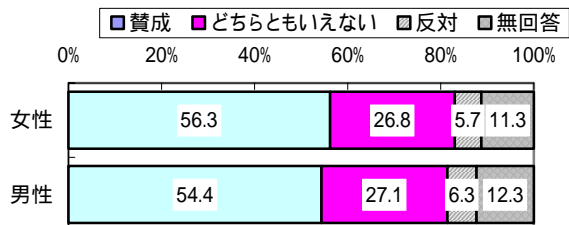


図10-2 職場で管理職

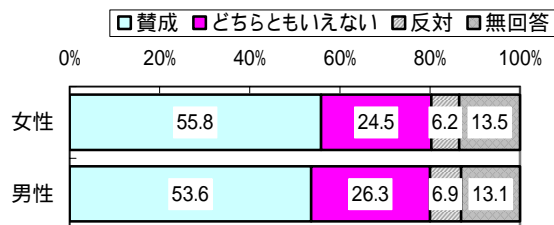


図10-3 審議会等の委員

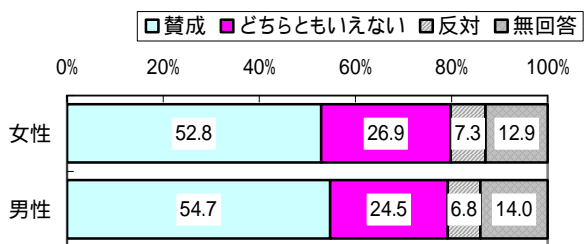
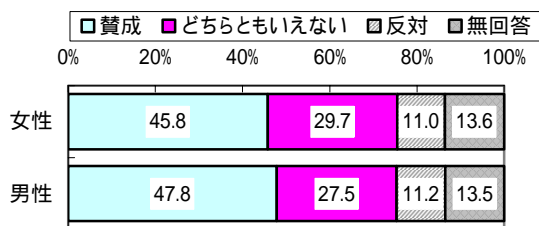
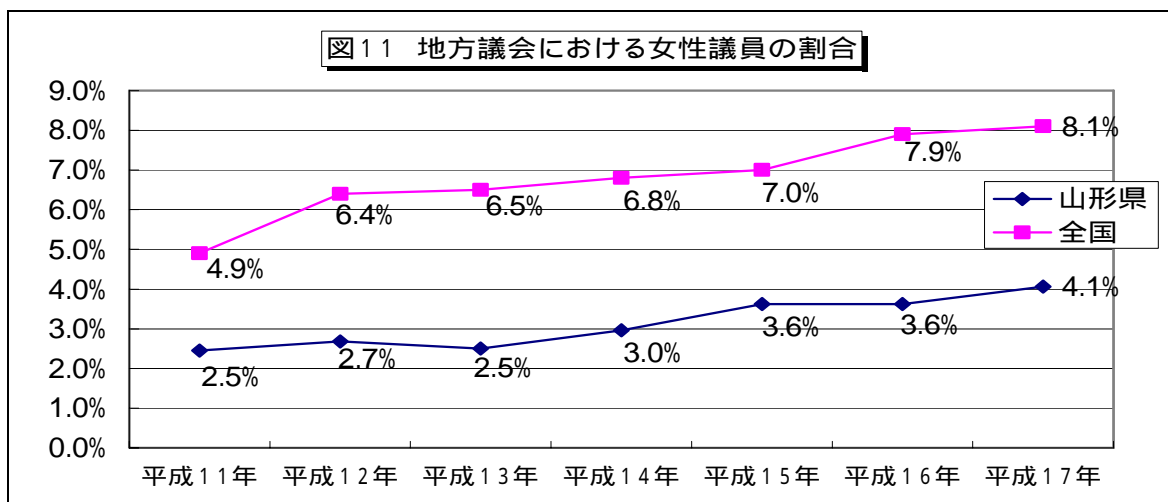


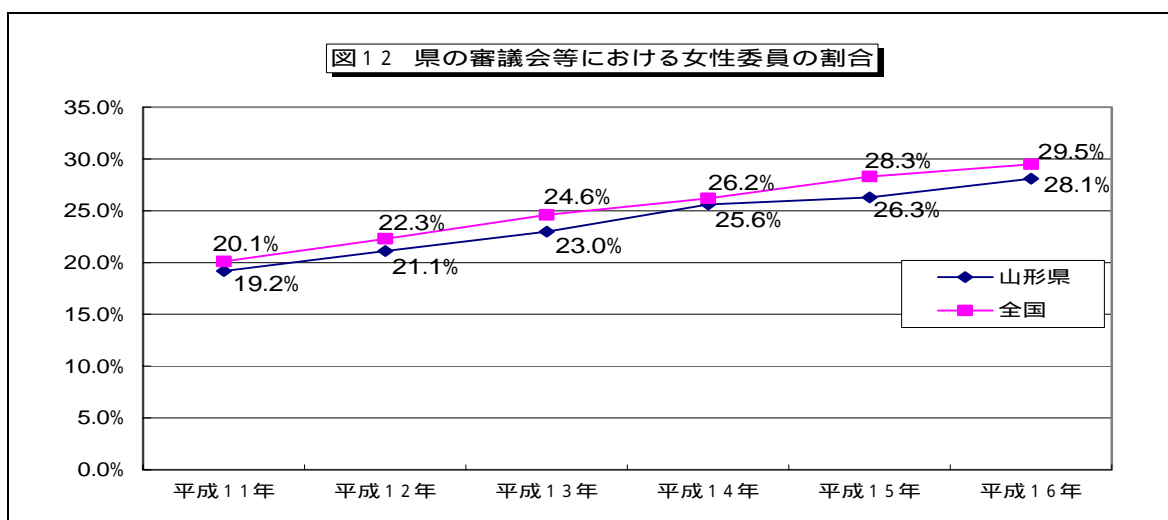
図10-4 議員や自治体首長



(資料：県民生活女性課「男女共同参画社会の実現をめざして 平成11年県民意識調査」)



(資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)



(資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

課題

議員、委員など政策決定過程への女性の進出については、意識の面で消極的なところが見られることから、女性自身の意識の高揚と社会参画に向けた機運づくりが重要であると考えられます。

社会参画に対する女性のチャレンジを支援するため、ロールモデル( )の提示やエンパワーマent( )のための情報提供など社会参画を促すための環境整備を図る必要があります。

職場における管理職等の役職は引き受けたいと考える女性の割合が比較的高いことから、女性の活躍の場の拡大、積極的な登用等を事業者に働きかけるなど、事業者の取り組みの促進が必要です。

ロールモデル：将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。

エンパワーマent(力をつけること)：過去における社会的・構造的な差別の中で奪われてきた、本来持っている力を取り戻すこと。個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。



## 第3章 計画の基本的考え方



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 目標・基本理念

#### (1) 目標

社会情勢の大きな変化や本県の地域性を踏まえ、女性の知恵や「気づき」を積極的に活かした新しい地域社会を築いていくため、新たに次の目標を掲げ、山形県らしい男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進していきます。

### 「男女がともに いきいきと活躍する山形県」

#### (2) 基本理念

山形県男女共同参画推進条例第3条に掲げる基本理念のもとに、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、ともに助け合い、喜びと責任を分かち合い、地域の未来を創り出していく社会、「男女がともに いきいきと活躍する山形県」の実現を目指します。

##### 男女の人権の尊重（条例第3条第1項）

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、ともに多様な生き方を選択でき、認め合う社会です。男性も女性も一人ひとりを大切に、性別にとらわれることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

##### 社会の制度や慣行の見直し（条例第3条第2項）

男性も女性も、固定的な役割分担意識にとらわれることなく、自由な選択のもとに活動できるように、社会の制度や慣行を十分に見直していくことが大切です。

##### 政策や方針の立案や決定への共同参画（条例第3条第3項）

県の政策または民間団体等の方針を立案し、決定するときには、男女が対等な構成員として参画できるようにすることが必要です。

##### 家庭生活と他の活動の両立（条例第3条第4項）

家族の一人ひとりが、家族の一員としての役割を果たしながら、互いに協力して家庭生活を営み、仕事や地域活動とも両立できるようにすることが必要です。

##### 生涯にわたる健康の確保（条例第3条第5項）

男女が身体的な特徴の違いについて理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活がおくれるように考えていくことが必要です。

## 2 施策の基本的方向

### 基本目標 男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

「男性は仕事、女性は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されてはいるものの、家庭・地域・職場に依然として存在しています。

このため、制度・慣行の見直しや男女平等意識の啓発、男女共同参画を推進する教育や学習の機会の充実、さらに女性の社会参画への機運づくりなどにより男女共同参画社会を実現するための意識の改革を進めます。

### 基本目標 いきいきと働くことができる環境の整備

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、特に、本県は夫婦共働き世帯割合が全国2位と高い状況にあることから、労働の分野における男女共同参画は非常に重要な課題です。

そのため、職場における男女の機会均等と待遇確保を推進するための啓発や、女性の多様な分野でのチャレンジの拡大を図るための環境整備、仕事と家庭を両立できる支援対策の充実を図ります。

また、農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性の方針決定過程への参画や経営への主体的な参画の促進を図っていきます。

### 基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

男性も女性も、社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図り、豊かな地域社会を創造するためには、男女の多様な考え方を活かしていくことが必要です。

そのため、政策・方針決定過程への男女共同参画を一層促進するとともに、一人ひとりが自分に合った生き方を選択でき、家庭・地域・職場において、それぞれバランスがとれた生活を送ることができる環境づくりの推進を図っていきます。

### 基本目標 共に自立し安心できる生活の確保

高齢者や障害者等の社会参加の促進と、みんなが安心して暮らせる生活環境の整備を図っていきます。

また、社会的に深刻な問題となっている女性に対する暴力防止対策の充実を図ることにより、女性の人権が尊重される社会を目指します。

さらに、女性の生涯を通じた健康支援に取り組み、女性が擁護される社会づくりを推進します。

### 3 山形県が目指す男女共同参画社会の姿

女性の多彩な力を活かした社会経済活動の活性化

様々な分野・階層への女性の進出により、新たな発想や多様な価値観が活かされる組織・社会の実現

男女の固定的な役割分担意識が変わり、男性も家事・育児等に積極的に参画し、男女とも生活と仕事のバランスのとれた生き方のできる社会の実現

#### 2010年の山形のすがた

##### 家庭では

一人ひとりが家族の一員として積極的に家事、育児、介護などの役割を担って、互いに協力し、ゆとりのある充実した家庭生活を営んでいます。

暴力のない明るい家庭が築かれています。

##### 地域社会では

性別による固定的な役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。

男女が対等な構成員として、地域における様々な企画や方針決定に関わり、ともに住みよい地域づくりに参画しています。

子育てや介護に関する社会支援が充実し、男女がともに地域の一員としてNPO・ボランティア活動など様々な活動に積極的に参画しています。

##### 職場では

募集・採用や昇進・配置、賃金などにおける男女格差が解消され、一人ひとりの個性や能力、意欲などが十分に発揮され、ともに生き生きと活躍しています。

性別や年齢にとらわれず、男女が対等に政策や方針決定の場に参画し、喜びも責任も分かち合っています。

それぞれが個性や能力を活かして、多様な価値観やライフスタイルに対応した働き方をしています。妊娠、出産、更年期など女性のライフサイクルに応じた健康管理がなされています。

##### 学校では

男女がともに互いの個性を尊重し、協力し合う子どもたちが育っています。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自分らしさを大切に、自立心が育まれています。

進学や就職など、個人の自主性を尊重した進路選択がなされています。

#### 4 今後5年間における重点事項

「やまがた総合発展計画」に掲げる政策の方向性を踏まえ、本計画の目標年次である平成22年度に向けて、重点的に次の事項に取り組んでいきます。

##### (1) 男女共同参画についての正しい理解と認識を深める機会の拡充

男女共同参画について、県民一人ひとりが正しく理解、認識し、県民、事業者及び行政が一体となって男女共同参画を推進していくことができるよう、広報・啓発活動の充実強化を図るとともに、県民等の主体的な取り組みを促進します。

##### (2) 多様な分野における女性のチャレンジ支援

女性がそれぞれの知恵や「気づき」を活かし、産業や地域づくりをはじめ様々な分野で新しい価値や活力を生み出すことができるよう、多様な女性のチャレンジを支援します。

##### (3) 女性が能力を發揮し、活躍できる機会の創出・拡大

女性が持てる能力を十分に發揮して活躍できる環境を実現するため、行政機関や企業でのポジティブ・アクション( )等の取り組みを促進し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけるとともに、様々な分野で女性が活躍できる機会の創出・拡大を推進します。

##### (4) 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備

男女ともに仕事や地域活動と家庭生活がバランスよく両立できる労働環境や、子育てや介護を支援する仕組みづくりを進めます。

##### (5) 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等の施策推進

「山形県DV被害者支援基本計画」(平成18年3月策定)に基づき、暴力を許さない社会・環境づくりに向けた積極的な周知啓発を行うとともに、相談・保護等の体制を充実します。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置): 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

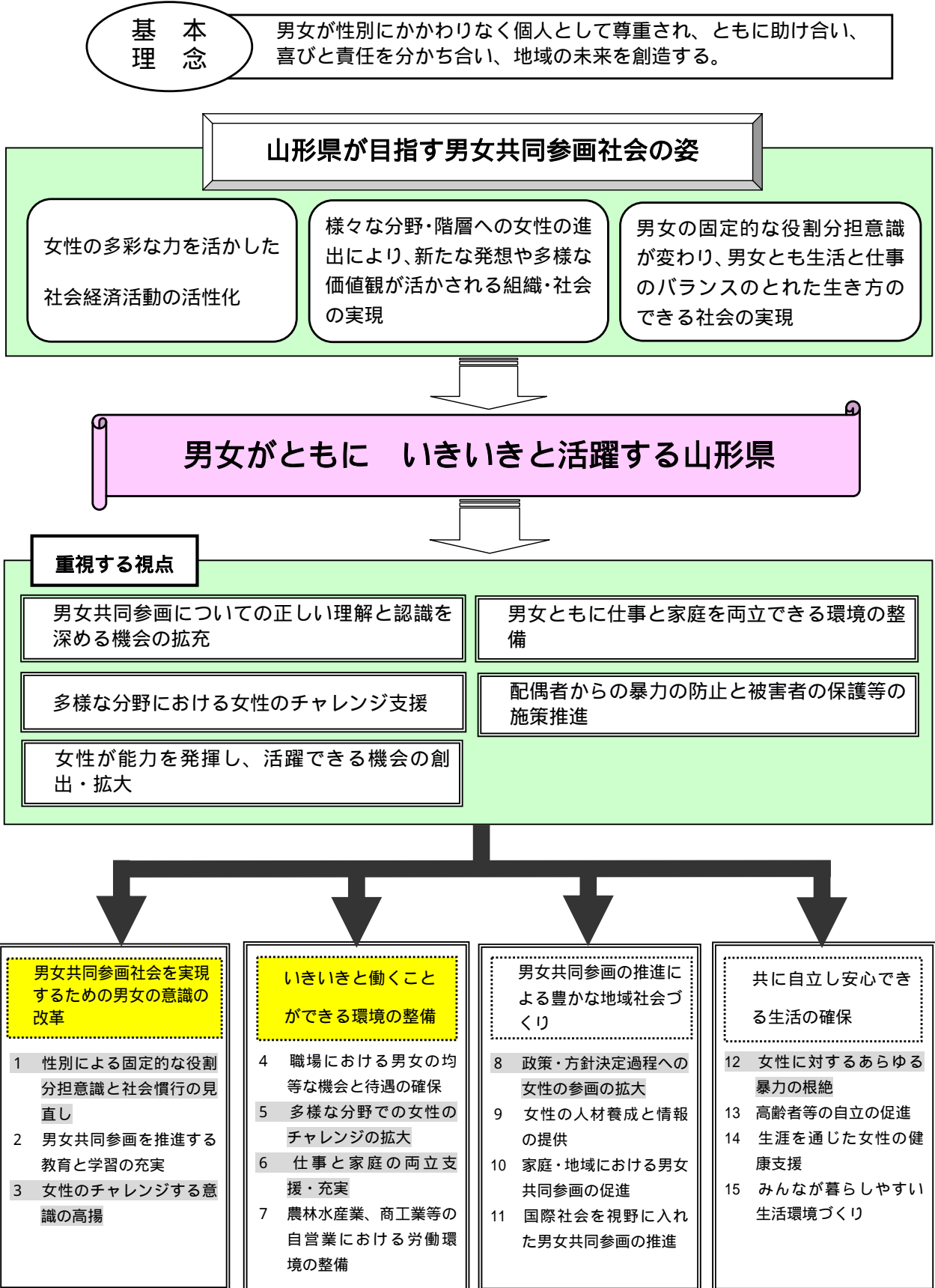
## 第4章 計画の内容



# 第4章 計画の内容

## 1 施策の体系

### 山形県男女共同参画計画 全体図



# 山形県男女共同参画計画

## 基本目標

## 重点目標

男女がともに  
いきいきと活躍する山形県

男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

1 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

3 女性のチャレンジする意識の高揚

いきいきと働くことができる環境の整備

4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

5 多様な分野での女性のチャレンジの拡大

6 仕事と家庭の両立支援・充実

7 農林水産業、商工業等の自営業における労働環境の整備

男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

9 女性の人材養成と情報の提供

10 家庭・地域における男女共同参画の促進

11 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

共に自立し安心できる生活の確保

12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

13 高齢者等の自立の促進

14 生涯を通じた女性の健康支援

15 みんなが暮らしやすい生活環境づくり

# 体系図

網かけした目標は、今後5年間の計画期間中に重点的に取り組む分野です。

## 施策の方向

## 達成水準の目標（平成22年度）

<ul style="list-style-type: none"> <li>県民の理解を深めるための広報・啓発活動の充実</li> <li>男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進</li> <li>メディアにおける女性の人権を尊重した取り組み促進</li> <li>県が作成する広報・刊行物等における性ととらわれない表現の促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭における男女平等を推進する教育の充実</li> <li>学校における男女平等を推進する教育の充実</li> <li>社会教育及び生涯学習の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>社会参画に対する女性の意識啓発と機運づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業等におけるポジティブ・アクションの促進</li> <li>セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備</li> <li>チャレンジ支援サイト(仮称)による情報提供の充実</li> <li>女性のスキルアップ機会の充実</li> <li>女性が活躍できる機会の創出・拡大</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕事と家庭の両立しやすい環境づくりの推進と働き方の見直し</li> <li>子育て支援対策の充実</li> <li>介護のための社会的支援の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>方針決定過程への女性の参画促進と人材の育成</li> <li>女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等委員への女性の参画推進</li> <li>県における女性職員の登用推進</li> <li>市町村における女性の参画促進</li> <li>企業や労働組合、各種団体等における女性の参画促進</li> <li>政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成</li> <li>女性人材情報の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭生活における男女共同参画の促進</li> <li>地域社会における男女共同参画の促進</li> <li>ボランティア活動への男女共同参画の促進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国際感覚豊かな人づくり</li> <li>国際的視点に立った地域社会づくり</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進</li> <li>相談機能・支援体制の充実</li> <li>被害者の救済と援助</li> <li>配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の自立の支援</li> <li>障害者の自立の支援</li> <li>ひとり親家庭の自立の支援</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯を通じた女性の健康の保持増進</li> <li>性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発</li> <li>妊娠・出産・育児にかかわる保健医療対策の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルデザインの推進</li> <li>生活者の視点に立ったまちづくりの推進</li> </ul>

男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

「男女共同参画社会」という用語の周知度を100%にする。

いきいきと働くことができる環境の整備

仕事と家庭の両立に向けた支援措置を導入している事業所の割合を70%に高める。  
(H16 53.5%)

育児休業の取得率を高める。  
(女性 H16 62.6% 70.0%)  
(男性 H16 0.0% 利用率のアップ)

男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

県の審議会等委員に占める女性委員の割合を50%に高める。  
(17.9末 29.9%)

市町村における男女共同参画計画の策定率を50%に高める。  
(H17.4.1 25.0%)

共に自立し安心できる生活の確保

乳がん検診の受診者数を29,384人に増加させる。  
(H16 28,528人)

市町村基本健康診査の受診者数を188,114人に増加させる。  
(H16 181,593人)

## 2 基本目標ごとの施策の推進方策

### 男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

#### 重点目標 1 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

##### 現状・課題

「男性は仕事、女性は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消されてはいるものの、家庭・地域・職場に依然として存在しています。こうした意識は、女性や男性の行動を制約し、とりわけ女性が主体的に生きるための多様な選択や能力発揮の妨げとなっています。

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、家庭・地域・職場等あらゆる場において、性別によって偏りのある制度や慣行について広く見直しを呼びかけていく必要があります。

活字・映像をはじめとするメディアは、これまでも人々の意識形成に様々な形で影響を与えてきました。情報通信技術の高度化に伴い、その果たす役割はますます大きくなってきています。マスメディアにおける情報発信については、性別に基づく固定観念にとらわれた男女の生き方や働き方等のイメージを植えつけることのないように配慮し、男女共同参画を意識した内容で伝えることが求められます。

##### 施策の方向

#### (1) 県民の理解を深めるための広報・啓発活動の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、県民、事業者の理解を深めるための広報・啓発活動を積極的に行います。

##### 主な取り組み

県の各種広報媒体、広報誌、チャレンジ支援サイト（仮称）において、男女共同参画に関する取り組みや女性の様々な社会参画を紹介するなど、県民の理解や認識が深められる広報・啓発活動をより一層推進します。

人権啓発活動にかかわる機関（法務局、県、人権擁護委員連合会）が連携・協力し、各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進していきます。

より多くの県民に男女共同参画について感心を持ち理解を深めてもらうため、身近なテーマでの講演会や講座等を各地で開催します。

#### (2) 男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進

県民が自ら行う男女共同参画社会の形成に関する調査・研究を支援していきます。

男女共同参画に関する施策の実施状況等について把握し、関係する情報の収集と提供に努めます。

### 主な取り組み

県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自主的に取り組む男女共同参画に関する講座・講演会等の開催、各種研究活動等の企画事業を支援します。

県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が男女共同参画社会づくりに向けた活動を行う場を提供するとともに、機器や情報等の提供などの支援を行います。

山形県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、山形県男女共同参画白書として公表します。

### (3) メディアにおける女性の人権を尊重した取り組み促進

人権尊重の視点に立ち、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力表現などにより、女性の人権が侵害されることがないように、メディアにおける取り組みを働きかけていきます。

### 主な取り組み

行政側から報道機関への情報提供に際しては、性別による固定観念にとらわれない表現・報道に配慮していきます。

報道機関等に対して、女性の人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれない表現を行うよう、自主的な取り組みを働きかけます。

性・暴力表現を扱った出版物等が氾濫する有害な環境から、青少年を保護するため、「青少年保護条例」の効果的な運用を図っていきます。

### (4) 県が作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進

県をはじめとした公的機関自らが印刷物等を作成する際には、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージの積極的な取り入れを図っていきます。

### 主な取り組み

県が作成する公的な印刷物の作成及び各種調査の設計や結果の表示にあたっては、男女共同参画の視点から十分な配慮を行います。

### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・社会慣習やしきたりの中にある男女の不平等に気づき改めます。

・女性への差別的表現や人権侵害にあたる表現を見逃さず、声を上げていきます。

**事業者**・職場の中に残っている、女性は「お茶だし」「男性の補佐役」といった意識はなくしていきます。

・事業者の立場で、社会慣習などに基づく不平等を積極的に払拭していきます。

・企業広告などで女性の人権尊重に配慮した表現を行います。

・マスコミの意向はスポンサーとなる事業者に影響を受ける可能性があることから、事業者は男女共同参画の観点を持ち公正な情報の発信に努めます。

## 重点目標 2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

### 現状・課題

男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野において真の男女平等を確立するためには、家庭、学校、地域における教育・学習が果たす役割は大きいものがあります。

家庭や地域社会においては、幼いころから生涯をとおして男女平等を推進する教育・学習の充実に努めるとともに、学校教育の場においては、個人の尊厳や男女平等に関する教育を充実していくことが必要です。

男性も女性もそれぞれの個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な生き方を可能にする生涯学習を通じた意識啓発が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 家庭における男女平等を推進する教育の充実

家庭における、「男の子だから、女の子だから、」という性別に基づく固定化された教育姿勢を見直すとともに、それぞれがもっている個性と能力が發揮できるよう、子育て中の親等を対象とした家庭教育に関する学習の場を充実していきます。

#### 主な取り組み

家庭教育研修会や事業所等への出前講座を開催する等、虐待防止等を含めた家庭教育の充実と父親の家庭教育参加について啓発を図ります。

各種広報媒体を通じて、各家庭における男女共同参画に対する意識の醸成を図っていきます。

#### (2) 学校における男女平等を推進する教育の充実

学校教育全体を通じて、男女の平等、自立の意識を育むことができるよう、個々の適性や能力を尊重した教育を進めていきます。

#### 主な取り組み

学校教育全体を通じて、一人ひとりが個人の特性や能力を十分に生かすことができるよう、男女平等を推進する教育の充実に努めていきます。

男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員等への研修を充実します。

進路指導に当たっては、幅広く専攻や職業・産業に関する情報を提供するとともに、本人が主体的に選択できるよう指導します。

#### (3) 社会教育及び生涯学習の推進

地域社会において、男女共同参画社会づくりに向けた意識を育むことができるよう、公民館等の社会教育施設や生涯学習施設において、男女共同参画に関する学習機会の提供を図ります。

### 主な取り組み

公民館等地域の社会教育施設での講座等の開催を働きかけるとともに、生涯学習情報提供システムによる情報提供など、地域における学習機会の充実に努めます。

学習活動を支援する社会教育や生涯学習に従事する職員等指導者に対する研修の充実と、人材の養成に努めます。

### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

- 県民・男女共同参画の視点から、子どもたちを地域全体で育もうという意識を高めます。
  - ・積極的な学習活動を通じて、男女共同参画の意識を身につけるとともに、性別にとらわれることなく自らの個性や能力を十分に発揮します。
- 事業者・従業員の男女共同参画に関する講座等の受講に配慮します。

## 重点目標 3 女性のチャレンジする意識の高揚

### 現状・課題

これからの人口減少社会では、一人ひとりの力が何よりも重要になります。地域社会の活力・豊かさを維持・向上させていくためには、人口の半分強を占める女性はその能力を十分に発揮し、様々な分野で活躍していくことが求められます。

本県においても、起業やNPO活動など女性による社会経済活動が活発化しています。一方、政策決定分野への女性の進出は少しずつ進んでいるものの、全国に比べ依然として低い水準にあります。

女性一人ひとりが意欲と能力に応じて多様な活動に積極的に参画していくことを可能とするためには、女性自身の意識の高揚と社会参画に向けた機運の醸成を図ることが重要です。

### 施策の方向

#### (1) 社会参画に対する女性の意識啓発と機運づくり

女性があらゆる分野にチャレンジしていく機運を醸成するため、女性自らの意識を高めていくとともに、社会全体の理解を促進していきます。

女性が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし、取り組むことができるよう、様々な情報の提供や身近なチャレンジモデルを提示していきます。

#### 主な取り組み

学校・地域産業界・関係機関が連携し、インターンシップ事業や社会人講師による講話等により、学校教育における生涯を通じた職業意識の啓発を推進します。

「チャレンジ支援サイト(仮称)」を開設し、女性の多様なチャレンジに必要な支援機関やロールモデル等の情報を提供することにより、女性の社会参画に対する意識啓発と機運づくりを行います。(再掲)

チャレンジしている個人・団体を顕彰することにより、男女共同参画社会実現への県民の機運をより一層醸成します。

女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、女子生徒の関心・理解を高め、この分野への進路選択を支援します。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・女性自らが、チャレンジする意識を高めます。

**事業者**・女性のキャリアアップや起業などの多様なチャレンジを応援します。

## いきいきと働くことができる環境の整備

### 重点目標 4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 現状・課題

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。

平成15年度県民課題調査によると、男女共同参画の推進にあたり企業に期待することは、「仕事と家庭を両立しながら働くことができる環境づくりに努める」に次いで、「社員の募集・採用・配置・昇進などで男女の差別的取扱いをしない」が多くなっており、性別をみると、女性が男性を約10ポイント上回っています。（付属資料「参考データ」）

改正男女雇用機会均等法（平成11年4月施行）により、働く女性が雇用の分野で男性と均等な機会を得、意欲・能力を発揮できる環境は整いつつありますが、男女間の賃金格差や男女で偏った職域への配置など、より一層の改善が求められています。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、特に働く女性の個人としての尊厳を不当に傷つけ、就業環境の悪化をもたらし、能力の発揮を阻害するものであるため、人権問題としての認識に立ち、防止に向けた啓発等が必要です。

#### 施策の方向

##### （1）企業等におけるポジティブ・アクションの促進

男女雇用機会均等法の基本的理念にのっとった雇用管理が実現されるとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう、企業の積極的な格差是正のための取り組みを進めるため、法の趣旨の周知徹底を図っていきます。

##### 主な取り組み

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、事業主向けセミナーや広報誌、県ホームページ等を通じ、関係機関と連携し普及啓発に努めます。

企業経営者等を対象とする「山形県男女共同参画企業懇話会」の開催等により、経営者の意識向上を図るとともに、企業における男女共同参画職場づくりを推進します。

県におけるモデル的な取り組みを展開することにより、県内企業等への普及啓発を図ります。

##### （2）セクシュアル・ハラスメントの防止対策の促進

セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主の認識を高め、防止対策の徹底が図られるよう啓発に努めます。

##### 主な取り組み

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進について、関係各機関と連携し、広

報誌や県ホームページ等により普及啓発を図るほか、本庁及び各総合支庁で労働相談を行います。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・男女が互いに個人を尊重し働きやすい環境づくりを目指すよう、県民一人ひとりの意識を高めます。

**事業者**・男女雇用機会均等法などの遵守により、採用・配置・昇進などで男女の差別的取り扱いをしません。

・妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に努めます。

・職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修会を行うなど積極的な取り組みを行い、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合は適切に対応します。

## 重点目標 5 多様な分野での女性のチャレンジの拡大

### 現状・課題

雇用、就業形態の多様化の中で、それぞれの価値観・ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図るうえで重要な課題です。

とりわけ、育児期にある男女が職業生活を完全に中断することなく、家族的責任を果たしながら職業生活を継続することのできる就業形態を普及させていく必要があります。

正社員の割合が高い本県においても、近年、非正社員の割合が増加傾向にあります。非正社員であるパートタイム労働者や派遣労働者は、不安定な条件のもとに置かれることが多いため、適正な労働条件等を確保していく必要があります。

女性があらゆる分野に進出し、能力を発揮するためには、女性自身の職業意識や地域づくりに取り組む意欲を高めるとともに、必要なスキルを習得する機会や女性のチャレンジを支援するための情報提供を充実していくことが重要です。

また、経済的な自立等を目指し、新たに事業に取り組もうとする女性や、子育てや介護等でいったん仕事を中断し、再就職等を希望する女性に対する相談や支援を充実していくことも必要です。

女性がその能力をこれまで以上に発揮することにより、地域社会の活力や生産力の維持・向上につながることを踏まえ、女性が活躍できる機会の創出・拡大を図る必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

パートタイム労働者や派遣労働者を含め、全ての労働者に対し適正な労働条件が確保されるよう努めます。

働き方に関する多様なニーズを受け止め、取り組む仕事の内容や勤務形態、属する組織等の面で様々な働き方を選択できる環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

パートタイム労働法とその指針、及びパートタイム労働者の雇用管理改善の優良事例等について、事業主向けセミナー開催や広報誌発行、県ホームページ等を通じ広く周知することにより、就業環境の改善を図ります。

非正規雇用が重要なウエイトを占める現状の産業構造を踏まえ、関係機関と連携し、労働者派遣法の理解と的確な制度運用の啓発を推進します。

再就職、在宅ワーク、短時間勤務、起業等、働く意欲を持つ女性がそれぞれ目指す働き方に応じた取り組みを推進します。

## (2) チャレンジ支援サイト(仮称)による情報提供の充実

チャレンジしたいと考える女性がいつでもどこでもだれでも欲しいときに効率的に必要な情報を入手できるよう、情報提供システムを整備するとともに支援機関のネットワーク化を図ります。

### 主な取り組み

地域活動団体、民間企業や行政などが連携協力し、女性のチャレンジを総合的に支援する「チャレンジ支援連絡協議会」を設立するとともに、女性のチャレンジ支援についての周知啓発を行います。

女性がその能力や意欲を活かして様々な活動に積極的にチャレンジしたいと考える時に、効率的に必要な情報を入手できるよう、県ホームページに支援機関に関する情報やモデル事例の紹介等を一元的に掲載し、女性のチャレンジを推進していきます。

専門の相談員を配置し、再就職、キャリアアップ、起業等のチャレンジに関する相談、カウンセリング等を行います。

## (3) 女性のスキルアップ機会の充実

女性の多様なニーズにあわせ、スキルアップの機会の充実を図ります。

### 主な取り組み

県立職業能力開発施設(産業技術短期大学校・職業能力開発専門学校)において、新規学卒者、在職者及び離転職者を対象に、企業ニーズや県民の就業ニーズに応じた職業訓練を充実していきます。

認定職業訓練の充実など事業主等が行なう職業能力開発及び労働者の自発的な能力開発に対して支援を行うとともに、なお一層、制度の周知や情報提供等を図ります。

職業生活の多様化に対応し、起業や在宅での就労が可能となるような職業能力の開発を支援していきます。

## (4) 女性が活躍できる機会の創出・拡大

意欲のある女性が自己の能力や資質を高め、新しい事業にチャレンジしたり、働く場あるいは活動する場を求めていくといった県民の主体的な取り組みを促進します。

### 主な取り組み

女性の能力発揮の場となりうる生活者起点のサービス産業分野において、ビジネスを立ち上げる意欲を持つ女性を支援するため、先輩女性起業家などによるネットワークの形成等、総合的な支援の仕組みづくりを進めます。

女性の地域ビジネスへの参画を促進するため、起業を志す女性が具体的な行動につなげることができるよう、新規創業、新分野進出の事業化を支援します。

女性の視点や感性を活かした「やまがたらしい新たな保育サービス」についてのビジネスモデルの研究を行い、実践的なモデルとして提示し、民間活力を利用した取り組みとして県内への波

及を図ります。(再掲)

起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についての助言等の支援の充実を図ります。

結婚、育児、親の介護等により勤務時間に制約のある女性医師が、希望する勤務条件にあった医療機関に円滑に就業できる体制を構築し、女性医師の就業を支援します。

看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を促進するため、看護職員の乳幼児を対象に、院内保育事業を実施する民間立病院に対する支援を行います。また、県ナースセンターにおいて再就業支援相談を実施するなど、育児等で一旦離職した在家庭看護職員の再就業促進のための取り組みを強化していきます。

地域住民主体の子育て支援の環境づくりに向けて、地域での子育て支援に携わる子育て支援NPOの基盤強化を図るとともに、各地域の子育て支援NPOのネットワークづくりを進めます。

県とNPOによる企画提案型の協働モデル事業を実施することにより、多様化する地域課題に対応するとともに、男女がともに県行政に参画できる機会をつくります。(再掲)

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・チャレンジに対する意識を高め、自己の能力や資質の向上に努めます。

・身につけた能力などを地域社会の中で発揮できるよう、様々な分野・活動に主体的に取り組めます。

**事業者**・パートタイム関係法を遵守します。

・離転職者の再就職のための教育・訓練などへ配慮します。

・従業員の独立に対する支援や、女性のキャリアアップに対する支援を進めます。

#### 女性のチャレンジとは・・・

政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指すチャレンジ

研究者・技術者など、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げるチャレンジ

起業や地域づくり活動など、女性の知恵や「気づき」を活かした新たな分野へのチャレンジ

子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

## 重点目標 6 仕事と家庭の両立支援・充実

### 現状・課題

少子高齢化や、核家族化の進行など、家族形態の多様化が進展する中で、男女がともに仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、地域経済・社会の活力を維持する上でも、また、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

平成15年度県民課題調査によると、女性が職業につく上で、または続けていく上で今後必要なことは、「男性の家事分担など家族の理解と協力」以上に、「仕事と育児が両立できる労働条件」が最も多くなっています。(第2章 図3)

また、本県の育児休業取得率( )は、平成16年度山形県労働条件実態調査において、全体で28.1%と、平成14年度と比べ1.6ポイント高くなっていますが、男女別で見ると、女性が62.6%(+5.4ポイント)、男性が0%(-0.2ポイント)と、育児休業取得者のほとんどが女性という実態があります。

このことから、男女ともに、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭生活のバランスのとれたライフスタイルへ転換していくための支援が必要とされます。

子育てについては、社会全体の取り組みとして仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進める必要があります。

介護については、介護を必要とする方やその家族を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備をさらに進めていく必要があります。

育児休業取得率：出産者又は配偶者が出産した者に占める、育児休業取得者の割合

### 施策の方向

#### (1) 仕事と家庭の両立しやすい環境づくりの推進と働き方の見直し

育児・介護休業法等の法令及び制度の周知徹底を図るとともに、男女ともに育児・介護休業が取得しやすく、また取得後も職場復帰しやすい環境づくりを推進します。

企業に対し、男女とも生き生きと働きながら子どもを健やかに育てることができ、家族を介護することができる雇用形態の採用等を積極的に推進するよう働きかけます。

これまで比較的関わりが少なかった男性も家事や育児に積極的に参画できるよう、男女ともに仕事と家庭生活や地域活動がバランスよく両立できるような環境整備を進めます。

#### 主な取り組み

企業における女性の能力活用と働きやすい職場環境づくりに向けて、モデル企業を指定し、男女共同参画にかかるアドバイザー派遣により、当該企業における取り組みの促進、経営者及び労働者の意識向上を図るとともに、取り組みの成果を紹介し、県内企業全体への波及を目指します。

中小企業団体等で構成する「中小企業次世代育成支援対策推進協議会」において、各業種の勤務形態に応じた仕事と家庭の両立支援策の導入マニュアルを作成し、県内中小企業に広く普及します。

育児・介護休業中の各種支援制度について、労働者向けリーフレットの市町村窓口等での配布、県ホームページへの掲載等により普及啓発を図ります。

あらゆる世代が男女の別なく仕事と生活のバランスのとれた働き方ができるよう、事業主、従業員双方を対象にした働き方の見直しセミナーを開催します。

父親が子育ての場面にできる限り関わることができるように、父親の子育てサポート事業のメニューを作成し、各種取り組みを地域で実施していきます。

仕事と育児を両立させるために、ファミリー・サポート・センターの設置促進を働きかけていきます。

女性の視点や感性を活かした「やまがたらしい新たな保育サービス」についてのビジネスモデルの研究を行い、実践的なモデルとして提示し、民間活力を利用した取り組みとして県内への波及を図ります。

## (2) 子育て支援対策の充実

多様なニーズ、ライフスタイルに対応した各種保育サービスの充実、子育てに関する不安の解消を図るための相談や仕事との両立支援体制等の一層の充実に努めます。

### 主な取り組み

#### 保育サービス関連施策の充実

保育需要の多様化に対応するため、地域子育て支援センター事業、乳児保育、一時保育、障害児保育、休日保育等を実施し、保育サービスの一層の充実に推進します。

幼稚園の総合施設化に向けた低年齢児受入施設整備を支援します。

乳児を中心とした低年齢児の受け入れ、開所時間を延長する場合の運営費の助成等を行い、認可外保育施設の運営の健全化と保育内容の充実に図ります。

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導等に資するため、適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成活動を行う放課後児童クラブの設置を促進します。

#### 幼稚園における子育て支援

保護者及び地域のニーズに弾力的に対応し子育てを支援するため、私立幼稚園において、早朝及び教育時間終了後に引き続き希望する園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を推進します。

私立幼稚園における地域の子どもたちへの遊び場の提供や幼児教育講座の開催、地域の保護者等に対する教育相談事業など、私立幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放する事業を推進します。

子どもを育て易い環境づくりのため、私立学校（私立幼稚園、私立高等学校など）の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減、さらには私立学校の経営の安定を図ります。

#### 児童虐待防止対策等

市町村で行われる児童家庭相談の円滑な推進が図られるよう支援するとともに、児童相談所ではより専門的な相談を行っていきます。

児童虐待対応については、発生予防から早期発見、早期対応及び適切な保護と自立支援まで切れ目のない総合的な施策の推進を図ります。

新たに設置する児童家庭支援センターにおいて、地域に密着した相談活動を行うとともに、庄

内地域を中心とした子育て機関の連携調整を行います。

電話などを活用した家庭教育相談事業「ふれあいホットライン」を設置し、家庭教育に関する諸問題の相談に対応します。

地域における子どもの育成

児童館活動を通じて、地域において児童に健全な遊び場を与え、児童の健康増進等を図る児童健全育成を推進するとともに、母親クラブなどの地域組織活動の育成を図ります。

### (3) 介護のための社会的支援の充実

介護が必要な家族を抱える労働者を支援するためにも、介護が必要な方の状態やニーズに応じた介護サービスが受けられるよう、サービス提供基盤の整備や相談体制の機能強化、地域の生活支援体制づくりを推進します。

#### 主な取り組み

効果的な介護予防サービスを提供するために創設される、「地域支援事業」、「地域包括支援センター」の円滑な導入が図られるよう市町村に対して支援する等、介護予防対策を推進するとともに、認知症予防対策を引き続き推進します。

介護サービス基盤の整備については、新たに創設される「地域密着型サービス」基盤の整備を推進します。

新たな介護保険制度が円滑に導入され、適切に運営されるよう市町村等を支援していくとともに、利用者や一般県民への制度の周知を図ります。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・家庭や地域活動に参画できるように、働き方を見直してみます。

- ・男女が共同して子育てや家族の介護を行います。
- ・子育て家庭を地域ぐるみで支援し、子育て支援のネットワークや相互援助機能の強化を図ります。

**事業者**・育児・介護休業制度や育児・介護のための短時間勤務制度等を、男女ともに利用できるような職場環境づくりに努めます。

- ・必要とされる良質な保健・医療・福祉サービスを提供します。

## 重点目標 7 農林水産業、商工業等の自営業における労働環境の整備

### 現状・課題

農林水産業や商工業等の自営業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、家庭や地域に残る固定的な性別役割分担意識や慣行などから、経営や事業運営等は男性中心に行われることが多く、経営や地域における方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況にあります。

また、農林水産業や商工業等の自営業は家族経営が多く、生産や経営が生活と密接不可分であり、労働時間や休日等が不明確になりがちであり、従事者が充実感を持って働くことができる環境整備が必要です。

### 施策の方向

#### (1) 方針決定過程への女性の参画促進と人材の育成

家庭や地域、女性自身の意識改革を進めるとともに、女性の資質向上を図りながら、生産組織や組合、地域の様々な方針決定の場への女性の参画を促進します。

#### 主な取り組み

商工会議所及び商工会の女性部が、女性の視点を活かした地域づくりや地域福祉に配慮した事業を広域的に展開していく活動を支援し、地域産業や地域社会の一層の活性化を図ります。

女性の視点・発想を方針決定の場へ反映させ、地域農業の活性化を図るため、市町村・農業会議等との連携を図り、県内すべての農業委員会において複数の女性農業委員が設置されるよう引き続き推進します。

また、農協との連携を図り、農協正組合員加入促進、農協役員への女性の登用について引き続き推進します。

地域農業における他の女性農業者への経営参画の目標となるよう、また、女性リーダー育成のため、市町村と連携を図り、指導農業者、青年農業者への女性の参画を推進します。

男女ともに多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくりを図るため、意欲的で実践力を有する産業人や地域リーダーの育成を図ります。

#### (2) 女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画促進

適切な労働時間や休日の確保、適正な労働報酬の確保等の就業条件を整備し、男女ともに充実感を持って働ける環境づくりを進めるとともに、女性の主体的な経営参画を促進します。

#### 主な取り組み

認定農業者の認定要件となっている家族経営協定の締結を推進するとともに、市町村との連携を図りながら、女性認定農業者の拡大に努めます。

直売や農産加工等の女性起業活動を支援し、女性の経営参画を推進します。

認定農業者、農業者年金制度との連携を図りながら、家族経営協定締結へ向けた普及啓発、支

援活動を行います。

県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

- 県民**・女性が各種研修会に参加しやすいよう家族が協力します。
- ・女性自ら経営・社会参画能力の向上に努め、積極的に参画します。
  - ・男女がともにその能力を認め合い、社会参画できる環境づくりのため、一人ひとりの意識を高めます。
- 事業者**・男女共同参画関係の学習会などへ積極的に参加します。
- ・家族経営協定の締結を進めます。

## 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

### 重点目標 8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 現状・課題

男女共同参画社会の形成を図っていくうえで、政策・方針決定過程への男女の参画はその基本となるものであり、山形県男女共同参画推進条例の基本理念の一つに、「政策や方針の立案や決定への共同参画」を掲げています。

本県では、県が設置する審議会等の女性委員の割合を平成17年度までに30%以上とすることを目標として、女性委員の登用を推進してきました。平成17年9月末現在の登用率は、29.9%となっており、平成18年3月末には目標値を達成する見込みですが、依然として低い水準にとどまっています。

また、県内地方公共団体における課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、平成17年4月現在で、県2.4%、市町村6.0%で、全国平均(県4.8%、市町村7.8%〔平成17年内閣府調べ])と比較して著しく低い状況にあります。

本県の女性の労働力率は全国に比べ高いにもかかわらず、企業、団体等における女性管理職の割合は低い状況にあり、あらゆる場面において、政策・方針決定過程への女性の参画を推進していく必要があります。

#### 施策の方向

##### (1) 審議会等委員への女性の参画推進

引き続き、県の審議会等における女性委員の登用を推進します。

##### 主な取り組み

県が設置する審議会等において、引き続き女性委員の登用推進を図るとともに、女性委員の割合を高めるため、充て職の見直しや公募性の導入を働きかけます。

##### (2) 県における女性職員の登用推進

引き続き、県における女性職員の管理職への登用を進め、県行政の意思決定過程への女性職員の参画を推進します。

##### 主な取り組み

女性職員の能力が十分発揮されるよう、これまで以上に活躍の場の拡大を図るなど、積極的な登用に努めます。

女性職員が能力を十分に発揮し、男女ともに生き生きと働ける職場、仕事と個人の生活を両立できる職場を目指し、具体的な取り組みを推進します。

職員が、男女共同参画社会の実現の必要性について認識を深めるとともに、その実現が図られるよう職員研修を充実していきます。

### (3) 市町村における女性の参画促進

市町村における審議会等委員への女性の登用や女性職員の登用の促進について、引き続き働きかけを行います。

#### 主な取り組み

市町村の審議会・職員等における女性登用状況を調査・公表し、市町村における女性の参画促進を働きかけます。

県内地方公共団体における男女共同参画に関する情報の提供・交換を行い、市町村の男女共同参画計画の策定、男女共同参画社会づくりへの取り組みを促進します。

### (4) 企業や労働組合、各種団体等における女性の参画促進

企業や各種団体等において、方針決定への女性の参画拡大や、採用・登用等における機会均等の一層の促進、ポジティブ・アクションへの取り組みを働きかけます。

#### 主な取り組み

県男女共同参画センターにおける講座等の開催、周知パンフレットを用いた啓発を行い、企業や各種団体等において女性の参画が進むよう働きかけるとともに、男女共同参画推進事業所登録制度の創設など、企業における取り組みを促進します。

県におけるモデル的な取り組みを展開することにより、県内企業等への普及啓発を図ります。  
(再掲)

### (5) 政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施

女性の参画拡大に関する各種調査を実施し、実態把握、現状分析に努めます。

#### 主な取り組み

県内事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、今後の労働行政運営の基礎資料とするため、県内1,500事業所を対象に実態調査を実施します。

県及び市町村等の政策・方針決定過程における女性の参画状況調査を行います。

山形県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、山形県男女共同参画白書として公表します。(再掲)

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

県民・企業、団体、地域などの活動との方針決定過程に、女性が積極的に参画していきます。

事業者・方針決定過程への女性の登用を推進します。

## 重点目標 9 女性の人材養成と情報の提供

### 現状・課題

政策・方針決定過程への女性の参画については、男性に比べると低い状況にあります。本県の地方議会における女性議員の割合は、平成17年4月現在、3.9%と全国平均の半分以下と低くなっています。(第2章 表2)

また、平成11年度県民意識調査では、地域や職場、政策方針決定の場で役職につくよう要請があった場合、女性は男性に比べて役職を引き受ける人が全体的に少ないという結果がでており、女性の意識の面でもまだまだ消極的なところが見られます。(第2章 図9)

### 施策の方向

#### (1) 政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成

女性が持っている能力と意識を高め、あらゆる分野で力を発揮することができるよう、女性の人材育成を積極的に進めます。

##### 主な取り組み

県男女共同参画センターにおいて女性リーダー育成事業を実施し、男女共同参画の機運づくりを進めるための地域の推進者として、県民と一緒に取り組みを進められる人材の育成に努めます。

#### (2) 女性人材情報の充実

関係機関と連携・協力しながら女性の人材に関する情報を収集・提供し、様々な分野で女性の参画が推進されるよう支援します。

##### 主な取り組み

政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、各分野で活躍する女性人材を集積し、人材登用等のデータバンク機能の充実を図ります。

女性はその能力や意欲を活かして様々な活動に積極的にチャレンジしたいと考える時に、効率的に必要な情報を入手できるよう、県ホームページに支援機関に関する情報やモデル事例の紹介等を一元的に掲載し、女性のチャレンジを推進していきます。(再掲)

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・身近で行われる研修会などに積極的に参加します。

・人材情報を積極的に提供します。

**事業者**・研修などに参加しやすい職場環境づくりを整備します。

## 重点目標 10 家庭・地域における男女共同参画の促進

### 現状・課題

男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域活動等の活動に参画できる環境づくりが重要であり、山形県男女共同参画推進条例における基本理念の一つに、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。

平成15年度の県民課題調査において、結婚後の生活については、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別に基づく固定的な考え方に肯定的な割合は37.9%と、平成11年度の同様の調査と比べ4.4ポイント減少しています。(第2章 表1)

また、「男女ともに仕事を持ちながら夫婦で家事・育児を協力分担すること」については、男女とも各年代で概ね賛成しており、男女とも夫婦間の家事・育児の協力はある程度当然のことと考えられていますが、実際の家事・育児を主に担っているのは妻や祖母といった女性であり、理想と現実のギャップがみられます。(第2章 図7、付属資料「参考データ」)

男女共同参画社会の実現に向けて重視すべき分野として、男女ともに「仕事と家庭・地域やボランティア活動との両立支援」は最も多くなっています。

### 施策の方向

#### (1) 家庭生活における男女共同参画の促進

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家事・育児・介護といった家庭責任を担えるように、社会全体としての参画促進の機運づくりを進めます。

#### 主な取り組み

介護学習センターで開催する介護に関する知識及び技術の習得講座において、男性の参加を促進するため、各種報道媒体を積極的に活用してPRに努め、利用促進・利用者増を図ります。

男女共同参画に関する講座等への男性の参加を積極的に働きかけ、家事・育児等への男性の参画を促進します。

子どもを持つ保護者や一般県民を対象に講座等を開催し、父親の家庭教育への参加を啓発します。

#### (2) 地域社会における男女共同参画の促進

地域活動への男女の参画を促進するとともに、地域社会における様々な分野への女性の参画を促進します。

#### 主な取り組み

多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人又は団体について顕彰し、その功績を称えるとともに、男女共同参画の機運づくりにつながるよう、広く県民に制度の周知を図ります。

男女共同参画について関心を持つきっかけとなるよう、県内各地域で講演会や講座等を展開します。

地域活動への男女の参画を促進するとともに、町内会長等の地域の役職への女性の参画を促進するよう市町村に働きかけます。

### (3) ボランティア活動への男女共同参画の促進

ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女がともに参画できるよう環境整備を進めます。

#### 主な取り組み

山形県ボランティア活動振興センターの運営支援を通じ、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。

(財)山形県総合社会福祉基金による助成事業を通じて、ボランティア団体やNPO法人等の活動を支援します。

多様なボランティア・NPO活動の支援推進を行うとともに、県民が主体的に公益活動を行うための環境を整備します。

県とNPOによる企画提案型の協働モデル事業を実施することにより、多様化する地域課題に対応するとともに、男女がともに県行政に参画できる機会をつくります。

男女ともに多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくりを図るため、意欲的で実践力を有する産業人や地域リーダーの育成を図ります。(再掲)

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・男女が共同して子育てや家族の介護を行います。

- ・家庭や地域活動に参画できるように、働き方を見直してみます。
- ・ボランティア活動への理解を高め、できることをできる範囲で参加協力します。

**事業者**・家庭や地域活動への参画の機会を増やすため、労働時間の短縮など就業条件の整備に努めます。

- ・ボランティア休暇制度の普及に努めます。
- ・専門知識、人的資産を生かして社会貢献活動を実施します。

## 重点目標 11 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

### 現状・課題

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、国際社会の動向について理解と関心を深め、その成果や経験を積極的に活用していくことが重要です。

地域と世界との交流は、今後ますます活発化していくことが見込まれることから、県民一人ひとりが国際社会の一員として、相互理解と交流の促進を図ることが必要です。

### 施策の方向

#### (1) 国際感覚豊かな人づくり

国際交流事業や国際理解を促進するための学習機会の提供により、世界の文化や国民性についての理解を深め、国際感覚豊かな人づくりを推進します。

#### 主な取り組み

国際交流関係事務や小学校訪問等を通じて、地域レベルの国際交流の推進を図ります。  
米国での先進的な取り組み及び課題解決について学習するとともに、大学と地域社会との連携の実際を体験することにより、本県の地域づくりに活かしていきます。

外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ることにより、国際的視野を広げ、相互理解の推進を図ります。

#### (2) 国際的視点に立った地域社会づくり

県内在住の外国人との交流や相談事業を実施することにより、お互いが暮らしやすい地域社会づくりを進めていきます。

#### 主な取り組み

県内在住外国人のための相談窓口を設置することにより、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・県民主導で国際交流・協力活動を行います。

**事業者**・従業員の国際交流活動に対する理解と支援を進めます。

## 共に自立し安心できる生活の確保

### 重点目標 12 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 現状・課題

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力に関する現状や社会構造の実態から見て、特に女性に対する暴力については早急に対応する必要があります。

女性に対する暴力とは、女性に対して身体的、性的、若しくは心理的な危害又は苦痛となる行為、あるいはそうなるおそれのある行為等であり、性犯罪、売買春、家庭内暴力、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々な形態があります。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自立や活動の妨げとなるものであり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、個人的問題として矮小化されたり、社会の理解も不十分で潜在化する傾向にあります。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な問題として位置づけられ、「女性2000年会議」においても大きく取り上げられており、「北京+10」（第49回国連婦人の地位向上委員会）においてもその内容が再確認されました。

女性に対する暴力は、男女の人権尊重を前提とする男女共同参画社会を実現していくうえで克服すべき重要な課題であることを県民が認識し、その根絶に向けた基盤整備が必要です。

#### 施策の方向

##### (1) 女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進

暴力を許さない社会・環境づくりに向けた積極的な広報・啓発や、性犯罪等に対する厳正な対処により、女性に対する暴力防止対策を推進していきます。

#### 主な取り組み

性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、被害者の立場やプライバシーに配慮し、厳正に対処するとともに、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進します。

児童買春・児童ポルノ禁止法、青少年保護条例等、少年の福祉を害する犯罪の被害防止対策を推進するとともに、営業者等への健全営業の要請等による環境浄化活動を展開します。

学校警察連絡制度をさらに充実させるとともに、少年非行防止ネットワーク事業を推進し、地域住民、少年警察ボランティア等が参加した環境浄化活動や非行防止意見交換会などを継続的に実施します。

## (2) 相談機能・支援体制の充実

相談機関等において、被害女性が相談しやすい環境を整備するとともに、相互の密接な連携体制を強化することや相談体制の充実に努めていきます。

### 主な取り組み

性別による固定的な役割分担意識を背景にした女性の悩みごと相談に的確に対応するため、相談員研修会を開催するほか、県民を対象に問題解決への手がかりを考えるためのこころの研修会を開催します。

警察本部広報相談課警察安全相談室及び各警察署において、警察安全相談員の研修、相談業務担当職員への専門的教養の習得を行い、県民から寄せられる相談に適切に対応します。

専門の女性相談員を配置し、性的被害に係る悩みや困りごとを抱える女性からの相談に対応します。

関係する相談機関との連携を強化し、ブロック少年サポートセンターに相談コーナーを開設し、相談者に対する適切な対応を推進します。

## (3) 被害者の救済と援助

被害女性の置かれた様々な状況に配慮し、被害者の安全確保と社会復帰に向けた支援体制を充実・強化していきます。

### 主な取り組み

民間被害者援助団体「被害者支援センターやまがた」と連携し、きめ細やかな被害者支援活動を推進します。

民間から被害少年サポーター20名を委嘱し、これと連携して犯罪等の被害を被っている少年への支援活動を推進します。

関係機関と連携し、非行防止教室や犯罪被害防止教室等を開催し、被害防止のための指導広報を推進します。

街頭補導活動を通じて、被虐待児童、被害少年、家出少年等の早期発見に努め、児童相談所等関係機関と連携して、適時適切な保護指導に努めます。

## (4) 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等

「山形県DV被害者支援基本計画」(平成18年3月策定)に基づき、各種施策を総合的かつ効果的に推進します。

### 主な取り組み

配偶者からの暴力を容認しない社会の形成

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の県民に対する普及啓発を図るため、啓発パンフレットを作成、配布します。

配偶者からの暴力に関するシンポジウムやセミナー等を開催し、県民の理解を促進します。

## 相談・保護体制の充実

DV被害者( ) 悩みや問題を抱える女性に対し、婦人相談所(配偶者暴力相談支援センター)を中心に、相談、一時保護、自立支援等を行います。

保護を要する女子について、婦人相談所における一時保護や、婦人保護施設における保護を行います。

DV被害者の相談や保護・自立支援に携わる一人ひとりが、被害者の立場に立って、的確な対応ができるよう、「DV対応マニュアル」を作成し、関係機関に配布します。

被害者サポート、支援協力のための講座や研修会を開催します。

## 被害者の自立支援

DV被害者の公営住宅への入居に際し単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を拡充します。

## 関係機関の協力・連携

「ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者からの暴力に関する理解促進、DV防止及び被害者の保護、自立支援に関する施策を総合的に推進します。

関係機関との連携を緊密にして、配偶者間暴力の防止と被害者の立場から保護対策を推進します。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)

： 一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力」をいう。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では

・「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」や、元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)を含み、男性、女性の別を問わない。

・「暴力」には、身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力も含まれる。

とされている。

## 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・あらゆる暴力は人権侵害であることに気づき、あらゆる場で暴力を許さない環境をつくっていきます。

・被害を受けたら泣き寝入りせず、相談機関等に相談します。

・身近に暴力の被害者がいたら助言や援助を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターに通報します。

**事業者**・職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修会を行うなど、積極的な取り組みを行い、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合は適切に対応します。

## 重点目標 13 高齢者等の自立の促進

### 現状・課題

本県の65歳以上の高齢者人口は30万5千人で、県人口の25.0%を占め、全国(19.5%)に比べ高齢化が進んでおり、全国第4位となっています(平成16年10月1日現在)。また、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は約6割と男性より高くなっています。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに自立し社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。

また、介護をするのは女性の役割という意識を持っている人も多く、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、男女共同参画社会の実現の障害になっているため、このような意識を正していくことが必要です。さらに、介護を必要としない自立した高齢者を増やしていくことが、介護の負担のない女性を増やしていくことになるため、介護予防を推進することが求められます。

障害者については、社会参加や雇用機会を確保する面ではいまだに厳しい環境に置かれています。障害者が地域において障害を持たない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。

社会情勢の変化や価値観の多様化などに伴い、家族形態の多様化、離婚の増加等によりひとり親家庭も増加しております。ひとり親家庭の人たちが安心して暮らすことができるよう相談機能の強化や自立支援を図る必要があります。

### 施策の方向

#### (1) 高齢者の自立の支援

生涯を通じた健康づくりや介護予防を積極的に推進し、高齢者が健康で自立した生活ができる環境整備を推進します。

高齢者がその意欲と能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、長年培った技能・経験等を活用できるよう、高齢者の社会参加の機会の提供や環境の整備を図ります。

#### 主な取り組み

明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。

高齢者総合相談センターを設置し、高齢者やその家族が抱える生活全般にわたる様々な悩みや心配ごと、福祉サービス等に関する相談に対応します。

65歳までの雇用確保の義務化を規定する高年齢者雇用安定法の周知・啓発を図ります。

高齢者の持つ知識や能力を活用し、多様な就業機会を確保するため、市町村公益法人シルバー人材センター及び県連合会の活動を支援します。

県営住宅の入居について、高齢者等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。

高齢者が自宅で快適に生活できるよう、また在宅介護時の家族等の負担を軽減するため、山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用により、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。

## (2) 障害者の自立の支援

障害者が地域において障害を持たない人と同じように生活し、社会参加できるよう、障害保健福祉サービスや就労支援等が総合的に提供されるような体制の充実を図っていきます。

### 主な取り組み

身体上又は精神上著しい障害を持つ者の医療を確保するため、重度心身障害児(者)の保険診療に係る自己負担額について助成します。

住み慣れた地域で生活できる環境の整備や、地域における社会参加と交流の場の拡大を図ります。

障害者やその家族が抱える様々な心配ごとや悩みごとに対する相談援助体制の充実を図ります。

職場適応訓練を実施し、障害者の雇用を促進するとともに、障害者雇用推進事業主等について物品調達の入札等において優遇する制度や障害者を雇用している優良事業所の表彰制度により、障害者雇用の動機付けを行います。

就業による障害者の自立・社会参加を促進するため、障害者の能力、適性及び雇用ニーズを勘案した障害者対象の公共職業訓練を実施するとともに、障害者の就労促進と福祉的就労の充実を図ります。

県営住宅の入居について、障害者等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。

障害者が自宅で快適に生活できるよう、また在宅介護時の家族等の負担を軽減するため、山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用により、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。

## (3) ひとり親家庭の自立の支援

子どもの養育や経済等の面で不安を抱えているひとり親家庭の人たちが、安心して暮らすことができるよう相談機能を強化するとともに、就業を支援する等、自立に主眼をおいた総合的な対策を推進していきます。

### 主な取り組み

母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、母子家庭等の保険診療に係る自己負担額について助成します。

ひとり親家庭の自立に向けて、ひとり親家庭自立促進計画を策定し、子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援を行います。

県営住宅の入居について、ひとり親家族のうち母子世帯等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。

### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

**県民**・健康づくりや生きがいづくりに努めるとともに、地域や社会に積極的に参加し、人や社会とのつながりを広げます。

**事業者**・意欲のある高齢者や障害者が、その能力を十分に活かして働くことができる多様な就労の機会を提供します。

## 重点目標 14 生涯を通じた女性の健康支援

### 現状・課題

女性と男性がお互いの特質を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは非常に大切なことです。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報入手し、男女がともに生涯を通じて健康で過ごすことができるよう、主体的に健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、翌年の第4回世界女性会議に引き継がれた「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ( )）」に関する概念が、女性の人権として認識されるようになり、このことに関する正しい周知を図る必要があります。

女性については妊娠・出産期はもとより、思春期・更年期にわたるまで生涯を通じて健康上の課題があります。

#### 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

：平成6年（1994年）カイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方。健康とは、疾病や病弱でないことではなく、身体的、精神的、及び社会的に良好な状態にあることを意味する。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、これらに関して、思春期や更年期における健康上の問題等を通じて性と生殖に関する問題が幅広く議論されている。

### 施策の方向

#### （1）生涯を通じた女性の健康の保持増進

女性の生涯を通じた健康支援を総合的に推進するため、健康教育相談や検診など予防対策の充実、体力増進や食生活の改善等健康づくりの推進を図っていきます。

健康に大きな影響を及ぼすHIV/エイズ対策等に対する総合的な施策の推進を図っていきます。

#### 主な取り組み

##### 予防対策の充実

生涯を通じた女性の健康管理を目的に、各保健所において健康相談、妊娠・避妊、不妊などに関する相談を行います。

子どもを持ちたいのに子どもができない夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて専門医師による不妊に関する無料相談を行います。

乳がん検診・子宮がん検診等の啓発イベントの実施やラジオキャンペーン等を行うとともに、乳房X線検査（マンモグラフィ）装置の設置促進を通して、女性のがん検診の普及啓発等による健康づくりの推進を図ります。

県立病院における女性専門外来設置のニーズに応え、患者サービスの向上と女性に関する診療機能の強化を図ります。

#### 健康づくりの推進

「スポーツのある生活の実現」を目指して、地域に住む誰もが、いつでも、気軽にスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」を、平成23年度までに全市町村に育成します。

広く県民の間にスポーツを普及し、明るく心豊かな日常生活に寄与し、生涯スポーツの振興を図ります。

#### 健康をおびやかす問題に対する対策の推進

HIV/エイズに関して、正しい理解に基づいて行動がとれるよう、相談や検査を行います。

薬物乱用問題について、関係機関相互の連携を一層密にしながら、女性、青少年を含む県民への啓発活動を推進するとともに、薬物に関する相談業務を行います。

学校教育における保健学習・指導をとおり、性感染症や薬物乱用による悪影響などに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

### (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発

性と生殖に関する正しい理解を深め、男女平等及び人権尊重に基づいた教育・啓発・相談を行います。

#### 主な取り組み

学校と保健医療が連携し、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及を図るため、性に関する健康教育に携わる関係職員の資質向上を図ります。

いのちと性についての理解を深めるため、県内高校1年生の男女に啓発誌「ティーンズブック」を作成配布し、健全な性意識の啓発を図ります。

学校教育において、性に関する正しい理解を深め、倫理観、道徳観及び自律心の高揚に結びつく教育・啓発・相談を行います。

### (3) 妊娠・出産・育児にかかわる保健医療対策の充実

周産期に係る母子の健康が十分に確保されるよう、周産期保健医療体制の充実を図るとともに、母と子の健康を守るための母子保健対策を推進します。

働く女性が安心して妊娠、出産、育児をすることができるよう、母性保護及び健康管理に関する労働環境の整備についての周知・啓発に努めます。

#### 主な取り組み

乳幼児の健康な発育を支援するとともに、次の世代を担うべき子どもを産み育てやすい環境を整備するため、就学前の乳幼児の保険診療に係る自己負担額について助成します。

身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付及び訪問指導を行います。

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。

妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定について、妊娠の届出をした女性に啓発用リーフレットを配布するとともに、県ホームページにより周知を図ります。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

- 県民**・各ライフステージで疾病等に関する正しい知識を持って、健康状態に応じた自己管理を行い、健康保持に努めます。
  - ・女性が性に関する健康問題について、主体的に選択することができるように意識を高めます。
- 事業者**・定期的な健康診断の機会を設定し、受診を促進します。
  - ・女性労働者の母性健康管理のため、定期的な健康診査等を受診するために必要な時間を確保し、受診を促進します。

## 重点目標 15 みんなが暮らしやすい生活環境づくり

### 現状・課題

県民一人ひとりにとって暮らしやすいまちづくりを推進していくためには、妊娠中の女性、乳幼児を連れた人、子どもたち、高齢者や障害者の方たちにとって利用しやすい生活環境づくりに配慮する必要があります。現実には、移動や施設の利用にあたって様々な障壁があり、歩行空間の段差解消や、トイレや授乳室などの整備も考えていく必要があります。

少子化、核家族化、都市化等に伴う家族の孤立化、育児の孤立化の状況に対応するため、地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを進めます。

地球規模での環境問題は非常に深刻であり、環境問題は日常生活や事業活動などに伴って生じる環境への負荷が積み重なって発生しているということを正しく認識し、男女がともに生活者、消費者としての視点に立ち、日常生活を見直し、環境負荷の少ないライフスタイルの確立に向け、自主的に取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

#### (1) ユニバーサルデザインの推進

年齢や性別、身体能力の違いにかかわらず、あらゆる施設において、誰もが利用しやすいことを重視するユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備や改良を推進します。

#### 主な取り組み

都市計画道路・区画道路の歩行空間における段差の解消、無電柱化の促進、無散水消雪施設整備の重点化など、みんなが住みやすい生活環境づくり、特に高齢者、障害者等に配慮した「まちづくり」を推進します。

都市公園施設内における安全性の向上、段差の解消など、みんなが利用しやすく、高齢者、障害者等に配慮した「都市公園づくり」を推進します。

多くの県民の利用が見込まれる、公共施設（公営・民営共）や、民間商業施設等の建築物について、ハートビル法（ ）認定施設としての整備推進の普及を図ります。

ハートビル法：高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

#### (2) 生活者の視点に立ったまちづくりの推進

安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを見守り育てる機運づくりを進めます。

消費者としての正しい認識を持ち生活するための意識の啓発を推進します。

環境問題について、一生活者として男女がともに環境との関わりを正しく認識し、自主的に行動するための啓発に努めていきます。

#### 主な取り組み

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を推進します。

消費生活センターにおける相談の適切かつ迅速な処理を目指すとともに、消費者被害の未然防止や自立した消費者育成のため、時宜を得た情報提供や消費生活講座の開催などの各種啓発活動を推進します。

環境問題について男女がともに家庭や地域社会の一員として、環境に配慮した生活や行動を実践するための普及啓発を行う女性指導者（環境アドバイザー・地球温暖化防止活動推進員）の増員を推進します。

子どもから大人まで、全ての人が憩える場所である都市公園の整備を推進します。

#### 県民・事業者の皆さんの役割・取り組み

##### 県民・事業者

- ・みんなで意見を出し合いながら、暮らしやすいまちをつくっていきます。
- ・地域が協力して、子どもを見守って育てていきます。
- ・環境にやさしいライフスタイルを目指します。

### 3 指標一覧

#### 基本目標 男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

項目	単位	現況		目標値		担当課(室)
		年度	数値	年度	数値	
・「男女共同参画社会」という用語の周知度	%	-	-	H22	100.0	女性青少年政策室
・男女共同参画センター「チェリア」ホームページへのアクセス数(累計)	件	H17	38,508	H22	87,000	女性青少年政策室
・家庭教育講座における父親の占める割合	%	H17	約15.0	H22	30.0	社会教育課
・ゆとり都カレッジ受講者総数	人	H16	10,096	H20	13,000	学術振興課
・男女共同参画センター利用者の男性の利用割合	%	H16	21.0	H22	30.0	女性青少年政策室

#### 基本目標 いきいきと働くことができる環境の整備

項目	単位	現況		目標値		担当課(室)	
		年度	数値	年度	数値		
・チャレンジ支援サイト(仮称)のアクセス数(年間)	件	-	-	H22	30,000	女性青少年政策室	
・ファミリー・サポート・センター設置数	箇所	H17	13	H21	26	児童家庭課	
・仕事と家庭の両立に向けた支援措置を導入している事業所の割合	%	H16	53.5	H22	70.0	雇用労政課	
・育児休業取得率	(女性)	%	H16	62.6	H22	70.0	雇用労政課
	(男性)	%	H16	0.0	H22	利用率のアップ	
・年間総労働時間	時間	H16	1,930	H21	年間総労働時間を短縮する	雇用労政課	
・つどいの広場設置箇所数	箇所	H17	5	H21	16	児童家庭課	
・地域子育て支援センター設置箇所数	箇所	H17	49	H21	58	児童家庭課	
・早朝保育実施箇所数	箇所	H17	88	H21	108	児童家庭課	
・午後6時過ぎまでの延長保育実施箇所数	箇所	H17	177	H21	189	児童家庭課	
・早朝及び午後6時過ぎまでの預かり保育実施箇所数	園	H17	46	H22	51	学術振興課	
・保育所入所待機児童数	人	H17	256	できる時期	0	児童家庭課	
・一時保育実施可能箇所数	箇所	H17	108	H21	115	児童家庭課	
・休日保育実施可能箇所数	箇所	H17	6	H21	15	児童家庭課	
・障害児受入可能保育所数	箇所	H17	192	H21	192	児童家庭課	
・低年齢児保育所受入児童数	人	H17	5,400	H21	6,600	児童家庭課	
・病後児保育実施箇所数	箇所	H17	2	H21	13	児童家庭課	
・育児支援家庭訪問事業	箇所	H17	11	H21	20	児童家庭課	
・放課後児童クラブの設置数	箇所	H17	137	H21	175	児童家庭課	
・農業委員(女性の割合)	%	H17	3.9	H22	10.0	農政企画課 農業技術課	
・指導・青年農業士(女性の割合)	%	H17	11.8	H22	15.0	農政企画課 農業技術課	
・女性認定農業者数(共同申請含む)	人	H16	127	H22	185	農政企画課 農業技術課	
・女性起業活動数	件	H16	302	H22	360	農業技術課	
・家族経営協定締結農家数	戸	H16	356	H22	406	農業技術課	

基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

項目	単位	現況		目標値		担当課(室)
		年度	数値	年度	数値	
・ 県の審議会等委員に占める女性委員の割合	%	H17.9月末	29.9	H22	50.0	女性青少年政策室
・ 市町村における男女共同参画計画の策定率	%	H17.4.1	25.0	H22	50.0	女性青少年政策室
・ 男女共同参画センターエンパワーメントセミナー「チェリア塾」の受講生総数	人	H17	42	H22	167	女性青少年政策室
・ NPO法人数の認証数	法人	H16	169	H22	240	県民活動推進室
・ 海外との交流人数(海外技術研修員受入、青年海外協力隊・シニア海外ボランティア参加、外国青年招致人数の合計累計)	人	H16	1,409	H22	2,000	国際室
・ 在住外国人に対する相談窓口(生活相談窓口又は日本語教室)のカバー率	%	H16	89.6	H22	98.6	国際室

基本目標 共に自立し安心できる生活の確保

項目	単位	現況		目標値		担当課(室)
		年度	数値	年度	数値	
・ 障害者雇用に係る実雇用率	%	H16	1.38	H22	1.48	雇用労政課
・ 乳がん検診の受診者数	人	H16	28,528	H22	29,384	保健業務課
・ 子宮がん検診の受診者数	人	H16	32,661	H22	33,200	保健業務課
・ 市町村基本健康診査の受診者数	人	H16	181,593	H22	188,114	保健業務課
・ 総合型地域スポーツクラブの設立市町村数	旧市町村数	H16	10	H22	40	スポーツ保健課
・ 性教育指導計画作成率(小、中、高)	%	H16	87.0	H22	100.0	スポーツ保健課
・ 1歳6ヶ月児童健診の未受診児の状況把握割合	%	H16	90.0	H21	100.0	児童家庭課
・ 3歳児健診の未受診児の状況把握割合	%	H16	77.0	H21	100.0	児童家庭課
・ 未熟児・長期療養児訪問指導者数	人	H16	479	H21	523	児童家庭課
・ 環境問題への意識啓発を行う女性指導者数	人	H17	26	H22	30	環境企画課
・ みんなが憩える場所の整備率(都市公園)	m <sup>2</sup> /人	H16末	16.3	H22	16.8	都市計画課

計	45 項目
---	-------

## 計画期間（平成18～22年度）に実施する施策

### 基本目標 男女共同参画社会を実現するための男女の意識の改革

#### 重点目標1 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）県民の理解を深めるための広報・啓発活動の充実</b>		
多様な媒体を活用した広報・啓発活動の推進	県の各種広報媒体、広報誌、チャレンジ支援サイト（仮称）において、男女共同参画に関する取り組みや女性の様々な社会参画を紹介するなど、県民の理解や認識が深められる広報・啓発活動をより一層推進します。	広報室 女性青少年政策室
多様な機会を通じた広報・啓発の実施	「男女共同参画週間」「農山漁村女性の日」「人権週間」などの機会をとらえて広報・啓発活動を展開します。	広報室 健康福祉企画課 農業技術課 女性青少年政策室
山形県人権啓発活動ネットワーク協議会	人権啓発活動にかかわる機関（法務局、県、人権擁護委員連合会）が連携・協力し、各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進していきます。	健康福祉企画課
男女共同参画基本法や山形県男女共同参画推進条例など関係法令の周知・啓発	関係法令等の趣旨や制度が正確に理解されるよう、各種セミナー・講演会等を通じて周知啓発を図るとともに、周知パンフレットを作成・配布します。	女性青少年政策室
男女共同参画について理解や認識を深める機会の充実	より多くの県民に男女共同参画について感心を持ち理解を深めてもらうため、身近なテーマでの講演会や講座等を各地で開催します。	女性青少年政策室
<b>（2）男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供の推進</b>		
男女共同参画に関する企画事業への支援	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が自主的に取り組む男女共同参画に関する講座・講演会等の開催、各種研究活動等の企画事業を支援します。	女性青少年政策室
団体・グループ活動への支援	県男女共同参画センターにおいて、団体・グループ等が男女共同参画社会づくりに向けた活動を行う場を提供するとともに、機器や情報等の提供などの支援を行います。	女性青少年政策室
男女共同参画推進状況等の公表	山形県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、山形県男女共同参画白書として公表します。	女性青少年政策室
情報等の収集・提供	県男女共同参画センターにおいて、関連図書・行政資料等の男女共同参画社会づくりに関する情報を収集整備するほか、ホームページ、広報誌による情報提供を行います。	女性青少年政策室
<b>（3）メディアにおける女性の人権を尊重した取り組み促進</b>		
性別による固定的観念に基づく表現・報道への配慮	行政側から報道機関への情報提供に際しては、性別による固定観念にとらわれない表現・報道に配慮していきます。	広報室 女性青少年政策室
報道機関の自主的な取り組み促進	報道機関等に対して、女性の人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれない表現を行うよう、自主的な取り組みを働きかけます。	広報室 女性青少年政策室
「青少年保護条例」の効果的な運用	性・暴力表現を扱った出版物等が氾濫する有害な環境から、青少年を保護するため、「青少年保護条例」の効果的な運用を図っていきます。	女性青少年政策室
<b>（4）県が作成する広報・刊行物等における性にとらわれない表現の促進</b>		
県が作成する広報・刊行物などにおける性にとらわれない表現の促進	県が作成する公的な印刷物の作成及び各種調査の設計と結果の表示にあたっては、男女共同参画の視点から十分な配慮を行います。	関係課 女性青少年政策室

#### 重点目標2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

<b>（1）家庭における男女平等を推進する教育の充実</b>		
家庭教育推進事業	家庭教育研修会や事業所等への出前講座を開催する等、虐待防止等を含めた家庭教育の充実と父親の家庭教育参加について啓発を図ります。	社会教育課
男女平等意識を育てる家庭教育の推進	各種広報媒体を通じて、各家庭における男女共同参画に対する意識の醸成を図っていきます。	社会教育課

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（2）学校における男女平等を推進する教育の充実</b>		
男女平等を推進する教育の充実	学校教育全体を通じて、一人ひとりが個人の特性や能力を十分に生かすことができるよう、男女平等を推進する教育の充実に努めていきます。	義務教育課 高校教育課
教員等への研修の充実	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員等への研修を充実します。	義務教育課 高校教育課
進路指導の充実	進路指導に当たっては、幅広く専攻や職業・産業に関する情報を提供するとともに、本人が主体的に選択できるよう指導します。	義務教育課 高校教育課
<b>（3）社会教育及び生涯学習の推進</b>		
地域における学習機会の充実	公民館等地域の社会教育施設での講座等の開催を働きかけるとともに、生涯学習情報提供システムによる情報提供など、地域における学習機会の充実に努めます。	学術振興課 社会教育課
指導者の養成	学習活動を支援する社会教育や生涯学習に従事する職員等指導者に対する研修の充実と、人材の養成に努めます。	学術振興課 社会教育課

### 重点目標3 女性のチャレンジする意識の高揚

<b>（1）社会参画に対する女性の意識啓発と機運づくり</b>		
学校教育における職業意識の啓発	学校・地域産業界・関係機関が連携し、インターンシップ事業や社会人講師による講話等により、学校教育における生涯を通じた職業意識の啓発を推進します。	高校教育課
女性の多様なチャレンジに対する支援	「チャレンジ支援サイト（仮称）」を開設し、女性の多様なチャレンジに必要な支援機関やロールモデル等の情報を提供することにより、女性の社会参画に対する意識啓発と機運づくりを行います。（再掲）	女性青少年政策室
チャレンジ賞の表彰	チャレンジしている個人・団体を顕彰することにより、男女共同参画社会実現への県民の機運をより一層醸成します。	女性青少年政策室
女子生徒に対する理工系分野への進路選択支援	女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、女子生徒の関心・理解を高め、この分野への進路選択を支援します。	女性青少年政策室

### 基本目標 いきいきと働けることができる環境の整備

#### 重点目標4 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

<b>（1）企業等におけるポジティブ・アクションの促進</b>		
男女雇用機会均等法の定着促進	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るため、事業主向けセミナーや広報誌、県ホームページ等を通じ、関係機関と連携し普及啓発に努めます。	雇用労政課
企業の取り組みを促すための啓発	企業経営者等を対象とする「山形県男女共同参画企業懇話会」の開催等により、経営者の意識向上を図るとともに、企業における男女共同参画職場づくりを推進します。	女性青少年政策室
県におけるモデル的な取り組み推進	県におけるモデル的な取り組みを展開することにより、県内企業等への普及啓発を図ります。	女性青少年政策室
<b>（2）セクシュアル・ハラスメント防止対策の促進</b>		
職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた普及啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進について、関係各機関と連携し、広報誌や県ホームページ等により普及啓発を図るほか、本庁及び各総合支庁で労働相談を行います。	雇用労政課

#### 重点目標5 多様な分野での女性のチャレンジの拡大

<b>（1）多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備</b>		
パートタイム労働者の労働条件の向上	パートタイム労働法とその指針、及びパートタイム労働者の雇用管理改善の優良事例等について、事業主向けセミナー開催や広報誌発行、県ホームページ等を通じ広く周知することにより、就業環境の改善を図ります。	雇用労政課
派遣労働者の労働条件の向上	非正規雇用が重要なウエイトを占める現状の産業構造を踏まえ、関係機関と連携し、労働者派遣法の理解と的確な制度運用の啓発を推進します。	雇用労政課
多様な働き方を選択できる環境づくり	再就職、在宅ワーク、短時間勤務、起業等、働く意欲を持つ女性がそれぞれ目指す働き方に応じた取り組みを推進します。	女性青少年政策室 雇用労政課

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（２）チャレンジ支援サイト（仮称）による情報提供の充実</b>		
チャレンジネットワークの構築	地域活動団体、民間企業や行政などが連携協力し、女性のチャレンジを総合的に支援する「チャレンジ支援連絡協議会」を設立するとともに、女性のチャレンジ支援についての周知啓発を行います。	女性青少年政策室
チャレンジ支援サイト（仮称）の開設・管理	女性がその能力や意欲を活かして様々な活動に積極的にチャレンジしたいと考える時に、効率的に必要な情報を入手できるよう、県ホームページに支援機関に関する情報やモデル事例の紹介等を一元的に掲載し、女性のチャレンジを推進していきます。	女性青少年政策室
チャレンジに関する相談の実施	専門の相談員を配置し、再就職、キャリアアップ、起業等のチャレンジに関する相談、カウンセリング等を行います。	女性青少年政策室
<b>（３）女性のスキルアップ機会の充実</b>		
公共部門による職業能力開発の推進	県立職業能力開発施設（産業技術短期大学校・職業能力開発専門学校）において、新規学卒者、在職者及び離転職者を対象に、企業ニーズや県民の就業ニーズに応じた職業訓練を充実していきます。	雇用労政課
企業内教育訓練の推進	認定職業訓練の充実など事業主等が行なう職業能力開発及び労働者の自発的な能力開発に対して支援を行うとともに、なお一層、制度の周知や情報提供等を図ります。	雇用労政課
新たな職業形態（在宅勤務等）に対する職業能力の開発支援	職業生活の多様化に対応し、起業や在宅での就労が可能となるような職業能力の開発を支援していきます。	雇用労政課
<b>（４）女性が活躍できる機会の創出・拡大</b>		
サービス分野における起業などの事業化支援	女性の能力発揮の場となりうる生活者起点のサービス産業分野において、ビジネスを立ち上げる意欲を持つ女性を支援するため、先輩女性起業家などによるネットワークの形成等、総合的な支援の仕組みづくりを進めます。	政策企画課
地域ビジネス起業支援強化事業	女性の地域ビジネスへの参画を促進するため、起業を志す女性が具体的行動につなげることができるよう、新規創業、新分野進出の事業化を支援します。	女性青少年政策室 商業経済交流課
子ども夢未来子育てビジネス創出事業	女性の視点や感性を活かした「やまがたらしい新たな保育サービス」についてのビジネスモデルの研究を行い、実践的なモデルとして提示し、民間活力を利用した取り組みとして県内への波及を図ります。（再掲）	児童家庭課
起業に関する支援	起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についての助言等の支援の充実を図ります。	女性青少年政策室 商業経済交流課
ドクターバンク事業	結婚、育児、親の介護等により勤務時間に制約のある女性医師が、希望する勤務条件にあった医療機関に円滑に就業できる体制を構築し、女性医師の就業を支援します。	健康福祉企画課
看護職員への再就業支援事業	看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業を促進するため、看護職員の乳幼児を対象に、院内保育事業を実施する民間立病院に対する支援を行います。また、県ナースセンターにおいて再就業支援相談を実施するなど、育児等で一旦離職した在宅看護職員の再就業促進のための取り組みを強化していきます。	保健業務課
「子育て」支え合い・交流推進事業	地域住民主体の子育て支援の環境づくりに向けて、地域での子育て支援に携わる子育て支援NPOの基盤強化を図るとともに、各地域の子育て支援NPOのネットワークづくりを進めます。	女性青少年政策室
ボランティア活動振興センターの運営	山形県ボランティア活動振興センターの運営支援を通じ、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。（再掲）	健康福祉企画課
（財）山形県総合社会福祉基金による事業助成	（財）山形県総合社会福祉基金による助成事業を通じて、ボランティア団体やNPO法人等の活動を支援します。（再掲）	健康福祉企画課
NPO活動環境の整備	多様なボランティア・NPO活動の支援推進を行うとともに、県民が主体的に公益活動を行うための環境を整備します。（再掲）	県民活動推進室 置賜総合支庁 庄内総合支庁
NPO育成・協働推進事業	県とNPOによる企画提案型の協働モデル事業を実施することにより、多様化する地域課題に対応するとともに、男女がともに県行政に参画できる機会をつくります。（再掲）	県民活動推進室
最上エコポリス実践塾事業	男女ともに多様な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくりを図るため、意欲的で実践力を有する産業人や地域リーダーの育成を図ります。（再掲）	最上総合支庁

重点目標 6 仕事と家庭の両立支援・充実

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）仕事と家庭の両立しやすい環境づくりの推進と働き方の見直し</b>		
企業における女性の能力活用等取り組み促進	企業における女性の能力活用と働きやすい職場環境づくりに向けて、モデル企業を指定し、男女共同参画にかかるアドバイザー派遣により、当該企業における取り組みの促進、経営者及び労働者の意識向上を図るとともに、取り組みの成果を紹介し、県内企業全体への波及を目指します。	女性青少年政策室
育児・介護を行う労働者の継続就労の支援	中小企業団体等で構成する「中小企業次世代育成支援対策推進協議会」において、各業種の勤務形態に応じた仕事と家庭の両立支援策の導入マニュアルを作成し、県内中小企業に広く普及します。	雇用労政課
育児・介護を行う労働者の継続就労の支援	育児・介護休業中の各種支援制度について、労働者向けリーフレットの市町村窓口等での配布、県ホームページへの掲載等により普及啓発を図ります。	雇用労政課
育児・介護を行う労働者の継続就労の支援	企業への両立支援アドバイザーの派遣、両立支援セミナーの開催等により仕事と家庭が両立できる働きやすい職場づくりを促進します。	雇用労政課
育児・介護を行う労働者の継続就労の支援	産前・産後休暇、育児・介護休業中の勤労者への生活資金を低利で融資します。	雇用労政課
働き方の見直し推進	あらゆる世代が男女の別なく仕事と生活のバランスのとれた働き方ができるよう、事業主、従業員双方を対象にした働き方の見直しセミナーを開催します。	雇用労政課
「子育て」支え合い・交流推進事業	父親が子育ての場面にできる限り関わることができるよう、父親の子育てサポート事業のメニューを作成し、各種取り組みを地域で実施していきます。	女性青少年政策室
仕事と家庭両立支援特別援助事業	仕事と育児を両立させるために、ファミリー・サポート・センターの設置促進を働きかけていきます。	児童家庭課
子ども夢未来子育てビジネス創出事業	女性の視点や感性を活かした「やまがたらしい新たな保育サービス」についてのビジネスモデルの研究を行い、実践的なモデルとして提示し、民間活力を利用した取り組みとして県内への波及を図ります。	児童家庭課
家庭における男女共同参画の推進	子育てや介護、健康づくりのあらゆる基本となる「家庭における男女共同参画」を推進します。	村山総合支庁
<b>（2）子育て支援対策の充実</b>		
保育サービス関連施策の充実		
特別保育事業	保育需要の多様化に対応するため、地域子育て支援センター事業、乳児保育、一時保育、障害児保育、休日保育等を実施し、保育サービスの一層の充実を推進します。	児童家庭課
子育て女性社会進出応援事業	1 幼稚園の総合施設化に向けた低年齢児受入施設整備を支援します。 2 乳児を中心とした低年齢児の受け入れ、開所時間を延長する場合の運営費の助成等を行い、認可外保育施設の運営の健全化と保育内容の充実を図ります。	児童家庭課
へき地保育事業	交通条件に恵まれない山間・開拓地などのへき地における保育を要する児童に対し、必要な保育を行い児童の福祉向上を図ります。	児童家庭課
放課後児童等対策事業	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成指導等に資するため、適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成活動を行う放課後児童クラブの設置を促進します。	児童家庭課
児童厚生施設等整備事業	放課後児童クラブ等の施設整備を図ります。	児童家庭課
幼稚園における子育て支援		
預かり保育推進事業	保護者及び地域のニーズに弾力的に対応し子育てを支援するため、私立幼稚園において、早朝及び教育時間終了後に引き続き希望する園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を推進します。	学術振興課
地域開放推進事業	私立幼稚園における地域の子どもたちへの遊び場の提供や幼児教育講座の開催、地域の保護者等に対する教育相談事業など、私立幼稚園の施設や教育機能を広く地域に開放する事業を推進します。	学術振興課
私立幼稚園特殊教育運営費補助金	心身に障害のある幼児を在園させている私立幼稚園を支援します。	学術振興課
にこにこ子育て支援事業	私立幼稚園に2人以上同時在園している世帯の負担の軽減を図ります。	学術振興課
私立学校一般補助金	子どもを育てやすい環境づくりのため、私立学校（私立幼稚園、私立高等学校など）の教育水準の維持向上と保護者負担の軽減、さらには私立学校の経営の安定を図ります。	学術振興課
私立高等学校授業料軽減事業費補助金	子育て支援に資するため、生活保護等の経済的理由により就学が困難な世帯の就学費用の負担軽減を図ります。	学術振興課

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
児童虐待防止対策等		
児童相談の実施	市町村で行われる児童家庭相談の円滑な推進が図られるよう支援するとともに、児童相談所ではより専門的な相談を行っていきます。	児童家庭課
児童虐待対応強化推進事業	児童虐待対応については、発生予防から早期発見、早期対応及び適切な保護と自立支援まで切れ目のない総合的な施策の推進を図ります。	児童家庭課
里親ファミリー推進事業	保護を要する児童に家庭的な養育を可能とする養育里親を開拓するとともに、受け入れ世帯への支援を図り、里親制度の充実、拡大を推進します。	児童家庭課
親と子の心の相談事業	関係機関の連携のもと、育児不安を抱え、メンタルケアが必要な母親に対し、安心して育児に取り組むことができるよう相談を行います。	児童家庭課 置賜総合支庁
虐待予防母子保健特別対策事業	産後うつ状態など問題を抱えた母親や養育力の不足する家庭を早期に発見し、早期に必要な支援を行うための対応マニュアルを作成するとともに、新生児訪問における産後うつ病自己診断票などの普及や医療機関との連携体制強化を図ります。	児童家庭課
児童家庭支援センター運営事業費	新たに設置する児童家庭支援センターにおいて、地域に密着した相談活動を行うとともに、庄内地域を中心とした子育て機関の連携調整を行います。	児童家庭課
家庭教育推進事業	電話などを活用した家庭教育相談事業「ふれあいホットライン」を設置し、家庭教育に関する諸問題の相談に対応します。	社会教育課
子どもを産み育てやすい環境づくり	結婚から出産・育児に至るプロセスにおける少子化の進行を抑制する総合的な取り組みを行います。（児童虐待予防対策）	村山総合支庁
地域における子どもの育成		
山形県こども館運営事業	屋内型の児童遊園機能施設である「山形県こども館」において、子どもたちが自由で自主的な遊びを通して、自らの可能性を開花させていく環境づくりを図ります。	児童家庭課
児童館等運営強化対策事業	児童館活動を通じて、地域において児童に健全な遊び場を与え、児童の健康増進等を図る児童健全育成を推進するとともに、母親クラブなどの地域組織活動の育成を図ります。	児童家庭課
育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期の家庭や、養育支援を必要とする家庭に対し、保健師や保育士、ヘルパー等の家庭訪問による育児や家事の支援を推進します。	児童家庭課
(3) 介護のための社会的支援の充実		
在宅・施設サービスの充実	効果的な介護予防サービスを提供するために創設される、「地域支援事業」、「地域包括支援センター」の円滑な導入が図られるよう市町村に対して支援する等、介護予防対策を推進するとともに、認知症予防対策を引き続き推進します。介護サービス基盤の整備については、新たに創設される「地域密着型サービス」基盤の整備を推進します。	長寿社会課
介護保険制度の円滑な実施	新たな介護保険制度が円滑に導入され、適切に運営されるよう市町村等を支援していくとともに、利用者や一般県民への制度の周知を図ります。	長寿社会課

## 重点目標7 農林水産業、商工業等の自営業における労働環境の整備

(1) 方針決定過程への女性の参画促進と人材の育成		
若手後継者等育成事業（小規模事業経営支援事業費補助金）	商工会議所及び商工会の女性部が、女性の視点を活かした地域づくりや地域福祉に配慮した事業を広域的に展開していく活動を支援し、地域産業や地域社会の一層の活性化を図ります。	産業政策課
方針決定過程への参画促進	女性の視点・発想を方針決定の場へ反映させ、地域農業の活性化を図るため、市町村・農業会議等との連携を図り、県内すべての農業委員会において複数の女性農業委員が設置されるよう引き続き推進します。また、農協との連携を図り、農協正組合員加入促進、農協役員への女性の登用について引き続き推進します。	農政企画課 農業技術課
地域づくりへの参画促進・リーダーの育成	地域農業における他の女性農業者への経営参画の目標となるよう、また、女性リーダー育成のため、市町村と連携を図り、指導農業者、青年農業者への女性の参画を推進します。	農政企画課 農業技術課
最上エコポリス実践塾事業	男女ともに多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくりを図るため、意欲的で実践力を有する産業者や地域リーダーの育成を図ります。	最上総合支庁

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
（2）女性の労働に対する適正評価と経営への主体的な参画促進		
経営への主体的参画の促進	認定農業者の認定要件となっている家族経営協定の締結を推進するとともに、市町村との連携を図りながら、女性認定農業者の拡大に努めます。直売や農産加工等の女性起業活動を支援し、女性の経営参画を推進します。	農業技術課
女性の労働に対する適正評価と就業条件・労働環境の整備	認定農業者、農業者年金制度との連携を図りながら、家族経営協定締結へ向けた普及啓発、支援活動を行います。	農業技術課

## 基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

### 重点目標8 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

（1）審議会等委員への女性の参画推進		
県が設置する審議会等への女性の参画推進	県が設置する審議会等において、引き続き女性委員の登用推進を図るとともに、女性委員の割合を高めるため、充て職の見直しや公募性の導入を働きかけます。	女性青少年政策室
（2）県における女性職員の登用推進		
女性職員の積極的な登用と職域の拡大	女性職員の能力が十分発揮されるよう、これまで以上に活躍の場の拡大を図るなど、積極的な登用に努めます。	人事課
県における男女共同参画職場づくりの推進	女性職員が能力を十分に発揮し、男女ともに生き生きと働ける職場、仕事と個人の生活を両立できる職場を目指し、具体的な取り組みを推進します。	女性青少年政策室
職員研修における男女共同参画講座の実施	職員が、男女共同参画社会の実現の必要性について認識を深めるとともに、その実現が図られるよう職員研修を充実していきます。	人事課 女性青少年政策室
（3）市町村における女性の参画促進		
市町村における男女共同参画状況調査	市町村の審議会・職員等における女性登用状況を調査・公表し、市町村における女性の参画促進を働きかけます。	女性青少年政策室
市町村男女共同参画行政担当課長・担当者研修会	県内地方公共団体における男女共同参画に関する情報の提供・交換を行い、市町村の男女共同参画計画の策定、男女共同参画社会づくりへの取り組みを促進します。	女性青少年政策室
（4）企業や労働組合、各種団体等における女性の参画促進		
企業や各種団体における女性の参画促進	県男女共同参画センターにおける講座等の開催、周知パンフレットを用いた啓発を行い、企業や各種団体等において女性の参画が進むよう働きかけるとともに、男女共同参画推進事業所登録制度の創設など、企業における取り組みを促進します。	女性青少年政策室
県におけるモデル的な取り組み推進	県におけるモデル的な取り組みを展開することにより、県内企業等への普及啓発を図ります。（再掲）	女性青少年政策室
（5）政策・方針決定過程への参画に関する調査・研究の実施		
山形県労働条件等実態調査の実施	県内事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、今後の労働行政運営の基礎資料とするため、県内1,500事業所を対象に実態調査を実施します。	雇用労政課
県・市町村における女性の参画状況調査	県及び市町村等の政策・方針決定過程における女性の参画状況調査を行います。	女性青少年政策室
男女共同参画推進状況等の公表	山形県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、山形県男女共同参画白書として公表します。（再掲）	女性青少年政策室

### 重点目標9 女性の人材養成と情報の提供

（1）政策・方針決定過程へ参画できる人材の養成		
講座等による女性人材の養成	県男女共同参画センターにおいて女性リーダー育成事業を実施し、男女共同参画の機運づくりを進めるための地域の推進者として、県民と一緒に取り組みを進められる人材の育成に努めます。	女性青少年政策室
（2）女性人材情報の充実		
女性人材情報の整備・充実	政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進するため、各分野で活躍する女性人材を集積し、人材登用等のデータバンク機能の充実を図ります。	女性青少年政策室
チャレンジ支援サイト（仮称）の開設・管理	女性がその能力や意欲を活かして様々な活動に積極的にチャレンジしたいと考える時に、効率的に必要な情報を入手できるよう、県ホームページに支援機関に関する情報やモデル事例の紹介等を一元的に掲載し、女性のチャレンジを推進していきます。（再掲）	女性青少年政策室

重点目標 10 家庭・地域における男女共同参画の促進

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）家庭生活における男女共同参画の促進</b>		
家事・育児等への男性の参画促進	介護学習センターで開催する介護に関する知識及び技術の習得講座において、男性の参加を促進するため、各種報道媒体を積極的に活用してPRに努め、利用促進・利用者増を図ります。	長寿社会課
家事・育児等への男性の参画促進	男女共同参画に関する講座等への男性の参加を積極的に働きかけ、家事・育児等への男性の参画を促進します。	女性青少年政策室
家庭教育推進事業	子どもを持つ保護者や一般県民を対象に講座等を開催し、父親の家庭教育への参加を啓発します。	社会教育課
<b>（2）地域社会における男女共同参画の促進</b>		
男女共同参画社会づくり功労者知事表彰	多年にわたり男女共同参画社会づくりに顕著な功績のあった個人又は団体について顕彰し、その功績を称えとともに、男女共同参画の機運づくりにつながるよう、広く県民に制度の周知を図ります。	女性青少年政策室
地域社会における男女共同参画促進の啓発	男女共同参画について関心を持つきっかけとなるよう、県内各地域で講演会や講座等を展開します。	女性青少年政策室
地域社会における男女共同参画促進の啓発	地域活動への男女の参画を促進するとともに、町内会長等の地域の役職への女性の参画を促進するよう市町村に働きかけます。	女性青少年政策室
<b>（3）ボランティア活動への男女共同参画の促進</b>		
ボランティア活動振興センターの運営	山形県ボランティア活動振興センターの運営支援を通じ、県民のボランティア活動への理解と参加を促進します。	健康福祉企画課
（財）山形県総合社会福祉基金による事業助成	（財）山形県総合社会福祉基金による助成事業を通じて、ボランティア団体やNPO法人等の活動を支援します。	健康福祉企画課
NPO活動環境の整備	多様なボランティア・NPO活動の支援推進を行うとともに、県民が主体的に公益活動を行うための環境を整備します。	県民活動推進室 置賜総合支庁 庄内総合支庁
NPO育成・協働推進事業	県とNPOによる企画提案型の協働モデル事業を実施することにより、多様化する地域課題に対応するとともに、男女がともに県行政に参画できる機会をつくります。	県民活動推進室
最上エコポリス実践塾事業	男女ともに多様多彩な能力を生涯にわたり発揮できる環境づくりを図るため、意欲的で実践力を有する産業人や地域リーダーの育成を図ります。（再掲）	最上総合支庁

重点目標 11 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

<b>（1）国際感覚豊かな人づくり</b>		
国際交流員の招致（外国青年招致事業・国際交流員費）	国際交流関係事務や小学校訪問等を通じて、地域レベルの国際交流の推進を図ります。	国際室
コロラド・コミュニティ・アクション講座開設事業	米国での先進的な取り組み及び課題解決について学習するとともに、大学と地域社会との連携の実験を体験することにより、本県の地域づくりに活かしていきます。	国際室
国際理解教育推進事業	外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ることにより、国際的視野を広げ、相互理解の推進を図ります。	高校教育課
<b>（2）国際的視点に立った地域社会づくり</b>		
外国人相談窓口事業	県内在住外国人のための相談窓口を設置することにより、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。	国際室

## 基本目標 共に自立し安心できる生活の確保

### 重点目標 1 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）女性に対するあらゆる暴力を防ぐ環境づくりの推進</b>		
「青少年保護条例」の効果的な運用	性・暴力表現を扱った出版物等が氾濫する有害な環境から、青少年を保護するため、「青少年保護条例」の効果的な運用を図っていきます。（再掲）	女性青少年政策室
家庭における男女共同参画の推進	子育てや介護、健康づくりのあらゆる基本となる「家庭における男女共同参画」を推進します。	村山総合支庁
女性に対する暴力防止対策の推進	性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性への暴力に対して、被害者の立場やプライバシーに配慮し、厳正に対処するとともに、犯罪防止対策や女性の人権に関する意識啓発を推進します。	生活安全企画課 生活保安課
有害環境の浄化	女性に対する暴力を誘引する有害環境の浄化対策を関係機関・団体等と連携を図り、推進します。	生活保安課 各総合支庁
犯罪防止・有害環境浄化対策	児童買春・児童ポルノ禁止法、青少年保護条例等、少年の福祉を害する犯罪の被害防止対策を推進するとともに、営業者等への健全営業の要請等による環境浄化活動を展開します。	少年課
犯罪防止・有害環境浄化対策	学校警察連絡制度をさらに充実させるとともに、少年非行防止ネットワーク事業を推進し、地域住民、少年警察ボランティア等が参加した環境浄化活動や非行防止意見交換会などを継続的に実施します。	少年課
<b>（2）相談機能・支援体制の充実</b>		
男女共同参画センター相談事業	県男女共同参画センターに相談専用の電話を設置し、自分らしく、自立して生きていく上で生じる様々な問題と一緒に考え、解決の方向を見つけるための相談を実施します。性別による固定的な役割分担意識を背景にした女性の悩みごと相談に的確に対応するため、相談員研修会を開催するほか、県民を対象に問題解決への手がかりを考えるためのこころの研修会を開催します。	女性青少年政策室
警察安全相談事業	警察本部広報相談課警察安全相談室及び各警察署において、警察安全相談員の研修、相談業務担当職員への専門的教養の習得を行い、県民から寄せられる相談に適切に対応します。	広報相談課
女性専用電話の設置	専門の女性相談員を配置し、性的被害に係る悩みや困りごとを抱える女性からの相談に対応します。	広報相談課
少年相談事業	警察本部に少年相談専門員（女性）を配置して、少年や保護者等からの相談受理活動を充実強化するほか、ヤングテレホンコーナーの広報を推進します。関係する相談機関との連携を強化し、ブロック少年サポートセンターに相談コーナーを開設し、相談者に対する適切な対応を推進します。少年補導専門官、担当警察官等の相談受理者の資質向上を図るため、研修会の開催、係研修会への派遣を実施します。	少年課
<b>（3）被害者の救済と援助</b>		
被害者対策事業	民間被害者援助団体「被害者支援センターやまがた」と連携し、きめ細やかな被害者支援活動を推進します。	警務課
被害少年等の保護対策	民間から被害少年サポーター20名を委嘱し、これと連携して犯罪等の被害を被っている少年への支援活動を推進します。関係機関と連携し、非行防止教室や犯罪被害防止教室等を開催し、被害防止のための指導広報を推進します。街頭補導活動を通じて、被虐待児童、被害少年、家出少年等の早期発見に努め、児童相談所等関係機関と連携して、適時適切な保護指導に努めます。	少年課
<b>（4）配偶者からの暴力の防止と被害者の保護等</b>		
配偶者からの暴力を容認しない社会の形成		
DV防止及び被害者保護の広報啓発	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の県民に対する普及啓発を図るため、啓発パンフレットを作成、配布します。	女性青少年政策室
配偶者から暴力に関する理解促進	配偶者からの暴力に関するシンポジウムやセミナー等を開催し、県民の理解を促進します。	女性青少年政策室
相談・保護体制の充実		
婦人保護事業及びDV被害者支援対策	DV被害者、悩みや問題を抱える女性に対し、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）を中心に、相談、一時保護、自立支援等を行います。保護を要する女子について、婦人相談所における一時保護や、婦人保護施設における保護を行います。	児童家庭課
「DV対応マニュアル」の策定	DV被害者の相談や保護・自立支援に携わる一人ひとりが、被害者の立場に立って、的確な対応ができるよう、「DV対応マニュアル」を作成し、関係機関に配布します。	児童家庭課 女性青少年政策室
被害者支援のための研修会開催	被害者サポート、支援協力のための講座や研修会を開催します。	女性青少年政策室

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
被害者の自立支援		
DV被害者の県営住宅への優先入居	DV被害者の公営住宅への入居に際し単身の入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を拡充します。	建築住宅課
関係機関の協力・連携		
庁内連絡会議の設置・運営	「ドメスティック・バイオレンス対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者からの暴力に関する理解促進、DV防止及び被害者の保護、自立支援に関する施策を総合的に推進します。	女性青少年政策室
配偶者間暴力対策の推進	関係機関との連携を緊密にして、配偶者間暴力の防止と被害者の立場から保護対策を推進します。	生活安全企画課

### 重点目標 1 3 高齢者等の自立の促進

(1) 高齢者の自立の促進		
社会参加活動の促進	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するため、老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進します。	長寿社会課
相談援助体制の充実	高齢者総合相談センターを設置し、高齢者やその家族が抱える生活全般にわたる様々な悩みや心配ごと、福祉サービス等に関する相談に対応します。	長寿社会課
高齢者の就業の促進	65歳までの雇用確保の義務化を規定する高年齢者雇用安定法の周知・啓発を図ります。高齢者の持つ知識や能力を活用し、多様な就業機会を確保するため、市町村公益法人シルバー人材センター及び県連合会の活動を支援します。	雇用労政課
山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用	高齢者が自宅で快適に生活できるよう、また在宅介護時の家族等の負担を軽減するため、山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用により、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。	建築住宅課
県営住宅への優先入居	県営住宅の入居について、高齢者等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。	建築住宅課
(2) 障害者の自立の支援		
重度心身障害児(者)医療給付事業	身体上又は精神上著しい障害を持つ者の医療を確保するため、重度心身障害児(者)の保険診療に係る自己負担額について助成します。	長寿社会課
地域との共生の推進 社会的自立の促進 生活の質の向上	住み慣れた地域で生活できる環境の整備や、地域における社会参加と交流の場の拡大を図ります。障害者やその家族が抱える様々な心配ごとや悩みごとに対する相談援助体制の充実を図ります。実用的な福祉用具や情報処理機器の普及を進めるなど、生活の質の向上を図ります。	障害福祉課
社会的自立の促進	職場適応訓練を実施し、障害者の雇用を促進するとともに、障害者雇用推進事業主等について物品調達の入札等において優遇する制度や障害者を雇用している優良事業所の表彰制度により、障害者雇用の動機付けを行います。	雇用労政課
社会的自立の促進	就業による障害者の自立・社会参加を促進するため、障害者の能力、適性及び雇用ニーズを勘案した障害者対象の公共職業訓練を実施するとともに、障害者の就労促進と福祉的就労の充実を図ります。	雇用労政課 庄内総合支庁
山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用	障害者が自宅で快適に生活できるよう、また在宅介護時の家族等の負担を軽減するため、山形県住宅リフォーム資金融資制度の活用により、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。	建築住宅課
県営住宅への優先入居	県営住宅の入居について、障害者等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。	建築住宅課
(3) ひとり親家庭の自立の支援		
母子家庭等医療給付事業	母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、母子家庭等の保険診療に係る自己負担額について助成します。	長寿社会課
ひとり親家庭等の自立支援事業	ひとり親家庭の自立に向けて、ひとり親家庭自立促進計画を策定し、子育て支援、生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援を行います。	児童家庭課
県営住宅への優先入居	県営住宅の入居について、ひとり親家族のうち母子世帯等住宅困窮度が高いと思われる世帯に対して、優遇措置を実施します。	建築住宅課

重点目標 1 4 生涯を通じた女性の健康支援

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）生涯を通じた女性の健康の保持増進</b>		
予防対策の充実		
不妊専門相談事業	子どもを持ちたいのに子どもができない夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて専門医師による不妊に関する無料相談を行います。	児童家庭課
女性の健康相談事業	生涯を通じた女性の健康管理を目的に、各保健所において健康相談、妊娠・避妊、不妊などに関する相談を行います。	児童家庭課
女性の健康教育事業	思春期から更年期の女性を対象に、各保健所において健康教育のための講演会等を開催します。	児童家庭課
女性のための健康づくりの推進	乳がん検診・子宮がん検診等の啓発イベントの実施やラジオキャンペーン等を行うとともに、乳房X線検査（マンモグラフィ）装置の設置促進を通して、女性のがん検診の普及啓発等による健康づくりの推進を図ります。	保健薬務課
河北病院女性専門外来の設置	県立病院における女性専門外来設置のニーズに応え、患者サービスの向上と女性に関する診療機能の強化を図ります。	県立病院課
健康づくりの推進		
体力増進活動等健康づくりの推進	「スポーツのある生活の実現」を目指して、地域に住む誰もが、いつでも、気軽にスポーツに親しむことのできる「総合型地域スポーツクラブ」を、平成23年度までに全市町村に育成します。	スポーツ保健課
県民スポーツフェスティバル	広く県民の間にスポーツを普及し、明るく心豊かな日常生活に寄与し、生涯スポーツの振興を図ります。	スポーツ保健課
健康をおびやかす問題に対する対策の推進		
女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進	H I V / エイズに関して、正しい理解に基づいて行動がとれるよう、相談や検査を行います。	保健薬務課
薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用問題について、関係機関相互の連携を一層密にしながら、女性、青少年を含む県民への啓発活動を推進するとともに、薬物に関する相談業務を行います。	保健薬務課
女性の健康に大きな影響をもたらす問題についての対策の推進	学校教育における保健学習・指導をとおり、性感染症や薬物乱用による悪影響などに関する正しい知識の普及啓発に努めます。	スポーツ保健課
<b>（2）性と生殖に関する正しい知識の普及・啓発</b>		
思春期健康教育事業	学校と保健医療が連携し、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及を図るため、性に関する健康教育に携わる関係職員の資質向上を図ります。	児童家庭課
婦人保護啓発事業	いのちと性についての理解を深めるため、県内高校1年生の男女に啓発誌「ティーンズブック」を作成配布し、健全な性意識の啓発を図ります。	児童家庭課
性に関する教育、啓発、相談の推進	学校教育において、性に関する正しい理解を深めるとともに、倫理観、道徳観及び自律心の高揚に結びつく教育・啓発・相談を行います。	スポーツ保健課
<b>（3）妊娠・出産・育児にかかわる保健医療対策の充実</b>		
乳幼児医療給付事業	乳幼児の健康な発育を支援するとともに、次の世代を担うべき子どもを産み育てやすい環境を整備するため、就学前の乳幼児の保険診療に係る自己負担額について助成します。	長寿社会課
未熟児養育事業	身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付及び訪問指導を行います。	児童家庭課
特定不妊治療費助成事業	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。	児童家庭課
働く女性の妊娠・出産に関する保護規定の周知	妊娠中及び出産後の就労に関する保護規定について、妊娠の届出をした女性に啓発用リーフレットを配布するとともに、県ホームページにより周知を図ります。	雇用労政課

重点目標 15 みんなが暮らしやすい生活環境づくり

施策（事業）名	計画期間（平成18～22年度）に実施していく施策（事業）の内容	課（室）名
<b>（1）ユニバーサルデザインの推進</b>		
街路事業・区画整理事業	都市計画道路・区画道路の歩行空間における段差の解消、無電柱化の促進、無散水消雪施設整備の重点化など、みんなが住みやすい生活環境づくり、特に高齢者、障害者等に配慮した「まちづくり」を推進します。	都市計画課
都市公園整備	都市公園施設内における安全性の向上、段差の解消など、みんなが利用しやすく、高齢者、障害者等に配慮した「都市公園づくり」を推進します。	都市計画課
公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進	多くの県民の利用が見込まれる、公共施設（公営・民営共）や、民間商業施設等の建築物について、ハートビル法認定施設としての整備推進の普及を図ります。	建築住宅課
<b>（2）生活者の視点に立ったまちづくりの推進</b>		
生活者・消費者としての自立意識の啓発	消費生活センターにおける相談の適切かつ迅速な処理を目指すとともに、消費者被害の未然防止や自立した消費者育成のため、時宜を得た情報提供や消費生活講座の開催などの各種啓発活動を推進します。	生活安全調整課
環境問題への意識啓発の推進	環境問題について男女がともに家庭や地域社会の一員として、環境に配慮した生活や行動を実践するための普及啓発を行う女性指導者（環境アドバイザー・地球温暖化防止活動推進員）の増員を推進します。	環境企画課
都市公園整備	子どもから大人まで、全ての人が憩える場所である都市公園の整備を推進します。	都市計画課
安心して子育てできる地域づくり	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を推進します。	女性青少年政策室

## 第5章 計画の推進



## 第5章 計画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、県はもちろんのこと市町村、企業、団体等そして県民がそれぞれ主体的に関わり、かつ、相互に連携しながら一体となって取り組んでいくことが重要です。

### 1 推進体制の充実

#### (1) 県の推進体制の充実・強化

##### 男女共同参画推進本部機能の充実

県の関係部局で組織される推進組織「山形県男女共同参画推進本部」の機能充実を図るため、情報の共有化や有機的かつ緊密な連携のもと、全庁体制での推進体制確立を図ります。また、これにより男女共同参画推進のための各種施策の充実と効果的な推進に努めます。

##### 男女共同参画審議会機能の充実

男女共同参画社会の形成促進のためには、県民の声を聞き、本県の現状や県民のニーズを反映した施策を展開することが重要です。そのため、山形県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）第20条に基づき、民間の学識経験者のほか公募による委員で構成する「山形県男女共同参画審議会」を設置し、幅広い意見の反映に努めます。

##### 県における男女共同参画の推進

県では、県職員の意識改革、女性の登用・職域拡大や能力開発など、男女共同参画の推進に率先して取り組みます。また、男女ともに生き生きと働く職場、家庭生活と仕事や地域活動などを両立できる職場づくりを目指します。

##### 苦情等への対応

山形県男女共同参画推進条例第17条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見があった場合は、県関係部局と連携を図りながら、適切な処理に努めます。

#### (2) 山形県男女共同参画センターの機能充実

平成13年4月1日にオープンした「山形県男女共同参画センター（愛称：チェリア）」は、県民の男女共同参画社会形成に関する多様な活動を支援する拠点施設として様々な事業を展開しています。

##### 拠点施設としての役割の充実

男女共同参画社会の形成を促進し、多様な活動を実践する拠点施設としての役割を担うための機能の充実に努めます。

特に、意識改革のための研修や能力開発、人材育成、団体等の自主活動支援、交流・ネットワークづくり、女性問題の総合相談、各種情報等の収集・提供・発信、問題解決のための調査・研究等の機能の充実を図ります。

また、県内の男女共同参画情報等の受信・発信基地としての機能を拡充するため、市町村・各地域の女性団体等とのネットワーク化を図ります。

##### 県民が利用しやすいセンター

働く男女をはじめ、様々な人たちや団体・グループ等による男女共同参画センターの活発な利用を促進するため、新たなニーズの把握に努め、柔軟な事業の展開に取り組みます。

特に、多方面からの取り組みや幅広い事業を実施するため、県内の大学や他の都道府県の男女共同参画センターなどの関係機関との連携を強化するとともに、インターネット等の情報媒体を活用した取り組みの充実を図ります。

また、県内各地でセンター機能を享受できるような対応の検討を進めます。

### (3) 計画の進捗状況の管理

山形県男女共同参画審議会及び山形県男女共同参画推進本部において、毎年、計画に基づく施策の実施状況や数値指標に対する達成状況を把握・点検するとともに、山形県男女共同参画白書の作成と公表を行い、計画の着実な推進に努めます。

## 2 市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって身近な市町村の果たすべき役割は重要です。地域の実情を踏まえた様々な施策が展開されるよう、市町村の体制づくりと男女共同参画計画の策定等を要請するとともに、連携体制の強化に努めます。

### (1) 市町村長への働きかけ

市町村長の男女共同参画社会づくりに対する理解が深まるよう働きかけを行います。

### (2) 市町村の推進体制等の整備促進

市町村における男女共同参画行政が総合的、積極的に推進されるよう、所管課の明確化や係の設置・担当職員の配置のほか、行政内部の推進本部や有識者等の意見を反映させるための懇話会等の整備、また、職員研修や住民に対する意識啓発などの取り組みが展開されるよう、推進組織体制の整備促進に向け、働きかけと支援に努めます。

### (3) 市町村への支援強化

市町村に対して、国、県、市町村における男女共同参画に関する情報を提供するとともに、「市町村主管課長会議、担当者会議」等の情報の場の充実を図ります。

また、市町村が地域の実情を踏まえた男女共同参画計画の策定を行うよう働きかけるとともに、県内市町村の取り組み状況等の情報提供に努めます。

市(区)町村における男女共同参画に関する行動計画策定状況(17.4.1現在)

	策定市(区)町村数 / 全市(区)町村数	策定率(%)
山形県	11 / 44	25.0
全国	957 / 2,417	39.6

(内閣府調べ)

## 3 NPOや企業等との連携

男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野で活躍している女性団体などの果たす役割は重要です。これらの団体等の自主的な取り組みを尊重するとともに、行政とのパートナーシップの確立に努め、連携した取り組みを進めることにより、男女共同参画社会づくりに向けた効果的な事業の推進を図ります。

また、女性の社会進出を促進するとともに、男女を問わず仕事と家庭・地域とのバランスの取れ

た生活を確保するためには、企業の果たす役割は重要であることから、企業が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組めるよう、各種情報、資料の提供に努めます。

#### 4 県民との連携

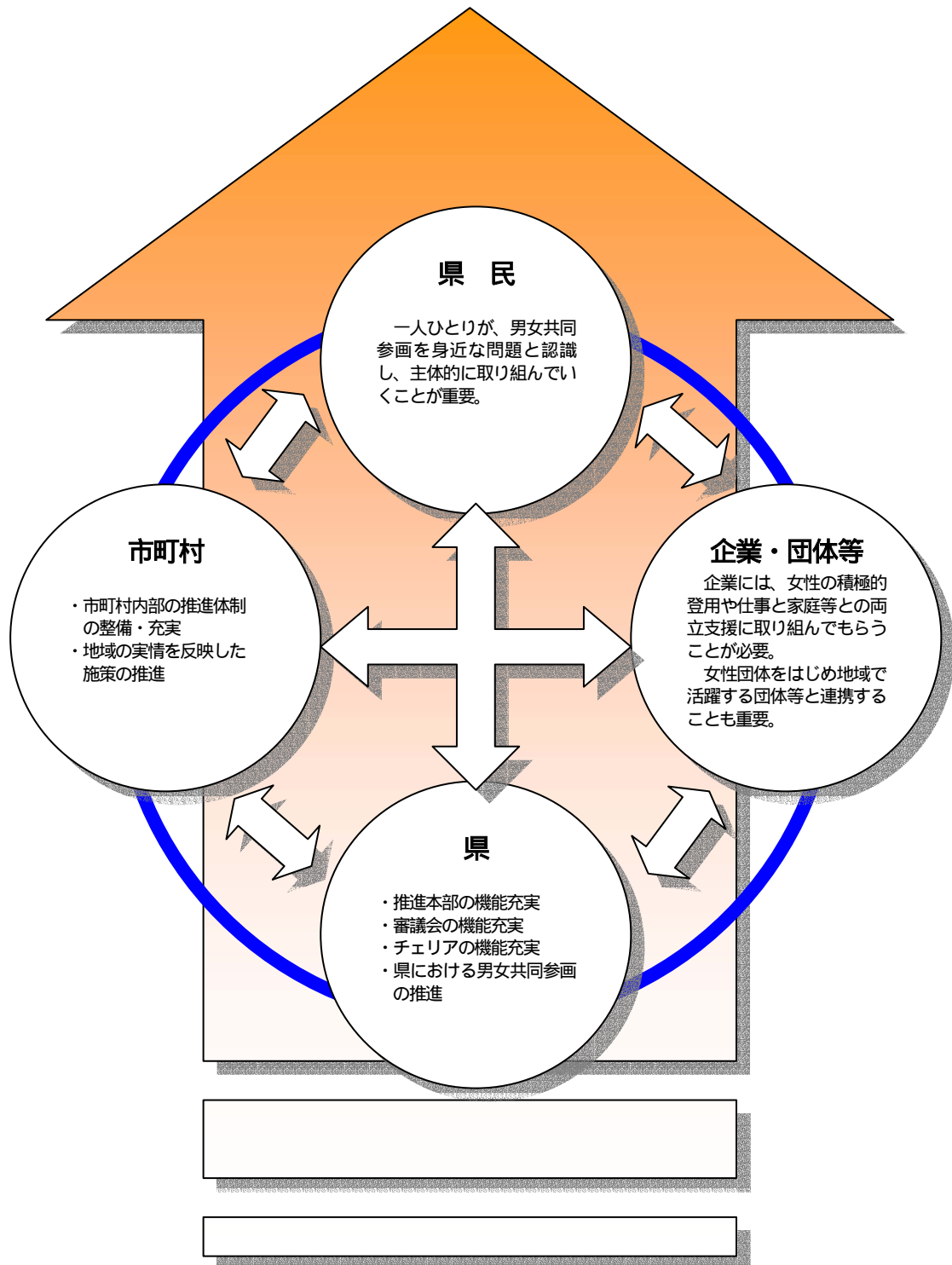
男女共同参画社会づくりは、県民一人ひとりが、男女共同参画を自らのこととして考え、「男性だから、女性だから」ということではなく、一人の人間として、身近なところから取り組みを行うことが大切です。

そのため、あらゆる機会を通して、県民の男女共同参画に関する意識の醸成を図るとともに、取り組みが積極的に展開されるよう、男女共同参画の機運づくりを進めるための地域の推進者を育成するとともに、各種情報の提供、県民の声を聞く機会の確保等の環境整備に努めます。

# 山形県男女共同参画推進体制図

男女がともに いきいきと活躍する山形県

(男女共同参画社会の実現)



# 付 属 資 料



## 付 属 資 料

### 男女共同参画社会形成に向けての経緯

#### 1 世界の動き

##### 国際婦人年、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とし、それに続く10年間（1976～1985年）を「国連婦人の十年」と定め、「平等・開発・平和」を目標に、女性の地位向上のための行動を展開することを決定しました。

また、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）が開催され、各国政府が今後10年間で行うべき取組指針となる「世界行動計画」を採択、世界的規模で各国の行動が開始されました。

##### 女子差別撤廃条約

1980年（昭和55年）の「国連婦人の十年中間年世界会議」（第2回世界女性会議：コペンハーゲン）において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、この条約の批准に向けて世界各国の取り組みが一層進められました。

##### ナイロビ将来戦略

「国連婦人の十年」の最終年の1985年（昭和60年）には、「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」（第3回世界女性会議：ナイロビ）が開催され、10年間の取り組みの評価と見直しが行われ、引き続き男女差別をなくし、女性の地位向上を図るための努力を継続するべき事を確認、「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

さらに、1990年（平成2年）国連経済社会理事会において、ナイロビ将来戦略の実施を早めることを目的に「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（以下「ナイロビ将来戦略勧告」という。）が採択されました。

##### 北京宣言及び行動綱領

1995年（平成7年）には、アジアで初めての「第4回世界女性会議」（北京）が開催され、「北京宣言」と2000年までの国際的指針となる「行動綱領」が採択されました。

「北京宣言」では、女性の権利は人権である等が再確認され、また「行動綱領」は、「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）である」とされており、12の重大問題領域を掲げ戦略目標と各国が取るべき行動を定め、可能ならば1996年（平成8年）末までに、各国政府が自国の行動計画を策定し終えることを強く求めました。

##### 女性2000年会議

2000年（平成12年）には、「第4回世界女性会議」をフォローアップするために「女性2000年会議」（国連特別総会：ニューヨーク）が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

会議では、女性に対する暴力や教育への具体的取り組みが成果文書に盛り込まれたほか、世界における男女平等の実現に向けた多くの提言がなされました。

## 「北京+10」世界閣僚級会合（第49回国連婦人の地位委員会）

2005年（平成17年）には、1995年の「第4回世界女性会議（通称「北京会議」）」で採択された「北京宣言・行動綱領」、及び2000年の「女性2000年会議」の成果文書の実施状況を評価し、さらに推進していくための今後の戦略について議論がなされました。

## 2 国内の動き

### 婦人問題企画推進本部、国内行動計画

1975年（昭和50年）に、「国際婦人年」を契機とする世界的な動きの中で、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置するとともに、有識者による「婦人問題企画推進会議」を設置しました。

こうした動きの中で、国際婦人年世界会議で採択された世界行動計画を受けて、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」を策定しました。

### 女子差別撤廃条約の批准

その後、民法・国籍法の一部改正や男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正など、男女平等に関する法律・制度の整備を進め、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を72番目に批准しました。

### 西暦2000年に向けての新国内行動計画

1987年（昭和62年）5月には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。また、1991年（平成3年）には、「ナイロビ将来戦略勧告」を受けて、「新国内行動計画」の第一次改定を行い、目標をそれまでの「男女共同参加型社会」から「男女共同参画型社会」に改めました。

### 国内推進体制の整備

国内推進体制の充実・強化を図るため、1992年（平成4年）内閣に初めて女性問題の担当大臣が任命され、1994年（平成6年）には、内閣に全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置、さらに総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」が設置されました。男女共同参画審議会は、1997年（平成9年）に法律設置となり、男女いずれかの委員数が総数の4/10を下回らないことが明記されました。

### 男女共同参画2000年プラン

1996年（平成8年）男女共同参画審議会から21世紀初頭の男女共同参画社会への展望と取り組みについて「男女共同参画ビジョン」が答申され、そのビジョンを踏まえて、我が国が直面している少子・高齢化の進展等の社会経済環境の急速な変化に対応するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

### 男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月には、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

### 男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法の制定を受け、2000年（平成12年）12月に「男女共同参画基本計画」を策定されました。国は、この基本計画に基づき社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点

を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとなりました。

この計画では11の重点目標を掲げており、2010年(平成22年)までを見通した長期的な政策の方向性を示すとともに、平成17年度末までに実施する具体的な施策を記述しています。

#### 男女共同参画会議と内閣府男女共同参画局の設置

2001年(平成13年)1月6日からの中央省庁等改革において、「男女共同参画計画」の推進を図るため内閣府の中に基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行うことができる「男女共同参画会議」が設置され、また内閣府に男女共同参画局が設置されるなど、推進体制が整備・強化されました。

#### 男女共同参画基本計画(第2次)

2005年(平成17年)12月に、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく地方公共団体や国民の取り組みも重要であることから、国と地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとしています。

この計画では12の重点分野を掲げ、それぞれについて2020年(平成32年)までを見通した長期的な政策の方向性を示すとともに、2010年(平成22年)度末までに実施する具体的な施策を記述しています。

### 3 山形県の動き

#### 山形県婦人問題推進体制、第一次県内行動計画

1977年(昭和52年)4月、今後を展望した婦人行政の総合推進を図る窓口として、これまでの青少年課を青少年婦人課に改組し、10月には知事を本部長とする「山形県婦人問題推進本部」を設置しました。

また、1978年(昭和53年)2月に、県内の有識者から意見を聞くための知事の諮問機関として「婦人問題推進懇話会」を設置し、その提言を受けて1979年(昭和54年)3月には、1987年(昭和62年)までの10年間を推進期間とする「婦人問題推進のための県内行動計画(第一次行動計画)」を策定しました。

#### 女性リーダー養成事業等

1980年(昭和55年)婦人の能力をのばし婦人リーダーを養成するために、婦人大学講座を開設しました。また、1986年(昭和61年)から開設した家庭教育・洋上セミナーでは、途中名称を変えながら13年間で延べ3,483名が参加し、各地域に新たなグループ、リーダーが誕生しました。また、1990年(平成2年)から5年間、女性リーダーの総合講座として「ミズ・コメント養成講座」を開設し、約450名の修了生は県内各地で活躍しています。

#### 「新やまがた女性プラン」の策定～「山形県女性議会」の開催

1988年(昭和63年)3月、男女共同参画による豊かな地域社会の実現を目指す「新やまがた女性プラン～新しい男女共同社会をめざして～」(以下「女性プラン」という。)を策定しました。これは、1979年(昭和54年)3月に策定された第一期行動計画「県内行動計画」に継ぐもので、これまでの推進期間中の取り組みの成果を踏まえ、来るべき21世紀を展望した取り組むべき課題を設定し、男女共同参画社会の実現に向けた県民の指標を掲げました。

1988年(昭和63年)11月に県庁講堂において、女性プランを広く県民に知ってもらうため、「山形県(模擬)女性議会」を県と県婦人団体連絡協議会の主催で開催しました。

#### 「新やまがた女性プラン」第一次改定～「時を紡ぐやまがたの女性たち」

「女性プラン」策定後、ナイロビ将来戦略の見直しと勧告、新国内行動計画の第一次改定などの動きの中、本県においても「山形県新総合発展計画」が新たに策定され、これらとの整合を図りながら、1995年(平成7年)3月「女性プラン」の第一次改定を行いました。総合目標として、21世紀に向けて男女共同参画による豊かな地域社会の実現を掲げ、また、県の審議会等全体の平均登用率を20%以上とする具体的目標を掲げました。

1990年(平成2年)から着手した山形県の女性の歩みの編纂事業が終了し、「時を紡ぐやまがたの女性たち」を平成7年3月に刊行しました。

#### 「山形県男女共同参画計画」の策定～男女共同参画センターの開設

1999年(平成11年)6月に「男女共同参画社会基本法」が成立し、その中で、各都道府県の計画策定が義務づけられ、また、「女性プラン」(第二期県内行動計画)の推進期間が2001年3月(平成12年度)で終了することから、平成13年度から22年度までの10年間を推進期間とする新たな県内行動計画として「山形県男女共同参画計画」(以下「参画計画」という。)を策定しました。

また、1994年(平成6年)の「女性プラン」(第一次改定)の中で、基本施策として掲げられた「女性総合センター(仮称)」が、基本構想、基本計画を経て、2001年(平成13年)4月に「男女共同参画センター」としてオープンしました。

2000年(平成12年)には、青少年女性室を男女共同参画室に改組、また本部名も「男女共同参画推進本部」(本部長：副知事)に改組し、男女共同参画行政の推進体制の強化を図りました。

#### 「山形県男女共同参画推進条例」の制定、山形県男女共同参画審議会の設置

2002年(平成14年)7月、市町村及び国と連携・協力しながら、県が県民、事業者と一体となって男女共同参画を進めるため、「山形県男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

また、同年11月に、条例第20条の規定により、男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、知事の諮問機関として「山形県男女共同参画審議会」を設置しました。

#### 女性施策推進体制の強化

2005年(平成17年)4月、女性の声を県政に反映させ、女性が力を発揮できる環境づくりに積極的に取り組んでいくため、男女共同参画室を女性青少年政策室に改組し、組織体制が強化されました。

所管する男女共同参画、青少年対策、少子化対策は、今後の元気で豊かな山形県を創り上げていく上で、女性の視点や声を反映させることが特に求められている分野であることから、庁内各部局にまたがったの関連施策の調整・連携を図る全庁調整を担うこととなりました。

#### 「山形県男女共同参画計画(改訂版)」・「山形県DV被害者支援基本計画」の策定

2001年(平成13年)3月に策定した参画計画の計画期間の中間年となる2005年(平成17年)度に、社会情勢の変化やこれまでの取り組みの成果・課題を踏まえ、現行計画を見直し、2010年(平成22年)度までの男女共同参画を推進するための行政や県民の取り組みを具体的に示した「山形県男女共同参画計画(改訂版)」を、2006年(平成18年)3

月に策定しました。

また同じく、2004年（平成16年）12月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第1項において、都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が義務づけられたことを受けて、「山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

# 山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日

山形県条例第45号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 - 第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条 - 第19条）

### 第3章 男女共同参画審議会（第20条 - 第26条）

### 附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によってのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によって役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

( 広報活動等 )

第 9 条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

( 教育の推進等 )

第 10 条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 家庭生活における活動とその他の活動との両立支援 )

第 11 条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 県民等の活動に対する支援 )

第 12 条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 市町村への支援 )

第 13 条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 調査研究 )

第 14 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

( 事業者の調査協力 )

第 15 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

( 男女共同参画の推進の状況等の公表 )

第 16 条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

( 苦情等及び相談への対応 )

第 17 条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第 7 条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

( 推進体制の整備 )

第 18 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

( 財政上の措置 )

第 19 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 男女共同参画審議会

#### (審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

#### (会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

#### (会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

#### (庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

#### (委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 男女共同参画基本法

平成11年6月23日法律第78号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条 - 第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 - 第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条 - 第28条）

### 附則

#### （前文）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が

尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男

女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

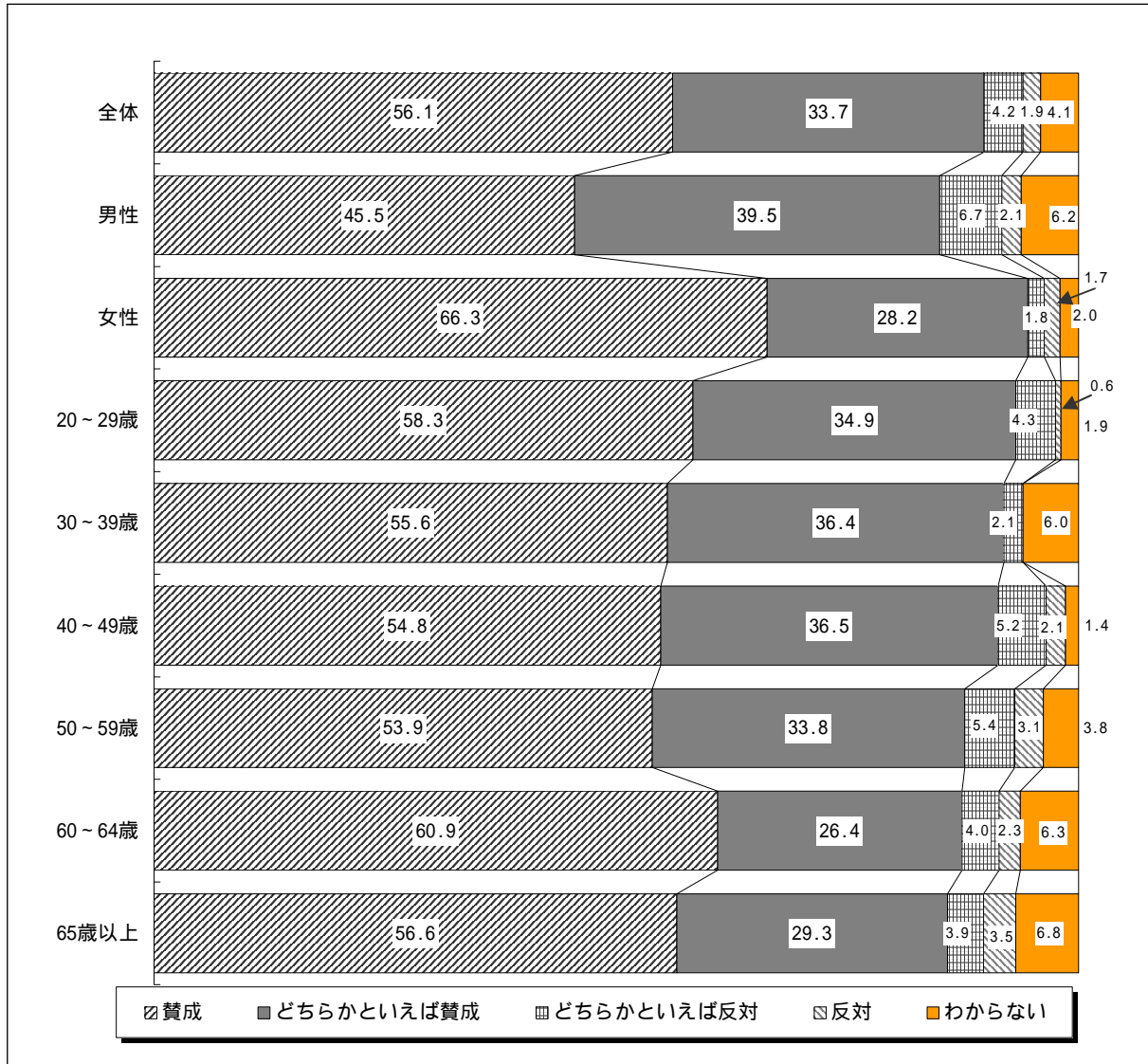
第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

## 参考データ

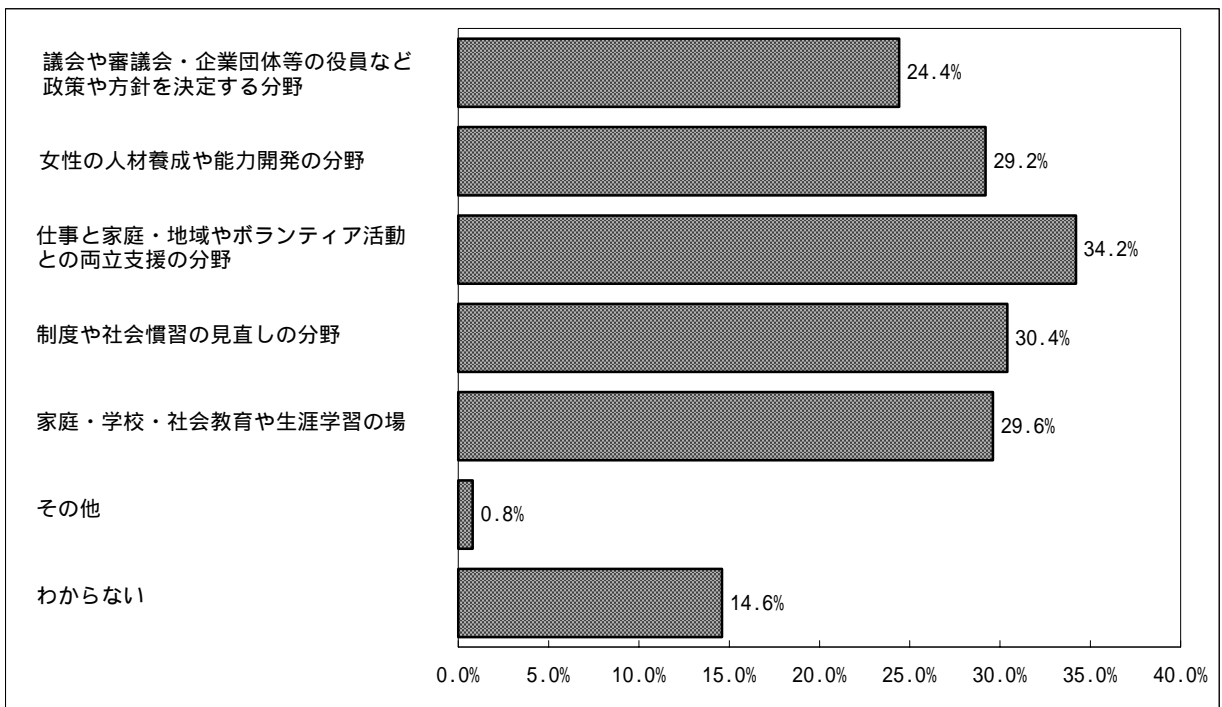
### 1 平成15年度新世紀やまがた課題調査（抜粋）

#### （1）男女が共に仕事を持ち、夫婦で家事育児を協力分担することについて（性別、年齢別）

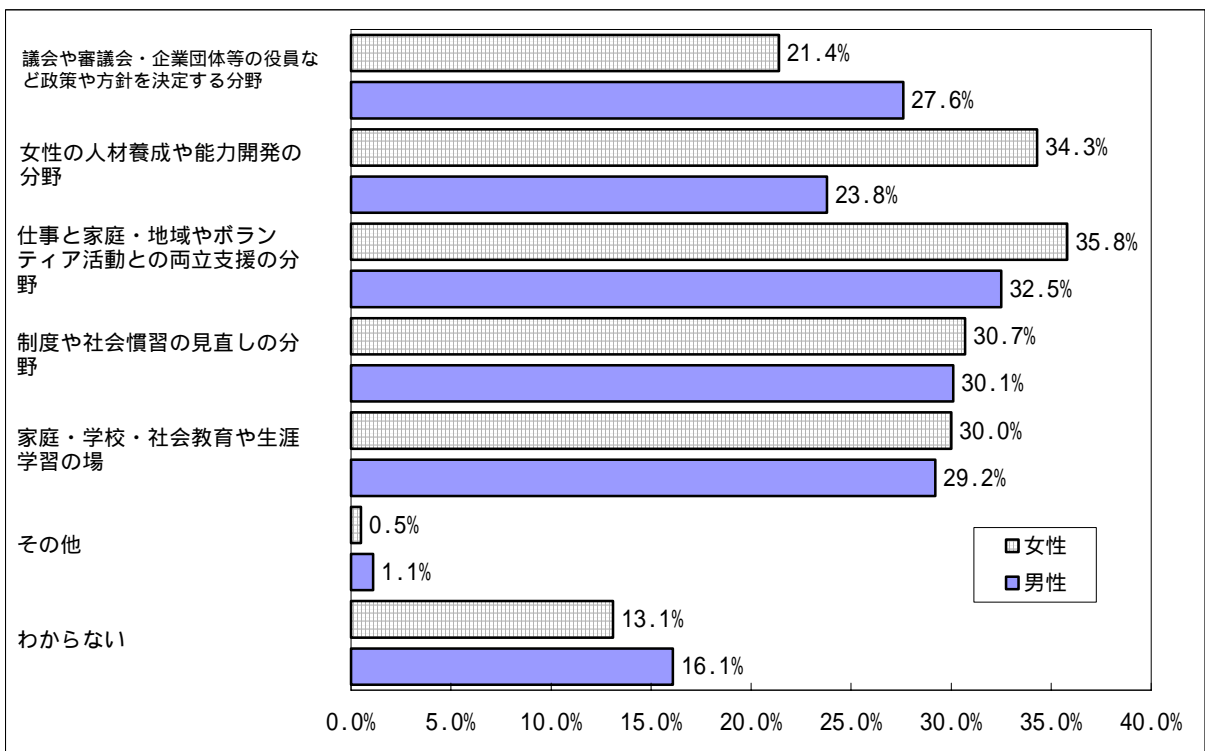


(2) 男女共同参画社会の実現のために重視する分野について

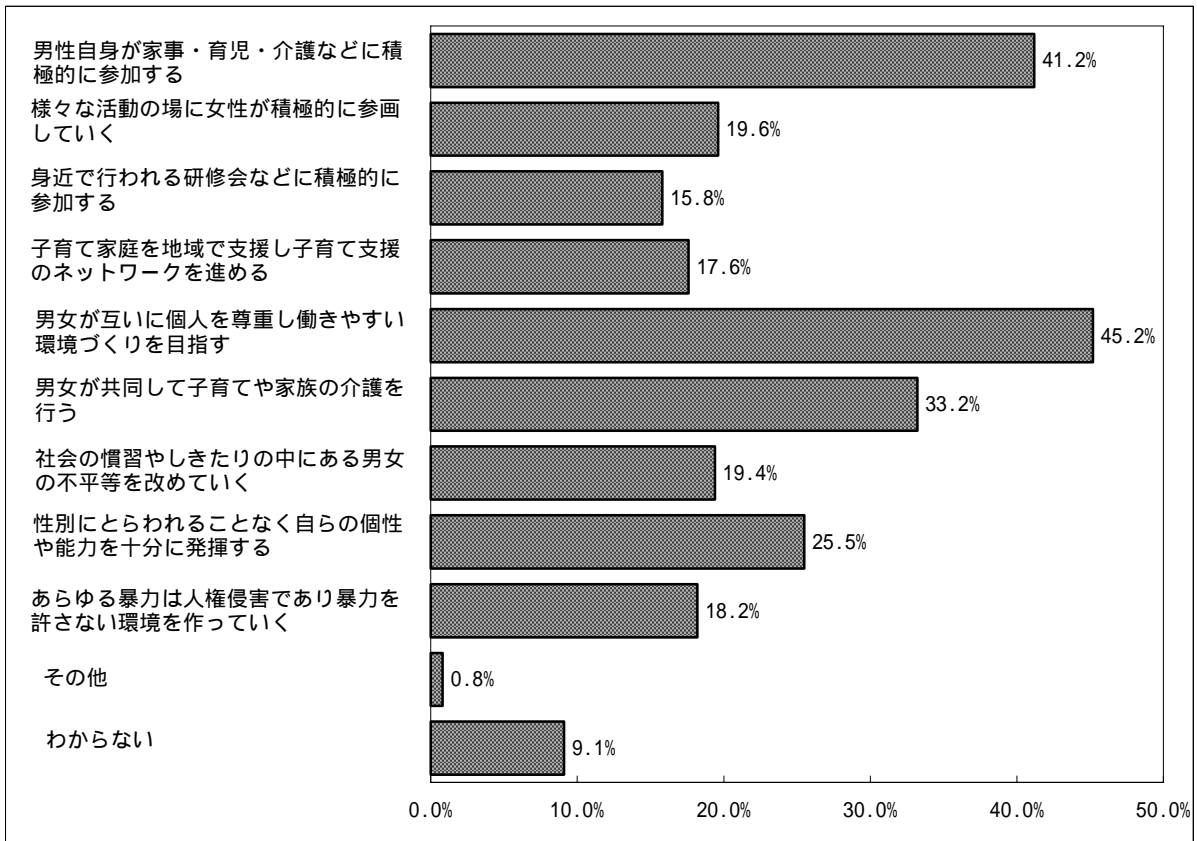
全体



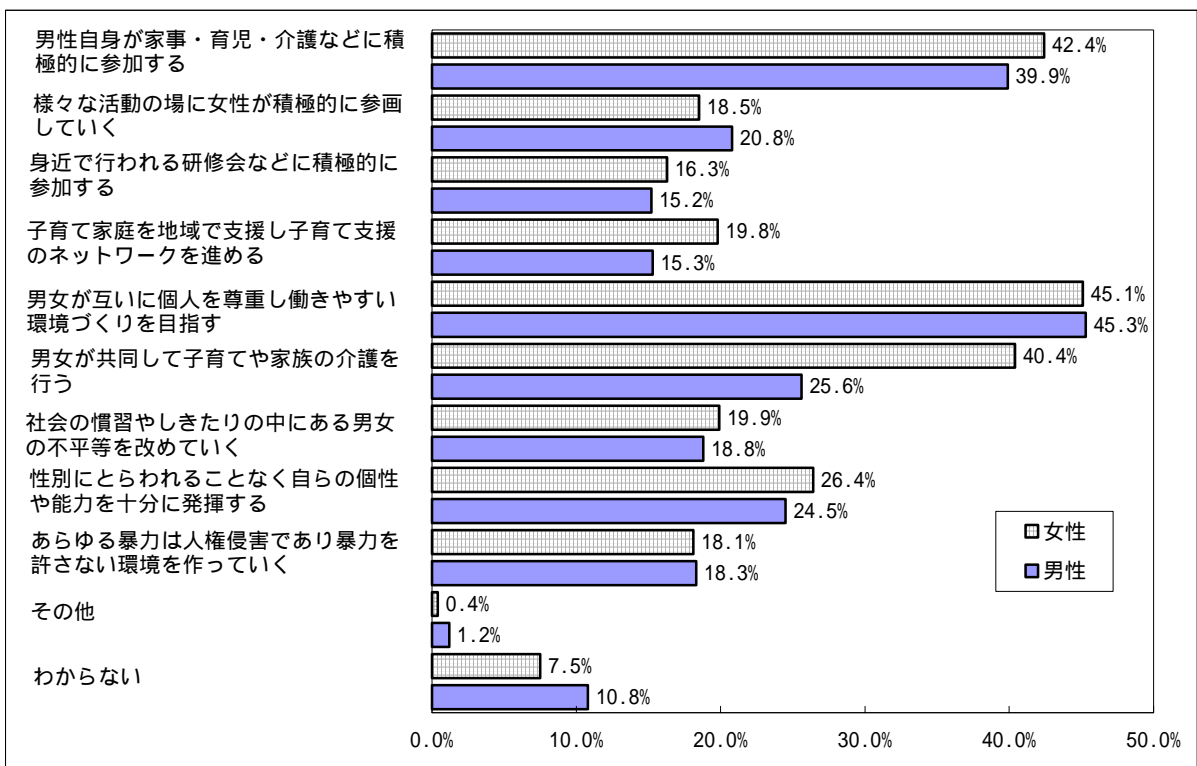
男女別



(3) 男女共同参画の推進に期待すること  
 関心を持ち、関わってもよいと思えること  
 ア 全体

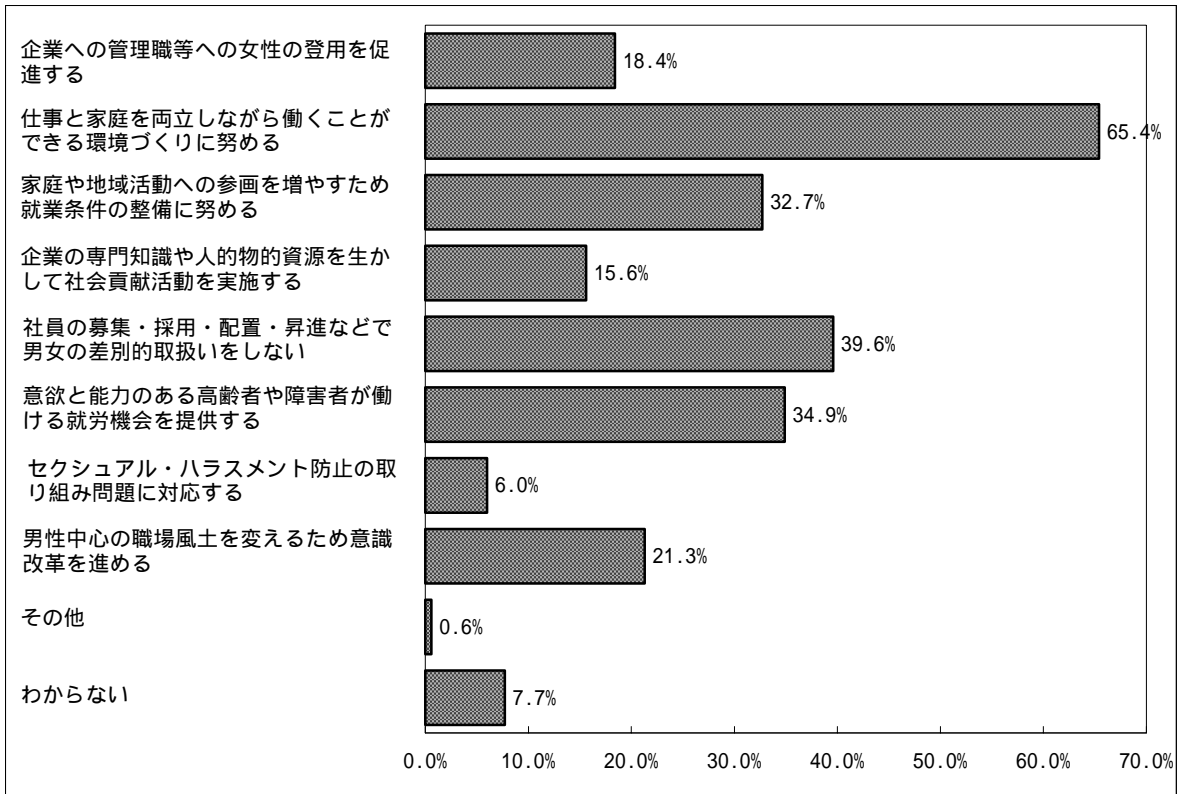


イ 男女別

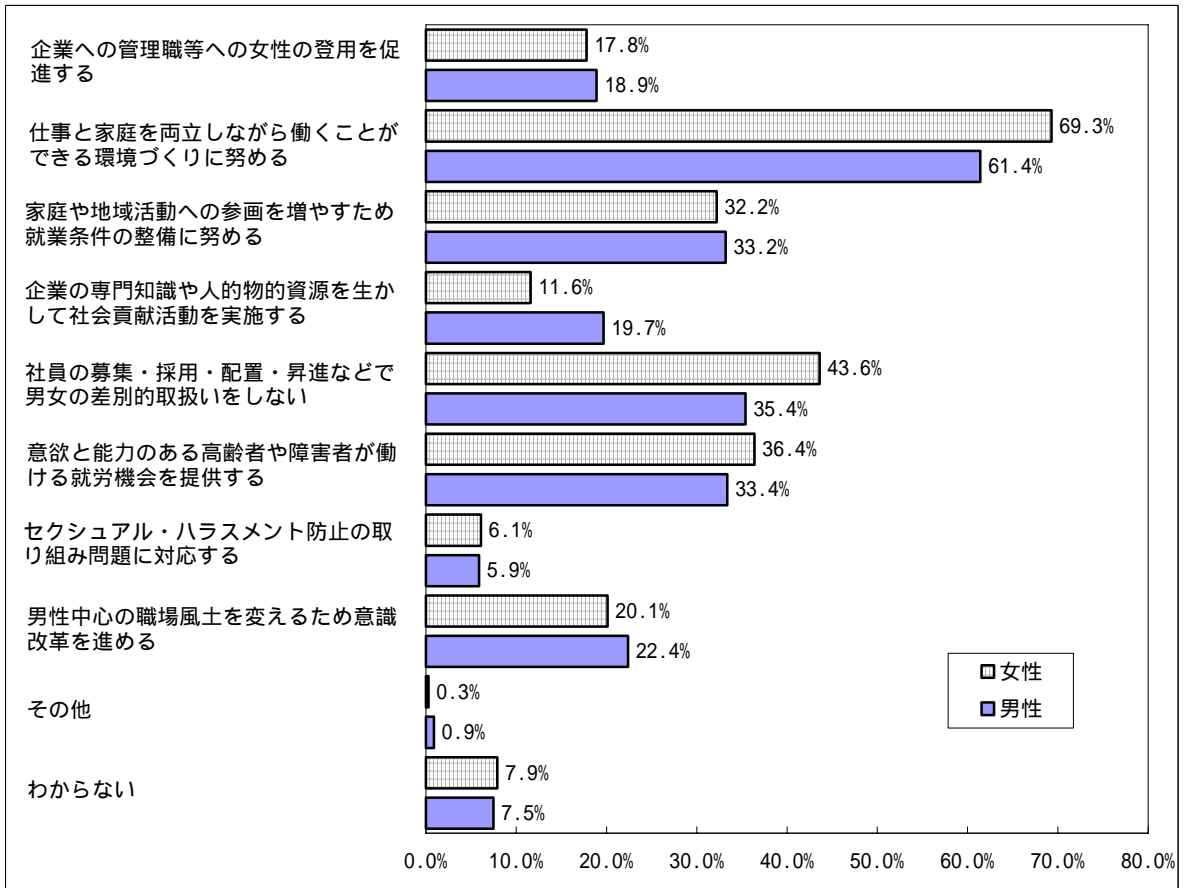


## 企業に期待すること

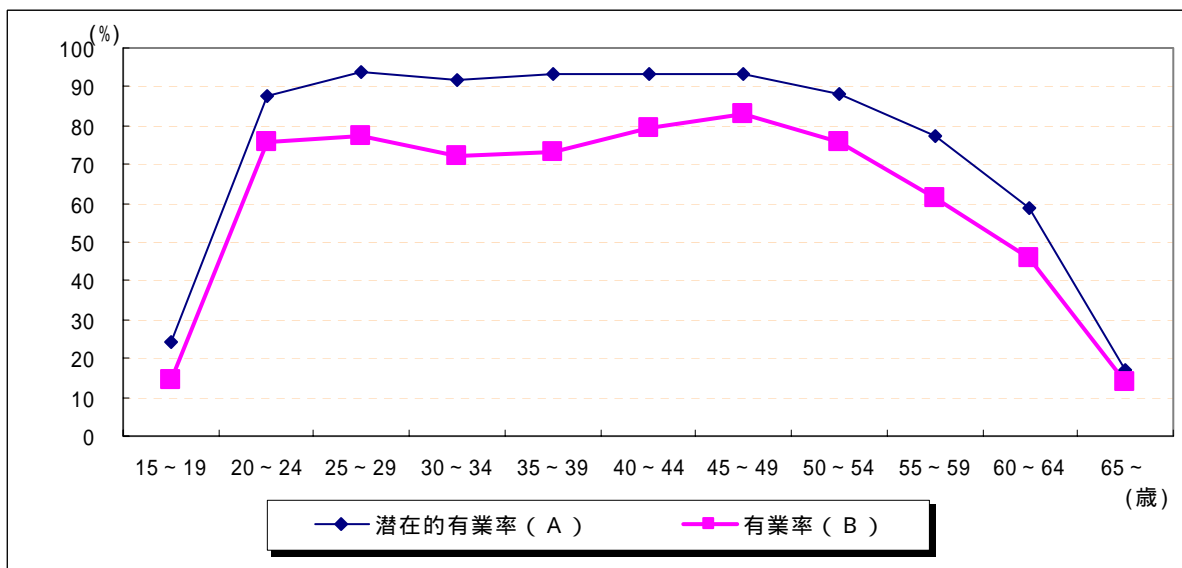
### ア 全体



### イ 男女別



## 2 本県女性の年齢階層別潜在的有業率と年齢階層別有業率比較

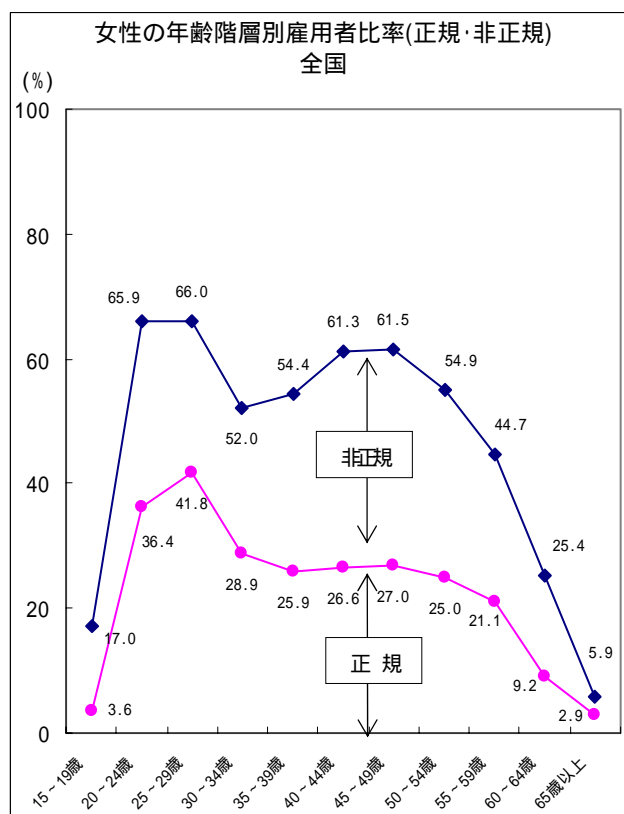
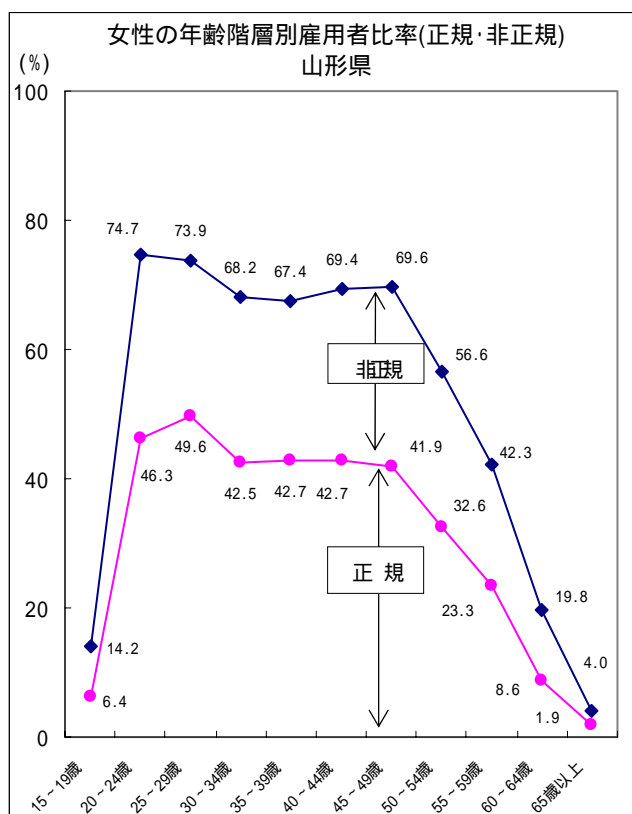


(単位：%)

年齢階層	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～
潜在的有業率(A)	24.3	87.7	94.0	91.6	93.3	93.3	93.4	88.2	77.2	58.6	17.1
有業率(B)	14.5	75.7	77.4	72.0	73.0	79.4	83.1	76.0	61.2	45.7	13.8
(B) - (A)	-9.8	-12.0	-16.6	-19.6	-20.3	-13.9	-10.3	-12.2	-16.0	-12.9	-3.3

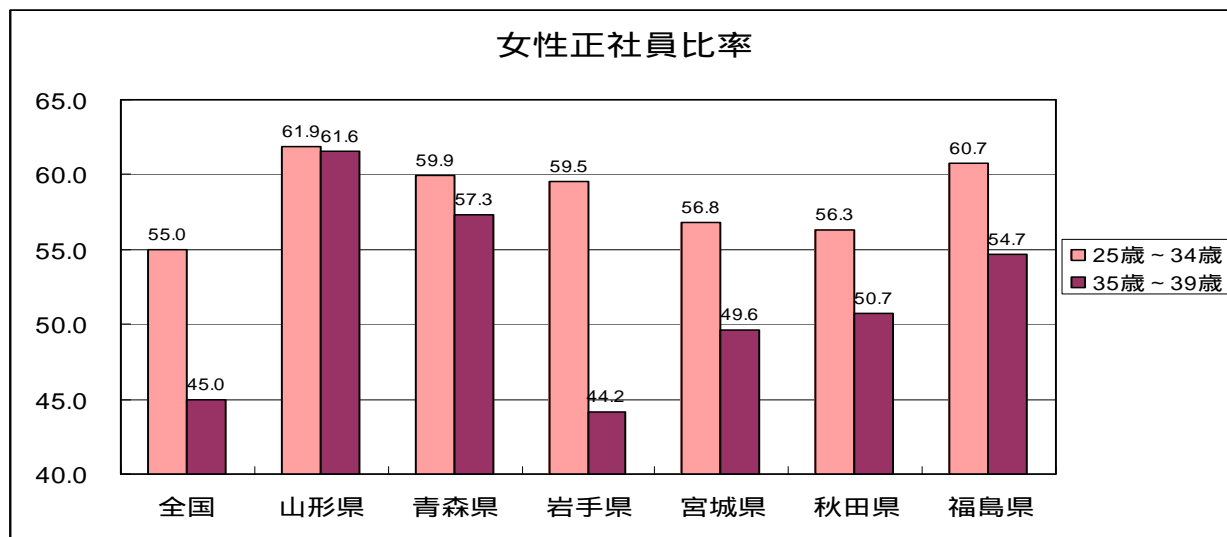
(資料：総務省「平成14年就業構造基本調査」)

## 3 女性の年齢階層別正規・非正規社員の状況



(資料：総務省「平成14年就業構造基本調査」)

#### 4 女性の正社員比率（全国及び東北各県比率）



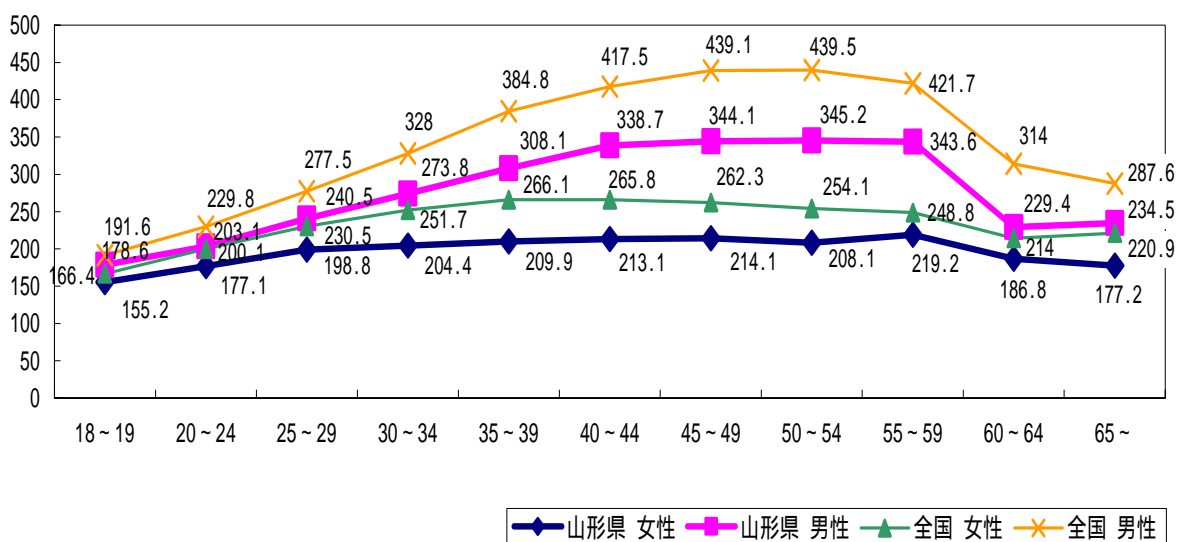
（資料：総務省「平成14年就業構造基本調査」）

#### 5 男女間の賃金格差について

**一般労働者の賃金実態**

区分	平均年齢 (歳)	勤続年数 (年)	決まって支給する 現金給与額		所定内給与額		年間賞与 その他特別給与		
			(千円)	前年比	(千円)	前年比	(千円)	前年比	
山形県	女性	40.2	10.9	204.4	106.1%	192.1	105.8%	459.7	118.4%
	男性	40.6	13.4	298.3	101.5%	271.7	101.1%	622.3	100.0%
全国	女性	38.3	9.0	241.7	101.0%	225.6	100.6%	601.8	97.5%
	男性	41.3	13.4	367.7	99.8%	333.9	99.5%	1,014.6	96.2%
男女間 賃金格差	山形県			68.5%	+2.9%	70.7%	+3.1%		
	全国			65.7%	+0.8%	67.6%	+0.8%		
全国との 賃金格差	女性			84.6%	+4.1%	85.2%	+4.2%		
	男性			81.1%	+1.4%	81.4%	+1.3%		

**年齢階級別決まって支給する現金給与額**



（資料：厚生労働省「平成16年賃金構造基本統計調査」）

## 6 夫と妻の生活時間について

	全 国				山 形 県	
	夫も妻も有業(共働き)の世帯		夫が有業で妻が無業の世帯		25～44歳有業者	
	夫	妻	夫	妻	男	女
<b>1次活動</b>	<b>10.14</b>	<b>10.02</b>	<b>10.15</b>	<b>10.18</b>	<b>10.11</b>	<b>10.29</b>
睡眠	7.37	7.08	7.37	7.18	7.44	7.13
身の回りの用事	1.00	1.16	1.01	1.16	1.05	1.18
食事	1.37	1.38	1.37	1.45	1.22	1.26
<b>2次活動</b>	<b>8.10</b>	<b>9.05</b>	<b>8.17</b>	<b>7.04</b>	<b>8.43</b>	<b>8.32</b>
通勤・通学	0.44	0.25	0.53	0.01	0.38	0.28
仕事	7.01	4.29	6.51	0.03	7.27	5.35
家事関連時間	0.25	4.12	0.32	6.59	0.39	2.65
<b>3次活動</b>	<b>5.36</b>	<b>4.53</b>	<b>5.28</b>	<b>6.37</b>	<b>5.06</b>	<b>4.80</b>
休養等自由時間活動	3.30	3.00	3.21	3.51	2.60	2.80
積極的自由時間活動	0.58	0.42	0.58	1.05	0.58	0.40
交際・付き合い	0.21	0.19	0.19	0.28	0.18	0.38

(資料：総務省「平成13年社会生活基本調査」) 山形県は全国と同じデータがないため25～44歳有業者で掲載)

## 7 農林業女性従事者数及び構成比

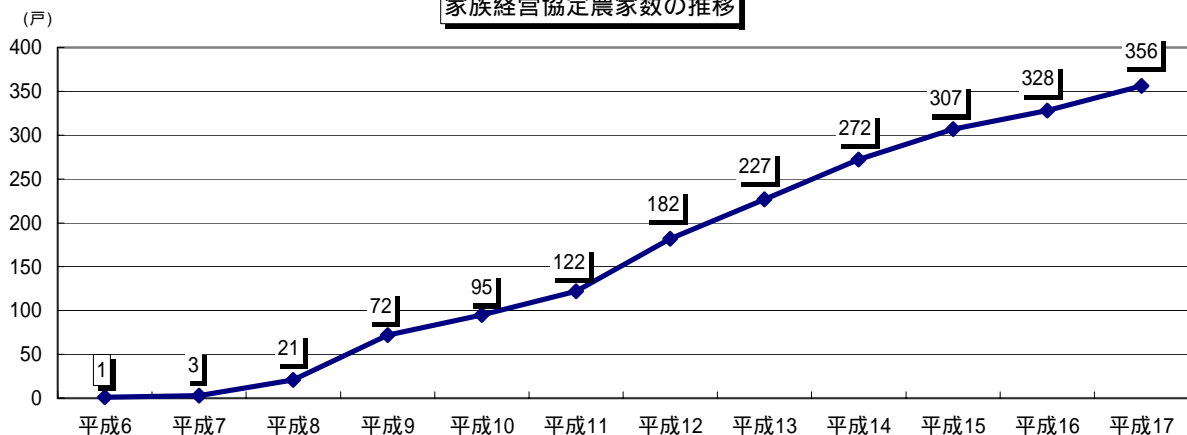
### 農業就業人口(販売農家)

(単位：人、%)

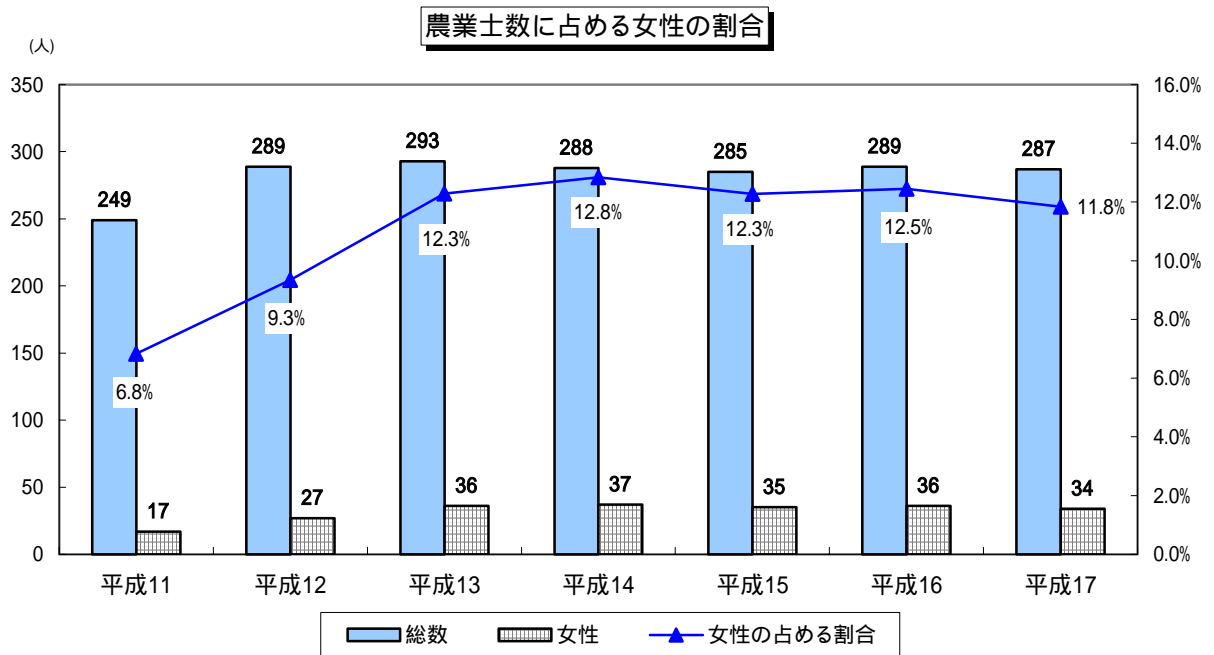
	平成12年		平成17年	
	就業人口	割合	就業人口	割合
総 数	93,536	100.0	85,384	100.0
女 性	49,070	52.5	42,943	50.3
男 性	44,466	47.5	42,441	49.7

(資料：山形県「2000年世界農林業センサス結果報告書」、「2005年農林業センサス農林業経営体調査」)

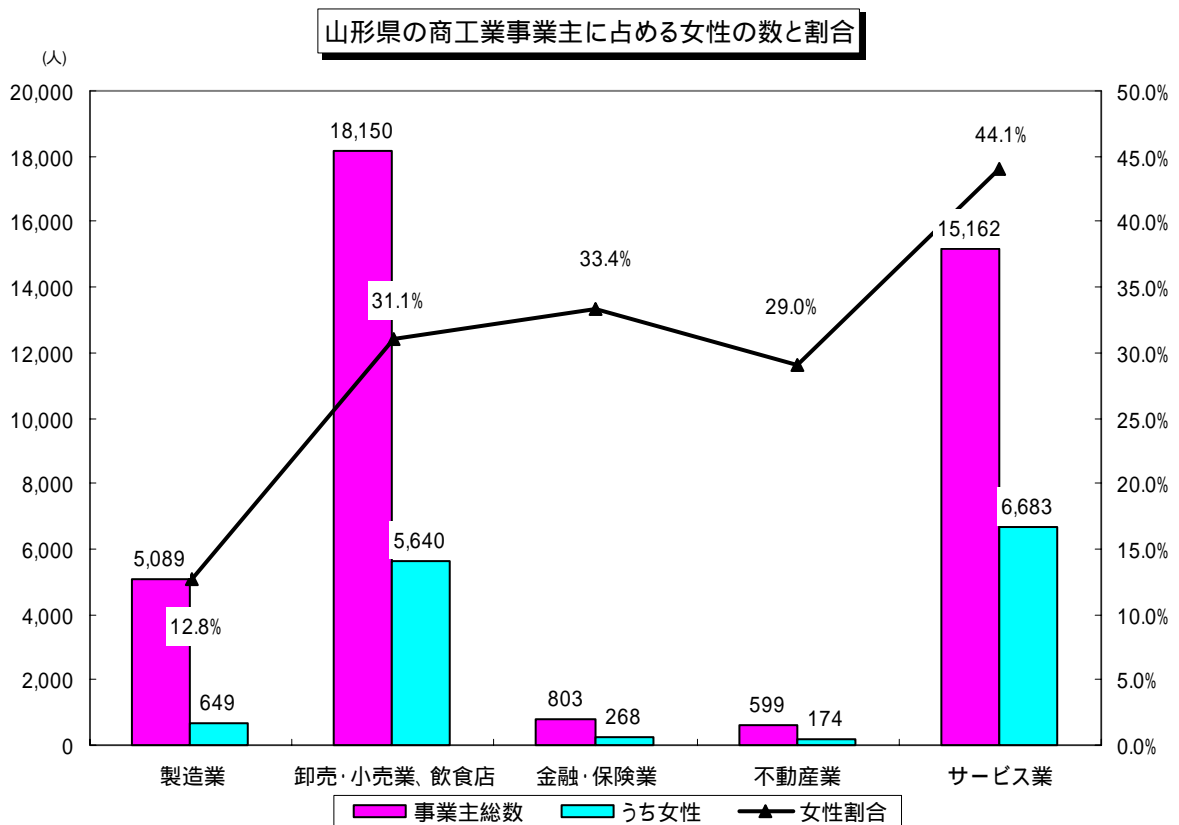
### 家族経営協定農家数の推移



(資料：山形県農業技術課調べ(平成13年まで毎年8月、平成14年からは毎年3月末)現在)



## 8 商工業の事業主及び家族従業者数に占める女性の数と割合



## 山形県男女共同参画計画(改訂版)

平成 18 年 3 月発行

発行者 山形県文化環境部女性青少年政策室

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 - 1

電話 023-630-2694

ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>